

平成 1 9 年度 業務実績報告書

平成 2 0 年 6 月
公立大学法人
名古屋市立大学

大学の概要

(1) 現況

① 大学名

公立大学法人 名古屋市立大学

② 所在地

川澄キャンパス 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1
山の畑キャンパス 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1
田辺通キャンパス 名古屋市瑞穂区田辺通 3－1
北千種キャンパス 名古屋市千種区北千種 2 丁目 1－1 0

③ 役員の状況

理事長(学長) 西野 仁雄
理事数 7 名 (理事長及び副理事長を含む。)
監事数 2 名

④ 学部等の構成

(学部)
医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部
(研究科)
医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、
システム自然科学研究科、看護学研究科、
(附属施設等)
自然科学研究教育センター、産学官・地域連携推進センター、総合情報センター、医学
部附属病院、分子医学研究所、実験動物研究教育センター、経済研究所、人間文化研究所

⑤ 学生数及び教職員数 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

学生 3,126 名
大学院生 720 名
教員数 511 名
職員数 986 名

(2) 大学の基本的な目標

名古屋市立大学は、知の創造と継承をめざして真理を探究し、これに基づく教育を通じて社会に貢献することのできる有為な人材を育成するとともに、その成果を広く社会に還元することにより、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上に寄与していく。また、常に社会に開かれ、市民が集い市民と共に歩む広場 (A g o r a) として機能し、市民の幸せの実現、地域社会の活性化、ひいてはわが国及び国際社会の発展に貢献することをめざす。

※参考指標

- ・就職率：96.4% (平成 18 年度学部卒業生の就職希望者に占める就職率)
- ・授業料：年間 535,800 円 (一般学部生・大学院生)
- ・学生一人当たり経常費：7,049 千円 (附属病院の経費を除いた場合 2,428 千円)
- ・教員一人当たり学生数：7.5 人 (学生数 3,846 人／教員数 511 人)

全体的な状況

1 中期計画の全体的な進捗状況 大学の教育に関する目標については、経済学部学科再編を行うとともに、看護学研究科専門看護師教育課程を開設した。また、医学研究科修士課程及び看護学研究科実践コース助産学分野の設置準備を進め、いずれも平成20年4月1日に開設した。 大学の研究に関する目標については、名古屋工業大学、岐阜薬科大学・静岡県立大学、名城大学と協定を締結し、大学間の連携に基づく共同研究と、外部研究資金獲得へ向けた共同申請とを推進する基盤を構築した。 大学の社会貢献等に関する目標については、各種の講座を多数開催するとともに、多くの市民や企業、行政と各種の連携を行った。また、健康教育研究推進センターにおける「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成19年度老人保健健康増進等事業として採択され、名古屋市を始めとする関係機関と連携して、高齢者健康づくり指導者養成セミナーを開講した。 大学の国際交流に関する目標については、国際交流を総合的に所管する「国際交流推進センター」を設置し、国際交流をより一層推進する体制を整備した。 附属病院に関する目標については、新外来診療棟を開院するとともに、「分娩成育先端医療センター」を設置した。また、東市民病院との電子カルテ連携システムを構築した。病院機能評価については、20年2月18日に認定された。さらに、20年2月に「地域がん診療連携拠点病院」に指定されるとともに、3月には「肝疾患診療連携拠点病院」の指定通知を受けた。 業務運営の改善及び効率化に関する目標については、教員倫理綱領及び行動指針の整備、内部通報・相談窓口の設置など、大学運営での法令順守（コンプライアンス）への取り組みを強化した。また、学内保育所設置準備を進め、平成20年4月に開設した。 その他の業務運営に関する目標については、名古屋市が誘致を目指す生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催に向け、講演会の開催等により積極的に協力した。また、教養教育において「環境問題への多面的アプローチ」を開講するとともに、芸術工学研究科において環境とデザインをテーマとした名古屋商工会議所冠講座を開講する等、環境問題の解決に積極的に取り組んだ。 以上のように、全体としては、中期計画を順調に実施していると認められる。 2 項目別の状況のポイント I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第1 教育に関する目標	(1) 教育の内容等に関する目標 ① 東海地域の高等学校だけでなく、北陸及び近畿地方の高等学校へも訪問活動を行うとともに、本学において高等学校教員を対象とした大学説明会を開催する等、志願者の増加を図るための広報を充実させた。 ② TOEIC、TOEFL等の検定試験成績による単位認定を20年度より実施することとした。 ③ 経済学部において、経済学科・経営学科の2学科体制から、より専門性を高めた公共政策学科・マネジメントシステム学科・会計ファイナンス学科の3学科体制とする再編を行った。 ④ 看護学研究科専門看護師教育課程を開設した。また、医学研究科修士課程及び看護学研究科実践コース助産学分野の設置準備を進め、平成20年4月1日に開設した。 ⑤ 学業成績優秀な学生に対する表彰制度及び奨学金制度として「名古屋市立大学奨学金授与規程」を整備した。 (2) 教育の実施体制等 教養教育改革担当理事補佐を設置するとともに、教養教育改革実現のため新たな全学的責任部局の設置などについて検討をすすめ、平成20年度に「教養教育推進機構」、「教養教育実施委員会」、「教養教育ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」を設置することを決定した。 (3) 学生への支援 ① 民間企業での経験を有し、キャリアコンサルタントの資格を有する相談員を採用するとともに、キャリアナビシステムを導入し、就職支援の充実を図った。 ② TOEIC、TOEFL等の資格取得支援として、受験料の全額を補助する制度を整備し、実施した。 第2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等 特別研究奨励費については、「環境問題の解決と挑戦」「地域貢献研究」を重点課題、「健康福祉の向上」「国際交流・国際共同研究」「教育方法の改革・改善」「大学間連携の推進」を一般課題として配分した。 (2) 研究の実施体制 ① 「平成18年度特別研究奨励費実績報告書」について評価を行い、それをもとに平成19年
--	---

度特別研究奨励費の配分を行った。 ② 名古屋工業大学、岐阜薬科大学・静岡県立大学、名城大学と協定を締結し、大学間の連携に基づく共同申請を推進する基盤を構築した。 ③ 「公立大学法人名古屋市立大学受託研究員規程」「公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程」「公立大学法人名古屋市立大学特任教員に関する規程」を整備し、民間企業等から研究員を迎え入れる体制を構築した。 第3 社会貢献等に関する目標 (1) 市民・地域社会との連携 ① 市民公開講座、授業公開、サイエンスカフェ（システム自然科学研究科主催、人間文化研究科主催）、連続講座等の講座を実施した。 ② 本学学生、桜山商店街、名古屋市、社会福祉法人A J U自立の家などにより協議会を設置し、商店街の活性化に取り組んだ。 (2) 産学官連携 ① 健康教育研究推進センターにおける「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成19年度老人保健健康増進等事業として採択され、名古屋市を始めとする関係機関と連携して、高齢者健康づくり指導者養成セミナーを開講した。 ② 医学研究科において、寄附講座「関節再建医学」を開設した。また、芸術工学研究科において、名古屋商工会議所冠講座「未来の環境に配慮したトランスポーターのデザイン」を実施した。 第4 国際交流に関する目標 学術推進室に国際交流担当主査を配置し、国際交流をより一層推進するための体制を強化した。また、海外の大学との交流、教員及び学生の海外派遣、外国人研究員や留学生の受け入れ等、国際交流を総合的に所管する「国際交流推進センター」を設置した。 第5 附属病院に関する目標 ① 東市民病院との電子カルテ連携システムを構築した。 ② 新外来診療棟を開院した。 ③ 胎児期から新生児期にいたる新たな診療治療技術の開発・導入を、産科及び小児科が機能的に一体となっていく「分娩成育先端医療センター」を設置した。 ④ 一般病棟において7：1看護を実施した。 ⑤ 病院機能評価の認定の取得について、12月12日～14日で受審し、20年2月18日に認定された。	⑥ 20年2月に「地域がん診療連携拠点病院」に指定されるとともに、3月には「肝疾患診療連携拠点病院」の指定通知を受けた。 第6 情報システムの改善に関する目標 電子ジャーナルを7,886種類に増加（18年度は4,222種類）させるとともに、管理ツールを導入し、利用者の利便性を向上させた。 Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 ① 教養教育改革担当及び評価担当の理事長補佐を、教員から各々1名任命した。 ② 監査評価室を設置し監査機能の強化を図るとともに、教員倫理綱領及び行動指針の整備、内部通報・相談窓口の設置など、法令順守（コンプライアンス）に努めた。 ③ 女性教員の勤務環境等の改善を図るため、育児休業代替教員制度を設け、平成20年4月1日に育児休業代替教員として1名雇用することとした。 Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 理事長裁量経費を2千万円増額し、国際交流事業等に重点配分した他、学内保育所の整備に用いた。 Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標 監査評価室の設置及び理事長補佐（評価担当）の創設により、自己点検・評価の体制を整備した。 Ⅴ その他の業務運営に関する重要目標 ① 生物多様性条約事務局より講師を迎えた講演会や、C O P 10 誘致協賛名古屋市民フォーラムの実施等により、名古屋市が誘致を目指す生物多様性条約第10回締約国会議（C O P 10）の開催に向けて積極的に協力した。 ② ハラスメント対策委員、相談員、学外カウンセラーによりハラスメント防止対策体制を整備した。 ③ 学内保育所設置準備を進め、平成20年4月に川澄キャンパス西棟1階に「さくら保育所」として開設した。 3 項目横断的な事項の実施状況 (1) 地域貢献 本学は、名古屋市民によって支えられる大学として、魅力ある地域社会づくりに貢献していく使命を有している。このため、次のように取り組みを行った。 ① 本学主催講座として、市民公開講座を7講座、授業公開を8講座、サイエンスカフェ（シス
---	--

テム自然科学研究科主催)を12講座、サイエンスカフェ(人間文化研究科主催)を10講座等、多くの市民向けの講座等を実施した。 ② 青少年への科学技術思想の普及として、名古屋市教育委員会主催の「教えて博士!なぜ?なに?ゼミナール」や「ひらめき☆ときめきサイエンス」、「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」による講座を開催した。 ③ 名古屋市等と連携し、シンポジウムの開催や受託研究事業を実施した。 ④ 特別研究奨励費について、「地域貢献研究」を重点課題として募集し、配分を行った。 ⑤ 本学学生、桜山商店街、名古屋市、社会福祉法人A J U自立の家などにより協議会を設置し、商店街の活性化に取り組んだ。また、有松地区の開村400年記念事業に本学教員及び学生が参画し、企画運営に協力した。 ⑥ 総合情報センター(図書館)の市民利用時間について検討し、20年度より、山の畑分館及び川澄分館において全開館時間帯を市民が利用できるようにした。 (2) 健康と福祉の向上への取り組み 本学は、「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」を目指しており、この実現のため、次のような取り組みを行った。 ① 附属病院においては、新外来診療棟を開院するとともに、「分娩成育先端医療センター」を設置した。また、東市民病院との電子カルテ連携システムを構築した。 ② 健康教育研究推進センターにおける「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成19年度老人保健健康増進等事業として採択され、名古屋市を始めとする関係機関と連携して、高齢者健康づくり指導者養成セミナーを開講した。	③ 看護学研究科専門看護師教育課程を開設するとともに、医学研究科修士課程及び看護学研究科実践コース助産学分野の設置準備を進めた。 ④ 看護学研究科において、地域の看護職者を対象とする「生涯学習セミナー」や「看護研究サポートプロジェクト」を実施した。 (3) 環境問題への取り組み 本学は、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」を目指しており、これを実現するため、次のような取り組みを行った。 ① 生物多様性条約事務局より講師を迎えた講演会や、C O P10 誘致協賛名古屋市民フォーラムの実施等により、名古屋市が誘致を目指す生物多様性条約第10回締約国会議(C O P10)の開催に向けて積極的に協力した。 ② 芸術工学研究科において、名古屋商工会議所冠講座「未来の環境に配慮したトランスポーターのデザイン」を実施した。 ③ テーマ科目として「環境問題への多元的アプローチ」を開講し、環境問題に対する課題探求型教育を充実させた。また、経済学部専門教育科目として「環境経済学」を開設し、人文社会学部専門教育科目として、「環境社会学」の開設準備を進めた。 ④ 特別研究奨励費について、「環境問題の解決と挑戦」を重点課題として募集し、配分を行った。 ⑤ なごや環境大学共育講座として、「地域で環境を考える」をテーマにした「持続可能な社会Ⅴ」、「途上国の発展と環境問題を考える」をテーマにした「持続可能な社会Ⅵ」を開催した。 ⑥ 大学祭において、「なごや・ユニバーサル・エコ・ユニット」がエコ活動の推進企画を実施し、昭和保育園の「エコキッズ」がステージに出演する等、環境問題に取り組んだ。
---	---

項目別の状況	
	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第1 教育に関する目標 教育は、大学の最も重要な使命であり、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。 1 教育の内容等に関する目標
	中期目標 (1) 入学者受入れの方針 ア 学部教育 勉学への強い意欲を持ち、十分な基礎学力を備え、人間性に優れた、将来、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を選抜する。 イ 大学院教育 基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を選抜する。 (2) 教育内容 ア 学部教育(教養教育) 教養教育では、社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図ることを目標とする。そのため、総合大学としての特性を活かした全学的・学際的な教養教育体制の確立を図り、次の項目を重点的に実施する。 (ア) 人類の歴史と文化を継承すべき社会人としての教養を涵養する。 (イ) 地球規模的な視野、総合的な判断力を養成し、今日的問題意識を涵養する。 (ウ) 自然と共生し、生命あるものを慈しむ豊かな人間性を涵養する。 (エ) 専門教育に円滑に進むための基礎的学力の修得を図る。 (オ) 高度情報化社会に対応できる基礎的知識の修得を図る。 (カ) 基本的コミュニケーション能力の修得を図るとともに、国際社会における相互の文化について理解を深める。 イ 学部教育(専門教育) 専門教育では、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的として、各学部の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。 (ア) 学部専門教育の到達水準を明確にし、それを推進するためのカリキュラム編成を行う。 (イ) 課題探究・解決能力を備えた創造性豊かな人材を育成する教育を推進する。 (ウ) 学生の学習意欲に柔軟に対応するため、単位互換・課外学習・交流協定に基づく海外派遣など多様な履修体系の推進を図る。 (エ) 英語による専門教育や国家資格等の取得を念頭においた専門教育の体系の整備・充実を図る。 ウ 大学院教育 大学院教育では、高度専門職業人の育成に努めるとともに、創造力豊かな若手研究者の育成により、高度かつ先進的な国際水準の研究レベルを有した人材を育成する。そのため、各研究科の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。 (ア) 基礎的、先端的な教育・研究を行い、大学院教育の充実を図る。 (イ) 研究科間及び大学間の連携など、学内外と広く連携することにより、学際的な大学院教育を推進する。 (ウ) 研究活動を通じて、次代を担う若手研究者の育成を図る。 (エ) 高度な専門性を持つ職業人を育成する。 (オ) 社会人のより高度な学習需要への対応を図る。 (3) 成績評価 授業科目ごとの学習目標、成績評価基準等を明らかにし、達成度による公正な成績評価を行い、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	評価委員会において確認した事項、 進捗状況に関するコメントなど
	(1) 入学者受入れの方針 ア 学部教育			
1	(ア) 求める学生像など各学部のアドミッションポリシー（入学者受入方針）を明確にする。	年度計画なし		
2	(イ) 入学者の追跡調査等を行い、センター試験を活用した一般選抜のほか、多様な入学者選抜方法（面接、推薦、帰国子女特別選抜、学部編入学、留学生特別選抜等）を検討及び実施する。	[1] 後期日程のあり方を見直すとともに、地元優先枠制度の導入、試験科目及び足切り制度の見直しなどについて検討する。 また、受験生の動向、入学者の追跡調査結果を分析するとともに、選抜方法ごとの定員割り振りの一部見直しについても検討する。 また、他大学の優良な入試過去問題の活用を検討する。	- 後期日程のあり方について検討し、経済学部では後期日程の入学定員を 80 名から 70 名へ減員することを決定した。また、その他の学部においても検討を進めた。 - 地元優先枠制度の導入について検討し、看護学部では、入学者の出身地は名古屋市内・尾張地区で 55%を占めており、現在はこれ以上の優先は必要ないと判断したが、引き続き動向を見極めながら検討していくこととした。また、その他の学部においても検討を進めた。 - 試験科目の見直しについて検討し、経済学部では、後期日程Mコースについて、個別学力検査の科目を数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲ、数A、数B、数Cから数Ⅰ、数Ⅱ、数A、数Bへと変更することとした。また、その他の学部においても検討を進めた。 - 足切り制度の見直しについて、看護学部では学部入試委員会や入試検討小委員会において検討し、足切り制度を廃止することとした。また、その他の学部においても検討を進めた。 - 受験生の動向や入学者の追跡調査の分析を行い、芸術工学部では、入学時のガイダンスで受験科目と実技試験とについて調査したが、特に顕著な傾向は見られなかった。また、その他の学部においても調査を行った。 - 選抜方法ごとの定員割り振りの一部見直しについて、人文社会学部では、第3年次編入学の募集定員及び一般選抜募集定員についての見直しを具体的に検討した。また、その他の学部においても検討を進めた。 - 本学は入試過去問題活用ネットワークの幹事校となっており、平成19年7月開催の各入学試験学力検査出題委員打合会において、入試過去問題活用の趣旨説明を行うとともに、他大学の入試過去問題の活用について検討を依頼した。各分会で検討したが、結果的に20年度入試（19年度実施）においては、他大学の過去の入試問題を利用した科目はなかった。	

		[2] 看護学部の入試選抜方法を見直すとともに、芸術工学部において推薦入試を実施する。	- 看護学部において、学部入試委員会や入試検討小委員会において、特別選抜の導入、特にセンター入試を課す推薦入試及び、センター試験を課さないＡＯ入試について検討した。センター試験を課す推薦入試では、名古屋大学との競合が危惧され、学生確保に困難を要すること、さらに、センター試験のような学力試験なしに入学者を選抜するためには、学力不足の学生に対する入学後の補習教育が必須だが、現在の看護学部の状況ではそれにかかる時間的、人的余裕がないことから、ＡＯ入試を含むセンター試験を課さない方式は導入しないこととした。一方、他校との差別化を図るため、センター試験実施前に大学既卒者を別枠で若干名合格させること（４年制）を現在検討している。これは、18、19 歳の者がほとんどを占める入学者の中に看護職者となる目的意識がより強く、より経験を積んだ少し年長の学生を入れることにより、入学者の多様化を図り、クラス全体の活性化を期待するものである。 - 芸術工学部における推薦入試は 20 年度入学者から実施した。（デザイン情報学科の受験者数 32 人、合格者数 4 人、都市環境デザイン学科の受験者数 40 人、合格者数 4 人）	
3	（ウ） オープンキャンパス（大学説明会）、広報誌、ホームページ等さまざまな媒体を活用して入学者選抜方針、本学の概要等を対象者に広く知らせる。 （関連：中期計画 181）	[3] オープンキャンパス（大学説明会）の充実を図る。	- ホームページをリニューアルし、トピックスとしてオープンキャンパスを掲載した。また携帯電話サイトを開設した。 - オープンキャンパスについては、各学部において以下のとおり、充実を図った。 医学部の模擬講義や現役学生による学生生活についての話は、本学の特長がよくわかり好評であった。 薬学部は参加人数の増加に対応するため、説明会場をこれまでの 1 会場から 2 会場に増やし、2 名の在校生によるキャンパスライフ紹介を行った。参加者は 18 年度より 68 名増加した。 経済学部は昨年は午前 1 回のみの実施であったが、今年は午前・午後の 2 回実施した。またホームページに高校生向けのページを設けるとともに、携帯電話サイトを設けた。 人文社会学部は従来は 1 日の実施であったが、19 年度は 2 日実施した。 看護学部は高校の夏休み補習授業の終了後に開催日を設定し、参加者の利便性を図った。	
4	（エ） 高等学校での説明会や意見交換会を開催するなど、積極的な広報活動や情報交換を行い、多様で優秀な志願者の増加を図る。	[4] 広報内容を再検討した上で、高等学校への訪問活動、高等学校との入試に関する情報及び意見交換、高等学校等へ出向いての大学説明会等をより一層強化して実施する。	高等学校への訪問活動について 6 月～7 月に東海 3 県内の 53 校の高校に訪問した。また 10 月～11 月には北陸及び近畿地方の 8 校の高校にも訪問した。 各学部においても独自に訪問活動を行い、医学部では研究科長を始	

			めとして教授が9校の高校へ出張し、大学説明を行った。薬学部では各教授が2～3校担当して訪問するとともに、東海地区の高等学校からの要請に応じて大学説明会を行った。経済学部では10校、人文社会学部では高校からの講師派遣依頼による訪問を含む5校の高校に訪問した。芸術工学部では、9校に訪問した。看護学部では名古屋市立向陽高校で出張授業を実施した。 ・ 高等学校との入試に関する情報交換及び意見交換の実施について 高等学校の進路指導担当者を対象とした大学説明会を平成19年6月22日に川澄キャンパスにおいて実施し、69校から教員が参加した。 経済学部では指宿商業高校、観音寺第一高校、東濃実業高校と意見交換を行った。また、大手予備校と19年度入試の分析、20年度入試の動向等について会議をもった。	
	イ 大学院教育			
5	(ア) 多様な経歴を持つ人材を受け入れるため、受験資格を広く認定し、選抜方法の改善を図る。	[5] 受験資格の拡大、大学院入試科目の変更等、入試方法の改善に取り組む。	・ 医学研究科では、社会人による幅広い人材から大学院生を受け入れると同時に連携大学院により専門分野の選択肢を増やしている。 ・ 薬学研究科では連携大学院を発足させ専門分野の選択肢を増やすとともに、博士前期課程入試科目について、より広範囲で基礎的な専門知識を問うために選択形式を改善した。 ・ 経済学研究科では、出願から合格発表までの期間を約2か月から1か月に短縮し、博士前期（一般・外国人）の筆記試験と口述試験については2週間期間をおいて実施していたのを連続する2日間で実施するよう改善し、遠隔者が受験しやすくした。また博士前期（社会人）の試験を10月と2月の2回に分割して実施し、社会人が受験しやすくした。 ・ 人間文化研究科では、入試委員会及び教授会において大学院入試科目の変更について検討し、博士前期課程、後期課程ともに入学試験科目の外国語に中国語を加えることし、平成20年度入試より実施した。 ・ 芸術工学研究科では博士前期課程において、A類・B類とし、従来の学科試験の方法によるほか、自己推薦形式の試験方法を導入した。また、2次募集においては、A・B類の中間的なものとして、学科試験を課さず、外国語を重視した選抜方式を試行した。 ・ 看護学研究科では、多様な受験資格に対しては看護学研究科の資格審査会で個別に受験資格を審査している。	
6	(イ) 多様な就学・履修形態を認めるなど、社会人大学院生の就学の機会を広げる。 (関連：中期計画72、98)	[6] 中・高教員の専修免許取得のための大学院入学を促すなど、長期履修制度（修業年限を柔軟に設定することにより社会人等に	・ 中・高教員の専修免許が取得できる人間文化研究科では、大学院説明会において、大学院入学を希望する者に対して専修免許取得の説明を行った。	

		よる学位の取得を可能とする制度)を積極的に広報する。	・ 長期履修制度については、ホームページ、パンフレット、募集要項、オープンキャンパス等で広報を行った。	
7	(ウ) ホームページなどを介して国際的な広報に努め、本学で学ぶ適性を持った大学院留学生の入学を促進する。	[7] 英語版ホームページを全研究科において作成するとともに、中国語版ホームページの必要性を検討する。	・ 英語版ホームページについては、医学研究科、芸術工学研究科、システム自然科学研究科は既に作成されている。薬学研究科は平成20年2月、人間文化研究科は平成20年3月に作成した。経済学研究科、看護学研究科は作成に向けて検討を進めている。 ・ 中国語版ホームページの必要性について検討したが、本学では、留学生全体の77%を中国からの留学生が占めており(平成19年5月1日現在)、中国からの留学生を増加させることよりも、多国籍化を図ることが必要であり、英語版ホームページを全研究科において作成することが最優先課題であり、中国語版ホームページは当面必要ないとの結論に至った。	
	(2) 教育内容 ア 学部教育(教養教育)			
8	(ア) 共通教養科目として、「現代社会の諸相」、「異文化・自文化の理解」、「人間性の探求」及び「自然の認識」の4分野を置き、所属学部にとどまらず、問題意識涵養の基盤として幅広い教養の修得をめざす。	[8] 教養教育連絡委員会を立ち上げ共通教養科目の充実策等の検討を行う。	・ 教養教育連絡委員会を立ち上げ、計7回にわたり、共通教養科目のみに止まらず、教養教育の理念に基づく全学体制の基本的な考え方など教養教育全般の改革について検討を行った。教養教育連絡委員会は教務企画委員会のワーキング的組織であり、当委員会に決定権はないが、教養教育改革の大枠について教務企画委員会です承されたことを受け、科目の分類、単位の考え方などについて議論を進めた。	
9	(イ) 「人間性の探求」において、「働くことの意味」など、生涯設計を描く上で指針となるような知識や情報の修得に重点を置いた科目(キャリアデザイン科目)を設置する。 (関連: 中期計画66)	[9] キャリアデザインに関する科目(「働くことの意味」など、生涯設計を描く上で指針となるような知識や情報の修得に重点を置いた科目)を設置する。	・ テーマ科目22「キャリアデザイン: 自己理解と職業の世界」を設置し、149人が受講した。	
10	(ウ) 各学部教員の先端的研究テーマをわかりやすく紹介し、その意義と独自性を解説する科目(テーマ科目)を充実させ、全学部学生を対象に健康福祉や環境問題など幅広く課題探求型教育の充実に努める。	[10] テーマ科目として従前の21科目に加え、「キャリアデザインに関する科目」及び「環境問題への多面的アプローチ」の2科目を開講し、課題探求型教育の充実を図る。(関連: 年度計画[11])	・ 「キャリアデザインに関する科目」は後期(受講者数149名)に開講した。「環境問題への多面的アプローチ」は前期(受講者数73名)に開講するとともに、平成20年度の講義から使用する教科書を学生と協力して作成した。上記2科目の他に、テーマ科目17「医療と看護」では、最近の医療技術、臓器移植、救急医療・救急看護など激動する医療現場における重要課題についての理解を深めるため、課題探求型の内容になるよう配慮した。	
11	(エ) 環境問題、次世代育成、発達障害などの領域において、教養から専門に至る関連科目群の連続的・総合的履修を想定したテーマ別、自己啓発型、学部横断的履修コ	[11] 教養教育及び学部教育を横断的に履修し、持続可能な社会について体系的に学修できる制度である「持続可能な社会形成コース」を創設する。(関連: 年度計画[10])	・ 社会貢献に向けた行動主体として活躍するために履修すべき科目を教養教育、各学部の開講科目から指定し、学部横断的に履修できるようにすることで、体系的に学習できる制度である「持続可能な社会形成コース」を創設した。この制度の中で、指定科目から必要単位を	

	ースを創設する。そのため、テーマ科目のなかに社会実習機会や更なる発展的学習への動機付けを重視した科目を設置する。 （関連：中期計画 190）		修得し、申告した学生へは「持続可能な社会コース」履修修了証が交付される。	
12	（オ） 総合大学の特性を活かし、生活習慣病の予防や望ましい介護のあり方など、現代社会において生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた科目（社会生活基盤科目）を設置する。 （関連：中期計画 27）	[12] テーマ科目として、各学部から社会生活基盤科目（生活習慣病の予防や望ましい介護のあり方など、現代社会において生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた科目）として位置づけた科目を設置し、開講する。	・ 「一般教養としての医学知識」「日常生活を経済で考える」等、現代社会において生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた科目を、社会生活基盤科目として位置付け、開講した。	
13	（カ） 専門課程教育への移行を円滑にし専門課程での学習効果を高めるため、基礎科目において受験科目の差異による不均質性を是正するカリキュラムを充実する。	[13] 未修者必修の科目として開講している医学部と薬学部の生物学と物理学を充実させる。	・ 医学部では、既修得者・未修得者それぞれのクラスの学生について授業の理解度および満足度の調査を行い、その結果を授業にフィードバックさせた。 ・ 薬学部においては、生物学の科目で、テキストを採用して細胞生物分野の基礎的項目について講義し、（概ね 8 割程度の）受講生は内容をほぼ理解できたものと考えられる。物理学の科目で、演習問題のレポート提出を課し、添削後返却又は個別指導により、意欲ある学生の理解度及び基礎的学力向上を図った。	
14	（キ） 基本的なコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語・情報処理教育にあっては多様なニーズに応えた習熟度別クラス編成を導入することにより、教育効果を高める。	[14] 経済学部の一部のクラスで習熟度別クラス編成を実施し、その効果検証を行う。	・ 全学部学生必修科目であるコミュニケーション英語Ⅰ（前期）・Ⅱ（後期）において、経済学部の 2 クラスについて C A S E C と呼ばれる英語コミュニケーション能力判定テストを実施し、その成績により再編したクラスとそれを行わないクラスとの授業効果の検証を行った。効果測定のための試験は 1 月に実施し、今回の結果を見る限り、明らかな効果は見られなかったが、クラス分けや効果の測定方法などを改善の上で、平成 20 年度、経済学部の全てのクラス（5 クラス）を対象に習熟度別クラス編成を実施し、再度効果検証を行うこととした。	
15	（ク） 外国語・情報処理教育において、学生と教員が一体となって自己教材の開発を進め、教育効果を高める。	年度計画なし		
16	（ケ） 各種検定試験による単位認定が可能な科目については、教育目標に照らしつつ、その実施を検討する。	[15] T O E I C、T O E F L（英語についてスピーキング能力とライティング能力を同時に測定するテスト）等の検定試験成績による単位認定に関する規程を整備し、実施条件を整える。	・ 平成 20 年度より T O E I C、T O E F L 等の検定試験成績による単位認定を実施することとし、そのために学則及び各学部履修規程を改正した。	
17	（コ） 健康・スポーツ科目では、講義と演	年度計画なし		

	習を組み合わせた独自の授業形態を更に発展させる。			
18	(サ) 人権感覚にすぐれた人材育成をめざし、人権教育を拡充する。	年度計画なし		
	イ 学部教育(専門教育)			
	(ア) 各学部長及び教務担当の責任のもと専門教育の具体的到達目標を定め、体系的な教育カリキュラムを作成・実施する。			
19	a 医学部では、自主的学習、実習に力点を置いた6年間一貫教育カリキュラムを作成し、基礎医学・臨床医学の融合を図り、知識・技術・社会性・倫理性・創造性を備えた医師・医学研究者を養成する。	[16] 専任教授を配置した医学教育センターを中心として、自主的学習と実習に力点を置いた6年間一貫教育カリキュラムを作成するとともに、医療倫理及び医療安全管理に関する教育の充実について検討する。(関連：年度計画[35])	6年間一貫教育カリキュラムを作成し、このカリキュラムでは、4つの教育内容(科学としての医学・医療の安全と技能・社会と医学・医師としての姿勢と素養)をバランス良く学べるスパイラル構造を導入し、問題解決能力のあるプロフェッショナルな医師養成を目標としている。既に、その一環として、1年生早期体験学習において医療現場見学を多く設定するなどし、早くから医学・医療に対する意識や医療者としての資質・態度を養うことを目的とした講義・実習を開始している。 - 医療倫理及び医療安全管理に関する教育の充実については8回にわたり、医学部、薬学部および看護学部の教員が協議し、医薬看合同カリキュラムとして医療人としての育成を目的とする系別教養科目の設定することとした。平成20年は、前期、金曜日の1-2時限に医学部1年と薬学部薬学科1年の学生を対象に、2つの学部の学生の入り混ざったスモールグループを作り、グループ単位での早期体験および調査研究を行うこととした。(平成21年度からは、看護学部学生も加わる予定で準備を進めている。)	
20	b 薬学部では、基礎薬学・生命科学に関する知識と技術の修得を共通の基盤として、優れた臨床薬剤師を養成(薬学科)するとともに、創薬・生命科学に貢献しうる人材を育成(生命薬科学科)する。	[17] 早期体験実習を保険薬局に加えて病院薬剤部、製薬企業でも実施するとともに、臨床薬剤師養成教育のためのPBL(問題解決型授業)とSGD(少人数対話型授業)の導入について検討し、プログラムの具体化を図る。(関連：年度計画[25])	- 早期体験実習は、保険薬局、病院薬剤部、製薬工場に加えて、希望者には透析施設でも行った。さらに、早期体験の発表会を行い、訪問見学先別に代表者が体験学習の内容の発表を行い、討論した。 - 薬学科で行うPBL、SGDを含んだ医薬看合同カリキュラムについて時間割配置、内容の具体案、教員の配置、スケジュールの検討を行い、科目名を「医療系学部連携早期体験学習」として、1年次の学生を対象に行うこととした。一方、薬学部独自のPBL／SGD科目についても、時間割配置、具体的内容の検討を行い、生命薬科学科の1年次の学生対象に、科目名を「生命薬科学研究入門」として、早期体験およびPBL／SGDを行うこととした。また、3年次には薬学科の学生を対象に、「基礎薬学演習」としてPBL／SGDを行うことを決定した。 このようなPBLあるいはSGDを中心としたカリキュラムに対	

			応するために、PBL／SGDに関する勉強会を12月に行った。さらに、1月に名城大学で行われたPBLに関するワークショップに薬学部から4名出席し、その報告会を行った。	
		[18] 創薬科学プログラムの重要な部分を占める生命薬科学専門科目の内容を具体化し、20年度に向けて実施の準備を行う。	・ 20年度の開講に向けて生命薬科学専門科目の具体的内容について検討を行い、薬物開発、論理的思考訓練及び医療倫理のPBLのほか、研究室見学、学会見学を内容とするシラバスを作成し、教科書・参考書の選定等を行った。	
21	c 経済学部では、カリキュラムの基本的内容について体系的な整備を進め、その確実な修得により、経済・経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対処できる人材を育成する。また、大学院教育との連携や資格取得への意欲を喚起する教育を実施する。 （関連：中期計画 29、31、67）	[19] 資格取得への意欲を喚起するために、資格ごとの資格試験対策室を設置し、資格対策講座を開設する。	・ 経済学部棟（3号館）に資格試験対策室を2室設置した。公認会計士や税理士等の各種資格の関連資料や図書を集中的に配置するとともに、自習室としての機能を持たせることとした。 ・ 資格対策講座として外部講師による『TOEIC対策講座』を開設することとした。また、経済学部棟において生協主催で実施している『簿記試験対策講座』および『公務員試験対策講座』との連携を深め、競合しない方向での資格対策講座を検討しており、『ファイナンシャルプランナー試験対策講座』の開設を検討している。	
22	d 人文社会学部では、人文社会諸科学を基礎とした学際的視点から、グローバル化のもとでの異文化との交流・共生、少子高齢化、男女共同参画、発達障害への対応等、現代の課題に積極的に応えようとする意欲と能力をもった人材を育成する。また、資格取得の社会的要請に応えるため教職課程等の充実を図る。 （関連：中期計画 31）	[20] 資格関係の実習室を整備する。	・ 人文社会学部棟（1号館）の旧栄養学・食品学実験室を改装し資格関係の実習室として活用することを決定した。教職や社会福祉士等、実習指導に必要な各種資料配置、実習に関する事前事後指導などに利用したい。	
		[21] 社会連携教育、国際交流教育等のプログラムの開発について検討する。	・ 研究科の対外連携担当、エクステンション担当、市民学びの会設立準備委員会、および人間文化研究所において、社会連携教育に関するプログラムの開発について検討し、本学60周年記念事業として、次世代育成支援事業の一環としての学生ボランティア実習の可能性を探った。 また、市民に提供する学習機会の増加を検討し、市民学びの会を立ち上げることにより、教育資源の社会的有効活用を図ることを決定した。これにより市民学びの会が9月末に正式発足し自立的な活動を始めており、11月には大学院生も参加してシンポジウムを開催し、社会連携教育の基盤の一つとなりつつある。 ・ 国際文化学科、同学科学外実習委員会、学部教授会において、海	

			外フィールドワーク実施上の課題や、カリキュラム作りと評価、危機管理等について検討し、実施計画を策定し、危機管理体制を構築した。海外フィールドワークのカリキュラムを作成し、平成 20 年 1 月に学生向け説明会、同年 3 月にフィールドワーク実施地選定のための現地視察を行った。 またノースカロライナ大学グリーンズボロ校（ディズニー・インターンシップ）との提携について、就職・インターンシップ委員会、教務委員会、教授会において、協定の締結、実施体制の検討、派遣学生の選考について検討し、4 名の学生を派遣した。 さらにイギリスのクイーンズ大学 I S C（国際学習センター）（本校はカナダ）との提携について、国際交流委員会、教務委員会、教授会において、協定の締結、実施体制の検討、派遣学生の選考について検討し、2 名の学生を派遣した。	
23	e 芸術工学部では、芸術と工学の融合した学術分野において、地域社会における問題解決能力や創造性発揮型の教育体系や指導方法を整備・充実させ、優れた人間性、豊かな感性、高い技術力がある人材を育成する。	[22] 地域社会における問題解決や創造性発揮を促進する施策の一環として、カリキュラムへ社会貢献活動を導入する。	活動期間が 2 週間以上に及ぶボランティア活動及び災害時の支援活動などを単位認定の対象とする「社会貢献活動」をカリキュラムへ導入した。	
24	f 看護学部では、専門の知識・技術を体得させ、卒業時には基礎的实践能力を修めさせるとともに、将来の看護のあり方について主体的に考える能力を身につけ、本学附属病院を始め医療機関等において活躍できる人材を育成する。	[23] 20 年度のカリキュラム改正に向け、カリキュラム検討委員会において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の見直しも踏まえた検討を行う。	カリキュラム検討委員会を 26 回、学部教員全員による会議を 4 回開催し、指定規則改正を踏まえて新カリキュラムの学習目標、科目構成、教育内容などを検討した。また、看護教員によるワーキンググループにおいて、本学の卒業生が修得すべき看護技術項目とその位置づけ、到達度、教授領域に関する検討を行い、新カリキュラムを決定した。	
		[24] 20 年度導入に向け、臨床教授制度の創設について検討する。	臨床教授制度検討ワーキングを開催し、臨床教授制度の概要、臨床教授規程、臨床教授審査システムの構築を検討し、学部運営委員会で諮り、教授会で決定した。	

25	(イ) 問題解決型授業やゼミナール形式などによる少人数自主啓発型の教育方法を導入する。	[25] 少人数自主啓発型の教育方法について、手法及び具体的内容を引き続き検討する。（関連：年度計画[17]）	・ 医学部では、4年次に小グループによるPBL（問題解決型授業）を実施している。また、1年次後期の専門教育において小グループによる自己学習と成果発表を取り入れた授業を実施している。 ・ 薬学部では、教務委員会で検討し、薬学科・生命薬科学科の1年次と、薬学科の3年次及び4年次にPBL（問題解決型授業）及びSGD（少人数対話型授業）を基盤とした科目を開講することとし、具体的なカリキュラムを決定し、シラバスを作成した。また、教務委員会の下部組織としてワーキンググループを設け、PBL勉強会、ワークショップへの参加を行った。 ・ 経済学部では、PBL（問題解決型授業）及びSGD（少人数対話型授業）の実施を目的として、2年次に1クラス25名程度の基礎ゼミ、3年次及び4年次に1クラス平均8名程度の演習を開講している。さらに、平成19年度に8科目16単位、20年度に12科目24単位、21年度に37科目74単位で合計57科目114単位の授業科目を新たに開講し、同一時間帯に開講する科目を増加させることで1科目当たりの受講者数を減らし、少人数化を図った。 ・ 人文社会学部では、資格に関する科目、特に実習系科目の実施方法について教務委員会と資格支援部で検討し、総合演習、教科教育法については少人数の疑似体験型学習や模擬授業を重視することを決定した。20年度開講に向け準備した。 ・ 看護学部では、カリキュラム検討において少人数教育の必要性について検討し、これまでの1年次後期の基礎ゼミに代えて1年次前期に「ゼミナール」を開講し、入学後の早期から少人数による教育を実施する等の少人数教育を取り入れることとなった。また、4年次後期に4年次前期までの演習・実習を振り返り、到達度に達していない看護技術を学生個々が自主的に再学習する科目である「看護技術リファレンス」を開講することとした。	
26	(ウ) 学生交流協定に基づき、勉学意欲の旺盛な学生に海外留学の機会を提供するとともに、各学部において英語による専門教育を推進するなど、国際社会におけるコミュニケーション能力の向上を図る。 （関連：中期計画117）	[26] 学生交流協定を締結していない大学に留学する場合の単位認定方法について引き続き検討する。	・ 教務企画委員会において、学生交流協定を締結していない大学に留学する場合の単位認定方法について検討し、当面困難との結論に至った。	
		[27] 医学部における医学英語教育の充実について検討するとともに、他の学部においても英語による専門教育の実施が可能な科目を拾い出し、その実施方法について引き続き検討する。	・ 医学部では、1年次に英語のテキスト(Human Biology)を用いた専門教育を実施しており、レポート、試験における回答も英語で記載するよう指導している。19年度には3年次に学術論文入門ユニットを実施し、小グループによる英文論文抄読を行った。20年度からは、2年次において新たに医学英語ユニットを導入する。この演習では、	

			外国人の模擬患者として実習を行い、英語による患者とのコミュニケーションの基礎を学習する予定である。 ・ 経済学部では、英語による専門教育の実施が可能な科目について検討を行ったが、結論に至らず継続審議することとした。 ・ 看護学部では、「公衆衛生学」でのオーストラリアの看護についての講義を、客員講師により 15 開講中 2 開講英語により実施した。また、新カリキュラムの検討において、臨床現場における英語によるコミュニケーション能力修得を目的とした「臨床国際コミュニケーションⅠ」（必修）「臨床国際コミュニケーションⅡ」（選択）を開講することとした。	
27	(エ) 地域社会との関連に着目した、まちづくりや起業家育成、ユニバーサルデザイン、産業観光、次世代育成に関する科目や、本学の特色である健康福祉、環境問題に関する科目等について開設及び充実を図る。 (関連：中期計画 11、12、190)	年度計画なし		
28	(オ) インターンシップ（学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度）やボランティア体験など社会との接点を持った教育の導入を図る。 (関連：中期計画 62、65、102、191)	[28] インターンシップ（学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度）の位置づけ及び単位化について引き続き検討する。	・ インターンシップの単位認定の基本的考え方、実施方法、単位認定方法、具体的モデル事業についてキャリア支援センター会議において検討し、平成 20 年度より実施することを決定し、必要な調整を行った。 ・ 人文社会学部では、平成 16 年度より毎年行っている「名古屋市男女平等参画インターンシップ」（科目名：「インターンシップ実習」、名古屋市総務局及び男女平等参画推進センターにて実施）を実施し、3名の学生を派遣し単位認定した。また、「国際センター」インターンシップ（名古屋国際センターにて実施）を実施し、4名の学生を派遣し、これについては平成 20 年度より単位認定を行う予定である。 ・ 看護学部では、新カリキュラム検討委員会において「インターンシップ」の科目設定について検討し、新カリキュラムでは、「インターンシップ」（選択）を 4 年次前期に開講することとした。	
		[29] ボランティア活動の単位化について、単位化の方法、対象となる活動等を引き続き検討するとともに、学友会を通じ、又は学内団体代表者会議において、ボランティア活動への学内団体参加を案内し、奨励する。	・ ボランティア活動の単位化について、教務企画委員会において検討し、基本的考え方、実施方法、単位数及び認定方法について検討し、平成 20 年度より実施することとした。また、受け入れ先団体を選定するため、名古屋市、NPO 法人と協議を行い、「すけっとファミリー」、「名古屋おやこセンター」、「ふれあいフレンド」を受け入れ先団体とした。 ・ 芸術工学部では、カリキュラムを改正し、活動期間が 2 週間以上	

			に及ぶボランティア活動及び災害時の支援活動などを単位認定の対象とする「社会貢献活動」を導入した。教務学生委員会において、活動対象、科目概要、単位認定方法などについて検討を行い、地域での社会貢献活動を対象とし、実習科目として4年次又は卒業年次に単位認定を行うこととした。 ・ 看護学部では、新カリキュラム検討委員会において「ボランティア活動」の科目設定について検討し、新カリキュラムでは、「ボランティア活動」（選択）を2年次前期に開講することとした。	
29	（カ） 経済学部では、これからの経済・経営環境に対応できる人材を育成するために3学科（公共政策学科、マネジメントシステム学科及び会計ファイナンス学科）への再編を行う。 （関連：中期計画 21、152）	[30] 経済学部学科を再編（2学科体制から3学科体制へ）し新学科を発足させるとともに、入学定員を30名増員する。	・ 経済学部の学科を再編し、経済学科・経営学科の2学科体制から、より専門性を高めた公共政策学科・マネジメントシステム学科・会計ファイナンス学科の3学科体制とするとともに、入学定員を30名増員した。	
30	（キ） 国家試験による資格取得を目標とした教育コースについては、目標を定め合格率の向上を図る。 医師国家試験、薬剤師国家試験、看護師国家試験の合格率100%をめざす。 （関連：中期計画 48）	[31] 国家試験成績、模擬試験成績および学生へのアンケート調査結果を分析し、指導方法や国家試験準備プログラムの改善を図る。	・ 医師国家試験は新卒70人が受験し、そのうち69人が合格した（合格率98.6%）。医師国家試験の可否と在学中の成績との相関関係から、成績下位者についてその学力向上が必須と考え、科目別の卒業試験とは別に、個々の科目の習得度および総合的な達成度を評価する総合客観試験を試行した。そして学生に問題の解説、学習の進め方をアドバイスする体制を組んだ。また4年次のセメスター試験においてもその結果をもとに学生への指導を行った。 ・ 薬学部では、第92回国家試験（18年度実施）成績を分析し、基礎薬学分野は平均を上回る得点をあげているものの、衛生薬学、医療薬学での得点が低く、この分野のさらなる強化が必要であると判断した。そこで、国家試験対策を行う薬学演習において、医療薬学の講義のコマ数の増加を行うとともに、模擬試験を2回行った。その結果、第93回薬剤師国家試験の新卒者合格率は、昨年の84.0%から85.9%へと向上した。また、学生の弱点を把握するために、20年3月に行われた第93回国家試験の解答状況を把握するためのマークシートによる調査を行った。 ・ 平成20年2月に実施された看護師国家試験を80名が受験して全員合格、保健師国家試験については80名が受験して79名が合格（合格率98.8%）、助産師国家試験については4名が受験し全員が合格であった。平成19年度より模擬試験の結果を指導教員に通知し、成績が思わしくない学生に対する指導の強化を図っている。	

31	(ク) 教員・保育士・社会福祉士・公認会計士・税理士・ファイナンシャルプランナー等の資格について目標を定め支援カリキュラムを整備する。 (関連：中期計画 21、22、48、67)	[32] 教員関係科目の充実を図るとともに、教育実習についての準備を本格化し、教員免許取得者数と教員としての就職に関する目標について検討する。	・ 人文社会学部では、中学教諭・高校教諭の免許関連科目について、学年進行に伴い既存科目を含め 45 科目を関係科目として開講した。 ・ 人文社会学部では、平成 20 年度開講の教職課程必修科目「ボランティア実習（介護等体験実習）」の準備のため、愛知県社会福祉協議会と実習先の割り振りについて協議し、大筋について決定した。 ・ 人文社会学部では、教育免許取得に関するガイダンスを 2 回実施して、教員免許取得希望者の人数を再度把握し、資格支援部会において、免許取得者数の目標について検討した。	
		[33] 保育士関係の科目の充実を図り、社会福祉士関係の科目を開設するとともに、その他の資格取得に向けた新規科目の開設を検討する。	・ 人文社会学部では、平成 19 年度より新たに「社会福祉援助技術演習 1」「社会福祉援助技術演習 2」「社会福祉援助技術現場実習 1」「社会福祉援助技術現場実習 2」「社会福祉援助技術現場実習指導 1」「社会福祉援助技術現場実習指導 2」「医学一般」「介護概論社会福祉士関係」の社会福祉士関係 8 科目を開設し、平成 21 年度より開講することとした。保育士資格取得者も社会福祉士関係科目を履修でき、両方の技能を修得した、より高度な保育士を養成できることとなった。	
32	(ケ) 薬学部における薬剤師教育の 6 年制化へ対応するため、教育組織、施設等の整備を行う。 (関連：中期計画 185)	[34] 薬学部臨床薬学教育研究センターを充実し、共用試験の試行をはじめ、臨床薬学教育プログラムの一層の充実を図る。（関連：年度計画[35]）	・ 臨床薬学教育研究センターでは講師、助教を採用し、人的補強による充実を図った。 ・ 共用試験の試行については、6 月に O S C E トライアルを、また、11 月に C B T の試行を行った。 ・ 臨床薬学教育プログラムについては次の 4 つの充実を図った。 1) 2 年生の早期体験学習では、受け入れ先として病院薬剤部・保険薬局・製薬工場の 3 か所を確保し、学生の希望により 2 か所で体験学習できるようにした。体験結果は S G D（少人数対話型授業）形式で発表し、成果の共有化を行った。加えて、岐阜薬科大学で開催された日本薬学会東海支部会主催の教育シンポジウムにおいて学生ならびに教員が早期体験学習の成果と今後の取り組み方などを発表した。 2) 早期体験学習の一環として、希望者を対象に透析施設での患者面談を行い、コミュニケーション能力の重要性について学んだ。 3) 名古屋市立大学、静岡県立大学、岐阜薬科大学が主催し「薬系大学連携シンポジウム 東海における薬学教育・研究を考える」を開催し、20 年度開催予定の医療系学部連携による早期体験学習の取り組みについて発表した。 4) 旧カリキュラム 4 年生の病院実習では、6 年制に向けて現場の病院薬剤師とともに実習プログラムを日本薬学会で定めた薬剤師養成のためのモデルコアカリキュラムに沿って再検討し、6 年制で	

			行われる長期実務実習を見据えて、病棟での服薬指導を中心に再編成した。また、実習最終日には、すべての学生が服薬指導でかかわった1症例を取り上げ、薬学部教員および指導薬剤師、学生を交えて症例検討会を開催した。	
33	(コ) 講義や早期体験学習の合同実施、講師派遣、単位互換など医学部、薬学部及び看護学部相互間の連携を推進し、市民の健康と福祉の増進に貢献できる優れた医師、薬剤師、看護師の養成を図る。 (関連：中期計画 48)	[35] 医学教育センターと臨床薬学教育研究センターの連携を強めるとともに、医学部、薬学部及び看護学部合同による講義、早期体験学習及び実習の実施並びに学部相互間での単位互換について引き続き検討する。 (関連：年度計画[16][34])	20年度4月より医学部・薬学部の2学部の早期体験学習として医薬看合同教養カリキュラムをスタートし、21年度は看護学部も参加し3学部合同で行うことを決定した。(看護学部の学生は、カリキュラムの関係により21年度から参加することとなった。) - 薬学部OSCE(オスキー。医歯薬学教育における客観的臨床能力試験)のため、SP(模擬患者)を医学部OSCEと共同して利用することとした。 - 医学部、薬学部、看護学部間における単位互換について引き続き検討したが、当面は実施困難であるとの結論に至った。	
	ウ 大学院教育			
	(ア) 大学院教育の目標に基づき、研究科ごとの教育の目的と到達目標を明確に設定するとともに、総合的知識と、より高度な専門的知識・技術の修得を可能にする。			
34	a 医学研究科では、独創的な研究を行う最先端の医学研究者、先端的な医療知識・技術を有した臨床医、さらにはそれらの知識・技術に基づき、医学教育を担い得る人材の育成を目的に、高度な専門領域の教育、研究指導を行う。	[36] 多様な医学研究の発展を推進する領域として、医学研究科修士課程の開設準備を行う。 (関連：中期計画 152)	医学・薬学の融合型医科学修士課程設置は、医学研究科から15名、薬学研究科から4名の教員で構成され、幅広い基礎医科学、臨床医科学の知識の習得とこれら領域での研究者の育成を目指して設置された。1月の入試を経て、18名の入学者(定員10名)をもって平成20年4月に開設した。	
35	b 薬学研究科では、新しい学部教育課程と連携のもとで、薬学とその関連領域における広い視野、知識、技術の取得を基盤とし、高度な創薬生命科学・医療薬学を実践・指導し得る研究者・薬剤師を育成する。	[37] 大学院改組を見据え、大学院教育改革推進担当の特任教授を設けるとともに、教育内容の充実や分野再編成を含めた将来構想を検討する。 (関連：中期計画 152)	- 大学院教育改革推進担当の特任教授(林准教授)を設置した。 - 既卒薬剤師のリカレント教育(生涯教育)志向に応え、臨床薬学教育研究センター内に「地域連携リカレント教育部門」を新設するため教授もしくは准教授の公募を行っている。 - 人事制度検討委員会において、18年度に設置した4年制学科および6年制学科の卒業生を迎え入れる大学院の改組及び設置を検討し、提示される予定の文科省指針および他大学の動向を鋭意調査することとした。	
36	c 経済学研究科では、経済学及び経営学の分野で研究者として自立し得る能力を修得させるとともに、経済のグローバル化、産業構造の変化等の多様な社会ニーズに対応できる実践的大学院教育の充実を図り、	[38] 研究会の実施においては、大学院生により一層の積極的な参加を促進する。	経済学研究科では常設の研究会として「水曜研究会(教員・院生合同で開催し、主として互いの研究を発表し合い、レベル向上を目指すことを目的としている。)」と「研究所木曜セミナー(他大学の教員を話題提供者として招へいし、先端の研究を話してもらうことを基本とした研究会)」を実施しており、両研究会ともに定例化(水曜研究	

	その成果を社会に還元できるような高度専門職業人や研究者を育成する。		会は毎週水曜日 16:30～18:00、研究所木曜セミナーは第 4 木曜日の 18:00～19:30) し、出席予定を立てやすくしている。さらに、社会人大学院生の参加を念頭において夕刻に実施している。 水曜研究会は、開催予定をホームページで発信するとともに、メーリングリストにより日程・報告者・報告論文を事前配信している。 また、研究所木曜セミナーでは、開催予定をホームページやビラで発信し、アカデミックというよりも、現実在即したテーマを取り上げるようにして大学院生が参加しやすくしている。 さらに、両研究会ともに指導教員を通じて研究会への参加を働きかけている。かつては研究者のみの参加であったが、大学院生の参加を促進したことで、両研究会ともに 4～5 名の大学院生が定期的に参加するようになった。	
37	d 人間文化研究科では、人文社会諸科学の高度な知識と研究能力を涵養して、現代社会の諸問題について指導的な役割を果たすことができる人材、グローバルな視点とローカルな視点とを併せもつ高度専門職業人や研究者を育成する。	[39] 「課題研究科目」の再編についての方 向づけを行うとともに、研究科全体の条件整備方向を検討する。	・ 博士前期課程における広領域分野別学習研究プロジェクトにおいて、学生が複数の教員からの共同指導を受ける「課題研究科目」の方向性について、研究科教員の定員削減に即して整理統合することを検討した。 ・ 人間文化研究科全体の条件整備方向について、特に課題研究科目の再編、学部教育との連続性の点から検討した。課題研究科目の授業科目群を整理統合すること、各分野の担当教員会議を組織すること、社会的な新たな潮流と政策課題に機敏に対応するため課題研究科目世話人会議を活用することを決定した。これにより現在生じている在籍院生の分野別アンバランスの改善が計られると考えている。	
		[40] 博士前期課程の入学定員を増やすことを引き続き検討する。	・ 18 年度計画以来、定員 25 名の 5 名増について検討している。20 年度入試受験者は 1 回目 31 名、2 回目 35 名で計 66 名であった。平成 20 年度も引き続き検討することにした。	
38	e 芸術工学研究科では、社会人を含む学習需要に応えられる研究環境を整備し、高度な専門性、感性、技術を持つ職業人や芸術と工学の融合の視点を持つ研究者を育成する。	[41] 地域プロジェクトへの参画を促すなど大学院教育の実質的効果を高める。	・ 名古屋市緑区大高地区におけるフィールドサーベイを行い、現実の地域課題から学び、その解決を自ら考えることで培われる自主性の向上に努めた。 ・ 名古屋市緑区有松地区における活性化計画「有松開村 400 年事業計画」を、本学経済学部や地元事業者との連携で作成実行し、現場における実際の地域活性化課題から学び、その解決手段を自ら考え、実行することで培われる創発性の育成を行った。 ・ 学外専門家や地域住民の協力を得ながら、学生の知識、技術を活かした地域課題等の解決に向けた提案を行った。	
		[42] 学位制度の弾力化の中で、指導教員の拡大を図る。	・ 博士後期課程において、論文のほかにも作品も審査の対象に含めて学位認定する学位制度の弾力化を行い、指導教員を実践系の教員にまで拡大した。これにより、後期課程において実践系の教員による作	

			品指導も受けることができるようになり、理論と実践を効果的に学ぶことができるようになるとともに、学生の学術分野における選択肢が広がった。	
39	f 看護学研究科では、人々の健康と福祉の実態を踏まえ、看護の理論と実践を迫及し、21世紀の医療や健康福祉分野に必要な高度な看護専門職、社会のニーズに積極的に応えられる優れた看護教育者・看護研究者を育成する。	[43] 専門看護師教育課程を開設するとともに、実践コース助産学分野の20年度開設に向け、設置申請手続きを進める。（関連：中期計画152）	- 専門看護師教育課程を開設した。この課程は博士前期課程において、特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有する専門看護師の認定を申請するために必要な単位が取得できるものである。平成19年度は、クリティカルケア看護分野に1名入学した。 - 実践コース助産学分野の開設に向け、文部科学省医学教育課に助産師学校指定申請を行うとともに、文部科学省大学設置室に収容定員の変更に係る学則の変更の届出を行った。この分野には助産師国家試験資格取得、助産師のスキルアップ、助産学分野の研究者・教育者の育成の3つのコースを用意した。平成20年度入学者は11名である。	
40	g システム自然科学研究科では、生体科学と情報学に関する基礎的な知識と理論を修得し、その基盤の上に生命・生体現象に関わる課題を究明する高度専門職業人、指導的研究者の育成及び社会人教育を進める。	[44] 大学院生の基礎能力のボトムアップを目的とする補完授業を18年度に引き続き実施する。	化学の基礎知識が不十分な社会人大学院生に対し、補完授業として大学教養および専門学部レベルの教科書を使った物理化学及び有機化学の基礎に関する講義と演習を実施した。受講者は、単位互換を利用した芸術工学研究科の学生1名を含む4名であった。前年度と異なり、受講生のレベルに沿って演習を課し、なるべく個別に対応を行った。	
41	(イ) 教育・研究活動における大学院生の役割を重視し研究プロジェクトの重要なメンバーと位置付けるとともに、多様な経歴を持った大学院生に対応できるようカリキュラムの機動的運用を図るなど、長期的な展望に立ち、大学院生及び学位を取得した若手研究者の育成を図るための支援体制を充実する。	[45] ティーチングアシスタント(教育的配慮のもとに教育補助業務を行う大学院生)の対象学生を前期課程の学生まで拡大するとともに、その積極的活用を図る。	前期課程の学生までティーチングアシスタントの対象を拡大し、前期課程の学生11名がティーチングアシスタントとして活動した。前期・後期課程の大学院生によるティーチングアシスタントは、情報処理や統計ソフトのノウハウなどを熟知した院生による講義補助や、学部演習科目や卒業論文の指導補助、大学院修士論文作成指導補助、実験における技術サポートとして有用であった。	
		[46] 大学院生が学部講義を受講した場合の単位認定化について引き続き検討する。	大学院生が学部講義を受講した場合の単位認定について、文部科学省より認められないとの回答を得たことにより、単位認定化はできないとの結論に至った。	
42	(ウ) 研究科相互間とりわけ健康福祉分野における医学・薬学・看護学研究科相互間の連携を推進するほか、連携大学院方式を実施するなど外国を含む他大学大学院・研究機関との交流を深め、共同開講科目や単	[47] 連携大学院(高度な研究水準をもつ国立試験・研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法)の充実等、他大学の大学院、研究機関などとの交流を拡大し充実する方	- 医学研究科では、平成18年度に国立がんセンター及び国立感染症研究所と協定締結を行い、比較腫瘍ゲノム医学、精神腫瘍学及び感染制御機能学の3分野を発足させ、平成19年度には精神腫瘍学に大学院生1名が入学した。 - 薬学研究科では、平成18年度より連携先との協定締結について	

	位互換、研究指導の交換などの活動をさらに発展させる。 (関連：中期計画 48、81、89、109)	策について引き続き検討する。	検討を進め、平成 20 年度より愛知県がんセンター及び国立長寿医療センターの協力を得て、連携大学院 2 分野（腫瘍制御学・加齢病態制御学）を発足させることとした。これにより、研究科が包括する教育研究領域の拡大において大きな成果を挙げた。	
43	(エ) 外国人大学院生の日本語能力不足に対応するため、外国語による授業・指導、日本語教育の支援の両面から取り組む。 (関連：中期計画 71)	[48] 外国人大学院生に対する外国語による授業・指導方法について引き続き検討する。	・ 医学研究科では、日本語能力が不足している学生に対しては英語を交えた授業を行っている。また、学生課で行っている日本語講座への出席を指導している。	
	(3) 成績評価			
44	ア 科目ごとの教育目的、到達目標、成績判定基準をシラバス（講義概要）等で明確に示し、より公正で厳格な成績評価、単位認定、進級・卒業判定を行う。	[49] シラバス（講義概要）の統一化を図るとともに、電子シラバスへの掲載を推進する。	・ シラバスの書式を全学的に統一するとともに、学習到達目標、成績判定基準、オフィスアワー等を必須記述項目とした。（参考資料集 12 頁参照） ・ 教務企画委員会において、電子シラバスへの掲載推進を要請し、全ての学部が掲載した。	
		[50] 成績評価に関する規定を統一化し、実施する。	・ 教務企画委員会において、明確な成績評価方法の例を提示するなど、平成 20 年度以降学生が理解できる内容でシラバスに明記するよう各部局へ依頼した。	
45	イ 優秀な学生・院生に対する表彰及び奨学金制度を導入する。	[51] 学業成績優秀な学生に対する表彰制度及び奨学金制度を整備する。	・ 「名古屋市立大学奨学金授与規程」を整備し、前年度の成績に基づき、各学部、学年の成績上位者 4 % の者に 10 万円の奨学金を授与することとした。これに基づき、平成 19 年度の成績上位者 88 名に対し、平成 20 年度に表彰し、奨学金を授与することとした。	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第1 教育に関する目標 2 教育の実施体制等

中期目標 (1) 教育実施体制 ア 教養教育の充実・強化を図る全学的な推進体制を整備する。 イ 体系的カリキュラムを実施するため、学部・研究科ごとに教育責任体制を確立する。 ウ 学内及び大学間での教育連携による単位互換を推進する。 エ 学外の多様な人材を活用できるように、教育体制の構築を行う。 (2) 教育環境 ア 教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努める。 イ 高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、情報教育の環境を整備する。 (3) 教育の質の改善のためのシステム ア 教育に対する自己点検・評価、外部評価等を有効に活用し、教育内容や方法等の改善を図る。 イ 学生による教育評価を実施するとともに、それに基づく教員の教育内容の改善に関する取組みを体系的に実施し、教育の質の向上を図る。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	評価委員会において確認した事項、 進捗状況に関するコメントなど
	(1) 教育実施体制			
46	ア 魅力的な教養教育を構築するため、教養教育推進本部を設置し、担当理事を中心とした全学的推進体制を確立する。	[52] 担当理事のもと、全学的な教養教育を積極的に推進するための組織の新設について検討する。	・ 教養教育連絡委員会において、教養教育改革実現のため新たな全学的責任部局の設置などについて検討をすすめ、責任体制を明確にした全学体制を構築すること及び全学体制を実現するためのシステムを確立することなどを目的に、平成 20 年度に「教養教育推進機構」、「教養教育実施委員会」、「教養教育ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」を設置することとした。	
47	イ 全学的に教務事務の企画・調整を担う組織を新設するとともに、実施単位としての各学部・研究科において教員組織と事務組織の連携強化を図るなど推進体制を強化する。	[53] 教務課を新設し教務事務の企画及び調整を行う。（関連：年度計画[187]）	・ 教務事務の企画及び調整を行う教務課を新設し、全学的に教務事務の企画・調整を一元的に行うことができるようになった。	
		[54] 教員組織と事務組織の連携を強化する方法について引き続き検討する。	・ 「教養教育推進機構」、「教養教育実施委員会」の委員に事務職員を加えるとともに、「教養教育推進機構」の会議に学部事務室事務長を参加させ、教員と事務の連携強化を図ることとした。 ・ 医学部では、教員と事務職員とが共通の課題意識を持ち、一体となって教育の質の向上に資するため、研究科長、副研究科長等及び事務職員による週一度の定期的なミーティングの開催や、予算・将来計	

			画委員会を始めとする各種委員会への事務職員の参加等、教員組織と事務組織の連携強化に努めている。	
48	ウ 学部間・研究科間での単位互換、教員の協力体制を整備し、各学部・研究科での資格取得支援等を含む教育内容を充実する。 (関連：中期計画 30、31、33、42、81、89)	[55] 経済学研究科と人間文化研究科との単位互換科目の開設など、学部間、研究科間での単位互換を拡充する。	・ 経済学研究科の「マクロ経済学基礎」「ミクロ経済学基礎」「農業政策論」「社会保障論」「制度経済学」「日本労使関係論」「日本産業史」「リーダーシップ」を人間文化研究科の学生が単位修得できるよう規程を整備した。	
49	エ 愛知学長懇話会等による他大学との単位互換等を推進する。	[56] 学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）を活用して、他大学との単位互換について学生への周知を図る。	・ 学生ポータルシステムを活用して、他大学との単位互換について学生への周知を図った。本学学生の他大学開講科目の受講者数は5名、他大学学生の本学開講科目の受講者数は15名であった。	
50	オ 教育の実施状況にあわせて教員の定員を定めるとともに、非常勤講師の選任・配置基準の明確化、外部資金による教員・研究者の活用等を図ることにより、教育体制の充実・強化を図る。 (関連：中期計画 153)	[57] 教員の定員計画による定員管理を実施するとともに、非常勤講師の配置基準を策定する。	・ 20年度教員定員は、19年度教員定員より5名削減することとした。 ・ 非常勤講師の報酬額を原則19年度予算の10%節減とすることとし、毎年度の定員削減が、単純な非常勤講師の巻き替えとならないように、非常勤報酬予算額を査定した。	
51	カ 外国人教員の採用や、企業、行政等からの非常勤講師招へいなど、大学外の人材を活用する。 (関連：中期計画 89)	[58] 経済学研究科における企業等から招へいした非常勤講師による講義の実施など、大学外の人材活用をより一層推進する。	・ 経済学研究科において、「ワークショップ」「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」の3科目6単位を日本貿易振興機構、株式会社日本総合研究所等から招へいした非常勤講師により開講した。経済学研究科以外の各研究科や各学部においても、野村證券株式会社、T A C株式会社、日本電信電話株式会社、毎日新聞社、薬害被害者の会、名古屋市立城北病院、経済産業省中部経済産業局等の企業、行政等からの非常勤講師を招へいした。	
	(2) 教育環境			
52	ア 総合情報センターの図書館機能の充実を図り、開館時間の延長等、利用しやすい環境を整える。	[59] 分館毎の利用動向、利用実態を踏まえた開館日程の見直しを行う。	・ 田辺通分館においては8月の土曜日をすべて開館し、川澄分館においては7月に関係学部の依頼に基づいて、時間外における開館日を10日間から11日に増加させた。	

53	イ 総合情報センターの情報機能を強化し、学生及び教職員の情報アクセス環境の改善を図る。	[60] 総合情報センターと各部局の協議により、各部局の情報処理教育設備更新計画を策定する。	・ 総合情報センターの情報処理教育施設の更新のために全学部から選出された委員による仕様書検討委員会の協議に合わせて、各部局の更新計画を照会し、その概要をまとめた。同時に各学部の教育用パソコンの利用環境の統一のためのスケジュールを策定し、すでに統一化されている経済学部、人文社会学部に続いて、医学部、人間文化研究科においても統一化を実施した。	
54	ウ 学生の自主的な学習を支援するため、e-ラーニング(自学自習システム)を整備する。	[61] e-ラーニング(自学自習システム)の活用方法及び効果に関する調査を実施する。	・ e-ラーニングの講義への活用やシステムへの要望について、全研究科の教員を対象にアンケート調査を実施した。その結果を元に仕様書検討委員会で検討を行い、学生がインターネットを利用して自宅等から利用可能な機能を追加した。	
55	エ 運動場等の屋外教育施設について、その改善、整備の方法を検討する。 (関連：中期計画 189)	年度計画なし		
	(3) 教育の質の改善のためのシステム			
56	ア 教育に関する自己点検・評価と外部評価を定期的実施し、その結果を公表し、教育内容の改善に活用する。 (関連：中期計画 57、58、178、179、180)	[62] 認証評価機関による認証評価を勘案した統一書式により教育に関する自己点検・評価を平成 20 年度に全学で実施するため、これに必要な準備を進める。	・ 認証評価を勘案した教育に関する自己点検・評価を 20 年度に実施するため、大学評価・学位授与機構(本学が認証評価を受けることを予定している認証評価機関)で認証評価を受けた他大学の自己評価書等を分析し、認証評価を受ける際に必要となる資料や各部局の分担及び担当について検討した。また、これについて部局長会議等において報告し、学内への周知を図った。	
		[63] 自己点検・評価の結果を教育内容の改善に活用する仕組みを構築する。	・ ファカルティ・ディベロップメント推進委員会において、自己点検・評価結果を活用する仕組みについて、各学部にフローチャートの作成を依頼し、その内容を検討した。	
57	イ 学生のニーズを積極的に採り入れ、学生参画のもとに教育体制や教育の質の改善を行う。 (関連：中期計画 56、178)	[64] 学生との懇談会や、アンケートによるニーズ調査を行い、教育体制・教育の質の点検や改善に活用する。(関連：年度計画[77])	・ 各学部・研究科において学生との懇談会や、アンケートによるニーズ調査を行い、医学部においては卒業試験の実施方法について、学生と数回にわたる懇談会を重ね、平成 20 年度実施案を策定した。	
58	ウ 授業評価結果を公開する。また、研修機会の拡大などによりファカルティディベロップメント(教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み)の充実を図り、その成果等を公開する。	[65] 学生による授業評価結果を公表する。	・ 医学部では、第 2 学年から第 4 学年の学生について、教授、准教授各個人に対しアンケートを実施するとともに、第 5 学年の臨床実習について、実習単位毎に評価を実施し、20 年度に学部事務室での閲覧により公表することとした。 ・ 薬学部、経済学部、人文社会学部、看護学部、教養教育では、学	

	(関連：中期計画 56、180)		生による授業評価結果を学部または大学ホームページ(学内限定)にて公表した。 ・ 芸術工学部では、20 年度中に開設する学部内学生ホームページに、学生による授業評価結果の 17～19 年度実施分を掲載することとした。 ・ 平成 18 年度に授業評価結果の集計様式を全学的に統一し、ホームページ上で公表する体制を確立したが、19 年度中に公表できなかった学部もあったため、マークシートの使用等による効率化を図るための改善を行うこととした。	
		[66] ファカルティディベロップメント推進委員会を中心に、ファカルティディベロップメント（教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）を実施するうえでの基本的実施事項（指針）の作成を検討するなど、ファカルティディベロップメントの全学的な取り組みの体制の充実を図り推進する。	・ ファカルティ・ディベロップメント推進委員会において、各研究科における組織的な取り組みを 2 回検討した。各研究科におけるファカルティ・ディベロップメントの組織的取り組みについての考え方(フロー)について作成を依頼し、その結果を集約した。 ・ ファカルティ・ディベロップメント講習会では、名古屋大学高等教育研究センターより講師を招き、「学生の授業参加意欲を高めるための実践方法」と題してワークショップ形式により実施し、各研究科から 43 名の教員が参加した。 ・ 医学研究科では、ファカルティ・ディベロップメントの一環として、2 日間にわたり、「名市大「人を育てる」第 5 回医学教育フォーラム」を合宿形式で開催し、教養教育と医学準備教育、入試選抜のあり方を中心議題とし、教員約 50 名が参加した。	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第1 教育に関する目標

3 学生への支援

中期目標

(1) 学習支援

学習への意欲を増進させ、学習過程上の障害を解決できる体制を整えるとともに、学生へのより良い情報伝達システムを構築する。

(2) 就職支援

学生の就職支援を強化し、学生の需要に的確に応えるため、支援体制と情報提供の充実を図る。

(3) 経済的支援

勉学・研究意欲を持った学生・大学院生で経済的な支援を必要とする者に対し、できる限り勉学等に専念できるよう、体系的な経済的支援に取り組む。

(4) 生活支援・健康管理

学生が利用しやすい生活相談体制や健康管理の支援体制を整備する。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

ア 留学生が異なる生活環境や文化に対応できるよう、留学生に対する支援を充実させる。

イ 社会人学生に対する支援の強化を図る。

ウ 障害者等に対する教育環境の改善を図る。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	評価委員会において確認した事項、進捗状況に関するコメントなど
	(1) 学習支援			
59	ア 教員が学生からの質問に答え助言を行うオフィスアワー（学生が教員に気軽に相談できるように研究室を公開する一定の時間帯）制度を全学部で実施、充実する。	[67] オフィスアワー（学生が教員に気軽に相談できるように研究室を公開する一定の時間帯）制度を全学部で実施するとともに、その活用状況を調査し、必要な改善を図る。また、学生用ポータルシステムなどを利用して、学生に周知する。	・ オフィスアワー制度を全学部で実施するとともに、各教員のシラバスに掲載し、学生用ポータルシステムなどを利用して、学生に周知した。 ・ オフィスアワーの実施状況や、シラバス等で明確に学生に周知しているかどうかを調査し、改善が必要な学部に改善を促した。	
60	イ 学生サービス向上のため、学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）等、学務情報システムの整備を図る。 （関連：中期計画 142）	[68] 学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）に未整備な機能を付加するとともに、ＩＣカード（学生証・キャンパスカード）の多機能化について検討する。	・ 学生用ポータルシステムに携帯電話からアクセスできる機能を追加した。また学生会館の食堂に設置したプラズマディスプレイと学生用ポータルシステムを連携させ、休講や呼出など学生へのお知らせ機能を強化した。 ・ ＩＣカードの多機能化については、総合情報センター、学生課、生協、カード業者間で検討し、生協での買物や食事の際にキャッシュレスで決済する機能を平成 20 年度内に導入することとした。	

61	ウ 全学生を対象にチューター制度（学習等の相談に応じる個人指導の教員制度）を導入する。また、学生からの相談内容をもとに問題点を把握し、学習支援の改善に活かす。	[69] チューター制度（学習等の相談に応じる個人指導の教員制度）の導入を引き続き検討する。	- 各学部のチューター制度の導入について調査した。調査結果は、医学部、経済学部、芸術工学部、看護学部はすでに何らかの形で個人指導の制度を導入しており、人文社会学部においても検討を行っている。 - 医学部では、全学年において学生4名に1名の担任教員を割り当て、年間3回以上の面談を行うよう各担任教員に依頼している。また、学生には担任教員を広報し、大学生生活上の問題等が生じた場合は、担任教員に相談するよう指導している。各学年に学年担任が配置され、必要に応じて、担任教員から学年担任、学年担任から学生委員長（学生委員会）へ連絡をとり、学生生活支援を行っている。	
62	エ 演習やインターンシップを活用し、商店街振興、高齢者・障害者支援、廃棄物の再利用等の地域や行政と連携した実践的な学習活動を推進する。 （関連：中期計画 28、105）	年度計画なし		
	(2) 就職支援			
63	ア 全学的な就職支援の推進体制を強化するとともに、キャリア教育（学生一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育）を支援するため、キャリア支援センターを設置する。	年度計画なし		
64	イ キャリア支援センターが中心となって、就職情報の収集に努め、その周知方法の改善を図るほか、本学卒業生とも連携し、全学的な体制のもと、就職ガイダンスやキャリアガイダンスの充実を図る。	[70] キャリア支援センタースタッフの充実により、面接等実践的な対策に重点をおいた指導を充実させる。（関連：年度計画[72]）	キャリアコンサルタントの資格を持った民間企業出身者をキャリア支援センター相談員として採用し、より実践的な面接指導を行った。また、これまで面接対策講座は山の畑キャンパスで行っていたが、さらに北千種キャンパスでも実施し、芸術工学部の学生が参加しやすいよう改善した。	

65	ウ 企業・自治体等のインターンシップの受け入れ先の拡充を図り、単位化を実施する。 （関連：中期計画 28）	[71] インターンシップ受け入れ先の拡充を図る。	・ インターンシップ先の確保を目指し、名古屋市のほか中小企業家同友会、業界セミナーや企業セミナーへの参加企業について、市立大学の学生の受け入れについて打診を行い、承認を得た。キャリア支援センターが所管するインターンシップについては、その受け入れ先は19年度は7名分であったが、20年度は最大約20名分を確保した。	
66	エ 入学後の早い時期から、大学卒業後の進路や人生設計を踏まえたキャリア教育を導入するとともに、相談員に民間経験者を登用するなど、キャリア支援センターの相談、指導体制を強化する。 （関連：中期計画 9）	[72] 民間企業での経験を有し、キャリアコンサルタントの資格を有する相談員を採用して、就職の相談・指導体制を強化する。（関連：年度計画[70]）	・ 民間企業での経験を有し、キャリアコンサルタントの資格を有する相談員を採用した。 ・ キャリア支援センターを改修し、相談カウンターを広げるとともに、相談者のプライバシーを確保するため、相談用に個室を2室整備した。また、キャリア支援センターと学生課学生支援係がワンフロアで事務を執行することとし、相談員と事務担当との連携を強化した。	
67	オ 教員、公務員などの各種試験、専門能力を必要とする企業等への対応など学生の要望を反映した就職支援対策を充実する。 （関連：中期計画 21、31）	[73] 公務員採用試験等対策講座の広報に努め、積極的に参加するよう働きかける。	・ 公務員採用試験対策講座（公務員受験の専門学校講師による公務員試験に合格するための具体的な科目（憲法、行政法）についての講習会。約1年間の開催、受講料が必要。）の広報に努め、参加者数は18年度は19名であったが、19年度は23名となった。 ・ 国家公務員や地方公務員の試験制度の概要について説明する公務員セミナー（官公庁や自治体の採用担当者による採用試験の概要や採用後の職務内容についての説明会。1回限りの開催で参加料は不要。）を開催し、キャリアナビシステム（学生がいつでもアクセスできる本学の就職支援に関するコンピュータネットワーク）で広報するとともに、実施時間を授業終了後の開催から昼休みに変更することにより、参加者を約2.6倍（18年度101名、19年度265名）に増加させた。	
68	カ 就職希望者については、100%の就職率をめざすとともに、大学院進学等の学生を除き、卒後未就職者の割合の減少をめざす。	[74] 就職状況等に関するデータベースを作成・整備するとともに、就職先が未確定の学生に対する指導の充実を図る。	・ キャリアナビシステムを導入し、本学に出された求人票を学内だけでなく自宅のパソコンからも検索できるようにした。また、学生が進路希望や進路決定の報告をシステム上で行い、内定企業や入社試験の内容等についても記載できるようにし、これをデータベース化していく予定である。内定情報は各種就職状況調査に活用していくほか、入社試験の概要は翌年の就職活動の参考資料として活用する予定である。 ・ 過去5年の就職企業等のデータの整理を行い、OB・OG訪問や懇談会の参考資料として活用する予定である。	

			4 年生で就職先が未確定の学生については、各学部で把握し、キャリア支援センターと情報を共有化し、情報の提供や相談を行った。20 年度以降、進路未定者全員について、学部と協力しながら就職希望の確認作業を行い、就職情報等の提供や相談による支援を行う。	
	(3) 経済的支援			
69	授業料減免制度を見直し、成績優秀な学生に対する減免制度を検討し、実施する。また、日本学生支援機構を始め外部奨学金等の情報収集を行い、学生に対する情報の提供を積極的に行う。	[75] 授業料減免制度を改定する。	授業料減免制度を改定し、減免の総額に授業料収入予算額の 5.8%以内と限度を設け(19 年度は 118 百万円。18 年度は 139 百万円)、減免の総額が授業料収入予算額の 5.5% (112 百万円) となった。	
	(4) 生活支援・健康管理			
70	学生生活に対する総合的な相談体制を整備して、健康、精神衛生、セクシュアルハラスメント（性的な嫌がらせ）、アカデミックハラスメント（教育研究の場における嫌がらせ）等、学生生活上の問題に応える。（関連：中期計画 198）	[76] 18 年度に調査した他大学の先進事例等を参考に、ハラスメントについて学生に対する相談体制を整備するとともに広報の充実に努める。	アカデミックハラスメント防止を含めたハラスメント対策についてポスターを掲示するなど広報に努めた。学生の相談体制については、学生相談室を学生会館から 4 号館（システム自然科学研究センター南棟）に移動し、閑静でプライバシーが確保できる居室を確保した。	
		[77] 学友会、学内学生団体と理事等との意見交流を定期的実施し、学生の要望等をくみ上げる。（関連：中期計画 178、年度計画 [64]）	学生と教職員との交流を促進するため、学生会館において学生と理事長、理事及び教職員との交流会「ウインターフェスタ」を学友会、市大祭、留学生会等と共同開催し、180 名の参加を得て意見交換を行った。また、留学生と理事長、理事及び指導教員等との交流を深めるために「外国人留学生懇親会」を留学生後援会と共同開催し、112 名が参加して意見交換などを行った。	
	(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援			
71	ア 留学生を支援する総合的な相談窓口を設置するとともに、学内情報の多言語化及び日本語研修システムの充実を進める。（関連：中期計画 43）	[78] 留学生総合相談窓口のあり方、留学生支援におけるボランティアのあり方及び留学生を支援するスタッフ体制について、引き続き検討する。	- 国際交流の総合的なワンストップ窓口として「国際交流推進センター」を設立し、留学生への支援を総合的に行うこととした。また、設立に際しては、現在の各部局における留学生に関する事務の状況を確認し、今後の利用者に分かりやすく効率的な実施体制を検討していくこととした。 - 留学生に対するボランティアによる支援策としては、私費留学生チューター制度を導入し、学習や生活相談等を行っており、学生課で募集を行い、留学生とのマッチングを行っている。交換留学生等（オーストラリア 3 名、ドイツ 2 名）については、学部の協力も得て、すべてにチューターがついている。	

	(ア) ボランティアを含めた相談スタッフを確保する。 (イ) ビザ取得・延長・変更や外国人登録等、留学生の法的地位に関する適切な助言を行う。 (ウ) 宿舍、日常生活、就職等、留学生の生活に関する助言・支援を行う。	[79] 学内情報の多言語化及び日本語研修システムの充実について、引き続き検討する。	- 学内情報の多言語化については、留学生向けの掲示物について順次英語併記を増加させている。 - 課外日本語授業について、受講者が参加しやすいよう初級講座の会場を田辺通キャンパスから川澄キャンパスに移転した。	
72	イ 社会人の就学を可能とするため、カリキュラムの弾力的な時間設定等の環境整備を行う。 (関連：中期計画 6、98)	[80] 講義の土曜日開講や集中講義の拡充について検討する。	各研究科における講義の土曜日開講や集中講義の拡充については、現状において社会人の就学のための環境は十分整備されており、現時点では特に拡充の必要はなく、今後は学生の状況等を見ながら、随時検討及び改善を行っていくこととした。	
73	ウ 障害者等が利用しやすいようバリアフリーの視点から、可能な限り施設・設備の整備など教育環境の改善を図るとともに、教職員及び学生が障害者等をサポートする体制を強化する。 (関連：中期計画 188)	[81] バリアフリー整備計画の策定及び障害者サポート体制を引き続き検討する。	- 重点整備設備のバリアフリー整備計画案を作成した。また、平成 20 年 3 月に芸術工学部福利厚生棟の出入口ドアを自動ドアに改修するとともにトイレを身障者対応に改修し、薬学部厚生会館出入口に身障者用スロープを設置した。 - 学生については、定期健康診断時に自己申告による障害者手帳の所持の有無等について調査を実施した。今後はバリアフリー化の推進などハードの整備を着実に進めるとともに、具体的なソフトのサポート体制については個別の要望を受けながら対応を決めていくこととした。 学生生活連絡委員会において、障害のある学生の受け入れに先進的な日本福祉大学と同志社大学の訪問調査や本学のクラブである障害問題研究会との協議の結果を参考にしつつ、本学における障害のある学生の受け入れについての検討を行った。	

第1 教育に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 学生の資格取得に対する支援 国家資格等の取得、語学力の向上を目指す学部学生（正規生）を対象として、公認会計士、税理士、ファイナンシャルプランナー、TOEIC、TOEFL、英検等の受験料の全額を補助することとした。20 年 1 月より学生への周知を行い、1 月 21 日から 2 月 1 日を申請期間として募集し、46 名より 52 件の申請があった。 ※資料提出（参考資料集 32 頁） (2) 学生への支援の充実 ① 野外教育施設「蓼名荘」を平成 19 年 3 月に使用廃止した代替措置として、15 の宿泊施設と提携し、学生がクラブやゼミの合宿等で利用する際には、学生 1 名 1 泊 3,000 円を補助することとした。（ただし 1 名あたり年間 2 泊分 6,000 円を限度とする。） ② 学生が自ら文化的素養を高めること支援するため、名古屋ボストン美術館が設置する学校法人賛助会及び徳川美術館が設置する大学メンバーシップに加入した。これにより、学生は学生証を提示することにより、何度でも名古屋市ボストン美術館及び徳川美術館に無料で入館できるようになった。 (3) 経済・経営系フランス留学フェア 平成 19 年 11 月 29 日、山の畑キャンパスにおいて、在日フランス大使館文化部フランス政府留学局主催「2007 経済・経営系フランス留学フェア」が行われた。これはフランス大使館が、日本とフランスの大学レベルでの国際交流を深めるため、日本国内の主要な経済・経営系大学（本学以外に、早稲田大学、法政大学、明治大学、同志社大学）にしばって開催したものである。フランス大使館大学間交流部長ブノワ・ド・トレグロデ氏の挨拶に始まり、HEC de Paris、パリ・ドーフインヌ大学、ルーアン大学などフランスの主要な経済・経営系大学の代表者による個別講演、本学教員によるフランス留学体験談が行われ、学生を始め多くの参加者が集まった。 (4) 英語教育の充実 全学部必修である教養教育科目「英語コミュニケーションⅠ及びⅡ」については従来より 25 名の少人数で実施していたが、「英語コミュニケーションⅢ及びⅣ」についても、50 名クラスで実施していたものを、20 年度より 25 名クラスで実施することとし、英語教育における少人数授業を充実させた。 また、経済学部及び人文社会学部の必修科目である「総合英語Ⅱ」では、リーディング及びヒアリングを行っていたが、20 年度よりライティングも行うこととした。	未達成の事項 (1) 受験資格の拡大（年度計画[5]）については、看護学研究科等において既に個別に受験資格を審査しているが、それ以外に 19 年度中に特に受験資格を拡大したことはなかった。 (2) 学友会を通じ、又は学内団体代表者会議において、ボランティア活動への学内団体参加を案内し、奨励する（年度計画[29]）については、実施できなかった。 (3) 国家試験について、学生へのアンケート調査結果を分析し、指導方法や国家試験準備プログラムの改善を図る（年度計画[31]）については、医学部、薬学部、看護学部において指導方法等の改善を行ったが、学生へのアンケートは実施できなかった。 (4) 外国人大学院生に対する外国語による授業・指導方法について検討（年度計画[48]）については、日本語講座への出席の指導を行い、また医学研究科では既に日本語能力が不足している学生に対し、英語を交えた授業を行っているが、19 年度より指導方法等について検討することはできなかった。 評価委員会から指摘された事項 (1) 大学全体及び各学部のアドミッションポリシーの策定及び公表について 【評価委員会からの意見】 今後、公立大学として「国際社会への貢献」や「地域社会への貢献」にも言及するとともに、学部・大学院を通じて全学的な入学者受入方針をより踏みこんだ、力強い内容のものにすることを希望する。 大学設置基準の改正に伴い（20 年 4 月 1 日施行）、本学では、学部又は学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、履修規程において定めることとし、各学部・研究科履修規程を改正した（20 年 4 月 1 日施行）。これに合わせて、「国際社会への貢献」や「地域社会への貢献」にも配慮しながら、アドミッションポリシーについても、カリキュラムの内容との整合性を図りながら今後再検討する。 (2) 一般選抜入試の見直し及び推薦入試未実施学部での推薦入試の実施の検討について 【評価委員会からの意見】 今後は一般選抜入試見直しの方向、コンセプト等を早期に明らかにし、市立大学への入学を希望する高校生等などに対し、何年度入試を目安とするのかななどを早めに告示するべきである。また、推薦入試は大学と地域社会との連携を強化する意義も持つものであり、この点からの検討も必要である。 受験生が複数の受験機会を確保することを前提に、一般選抜入試の見直しを行っている。入学者の追跡調査の結果等を参考に、当面は、前期・後期日程及び推薦入試等の適正な定員配分を検討していく。
---	---

推薦入試未実施の医学部においては、全国的に後期日程のあり方について見直しがされつつある状況の中で、後期日程及び推薦入試等を含めた多様な入試方法を検討している。 その他、本書 19 年度年度計画[1][2]の業務実績参照。 (3) 入学志願者への広報活動の充実について 【評価委員会からの意見】 高校生の視点を考えるならば、大学 1 年生に対して、早い段階での広報等に関するアンケート調査やヒアリングを実施するなどにより、その効果を検証し、今後の活動に活かすことが望まれる。 北陸や近畿方面など他地区の広報も検討されたい。 18 年度以前より新入生を対象としたアンケート調査（入学前に配布し入学時に回収）を行ってきたが、20 年度入学生に対する調査からは、より広報の効果を十分把握できるように、内容及び様式を見直した。今後その結果をまとめ、オープンキャンパス及びその他広報活動に活かしていく。また、評価委員会の指摘を受けて 19 年 10 月に行った北陸・近畿方面の高校訪問の結果を踏まえ、広報活動の効率性も勘案しながら、その方向性について検討していくこととした。 (4) 大学院における社会人の就学機会の拡大について 【評価委員会からの意見】 「夜間主コース」のあり方についても情勢分析と方針を打ち出すことを求めたい。 経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、システム自然科学研究科では、既に夜間の授業のみで単位取得可能なカリキュラムとなっている。 医学研究科においては、博士課程では夜間授業を開講しているが、夜間を主としたコース設置の検討は行っていない（20 年度新設する修士課程では夜間授業は行わない。）。 薬学研究科においては、社会人大学院として博士後期課程が設置されており、本課程は時間が固定された座学講義はなく、演習科目は大講座・分野ごとに適宜、夜間・土曜日にも設定されている。また従来の 4 年制学科を卒業した薬剤師のためのリカレント社会人大学院博士前期課程を夜間および土曜開講を基本として設置する方向で検討中である。 経済学研究科では、夜間主コースから昼夜開講制に移行した経緯がある。それは昼夜開講制にすることにより、大学院生と社会人大学院生の間に交流が生まれ、お互いが助け合い、刺激し合いながら研究を進めることができると考えたからである。昼夜開講制ではあるが、夜間の授業のみで単位取得可能となっており、授業の開講時間を昼間・夜間を 1 年ごとに入れ替えることにより、夜間の授業のみでも希望する授業を受けることが出来るように配慮している。現在、昼夜開講制を実施しているが、今後も学生の状況を見ながら改善を検討していきたい。 看護学研究科においては、19 年度において、前期課程では全講義の 62%、後期課程では 61%を夜間に開講している。さらに、隔年で夜間と昼間に開講する講義を入れ替えるなどの工夫を行い、看護師の多様な就業状況（三交代、二交代制勤務）にも対応できるよう考慮している。なお、夜間主コースについては、看護師の就業状況の多様性とそぐわない点もあるため、今後、大学院生からも情報収集等を行い、臨床現	場の実態に即した対応を検討していく予定である。 (5) 教養教育の実施体制と責任の明確化及び内容の充実について 【評価委員会からの意見】 今後は、哲学、倫理学等普遍的なもの、時代のニーズに応じていくべきものをよく捉えて、絶えず変革するよう努力し、教養教育の充実に努めて欲しい。 各学部から選任された委員で構成される「教養教育連絡委員会」において、教養教育の全学体制の不明確さについて改めて考え直し、教養教育の理念に基づく全学体制の基本的な考え方及びその構築並びにそれを実現するためのシステムの確立について議論を進め、責任体制の明確化に主眼を置いたうえで、教養教育における科目提供の原則を、 1) 学生に必要な科目の提供 2) 各部局に教養教育の責任 3) 教員の教育負担平準化 とする科目提供の考え方、人間形成に主眼を置き所属学部と無関係に全学生が学ぶべき科目である共通教養科目と、専門科目履修前に基礎学力として身につけて置くべき系別教養科目とする科目分類及び教養教育を全学体制のもとに推進し、その実施について総括し教育の質を管理するための機関として、教養教育推進機構を 20 年度に設置するなどの方針をまとめた。 (6) 外国語によるコミュニケーション能力の向上及び外国語教育の充実について 【評価委員会からの意見】 コミュニケーション英語における習熟度別クラス編成の導入や英語における検定試験による単位認定への積極的対応を期待する。 外国語教育については、習熟度別クラス編成の導入、英語における検定試験を活用した単位認定、英語による授業の実施等について、一部の学科を除き導入することに過度に慎重である。先行大学では特段問題が生じていないものと思われるので、早急に実施することを期待する。 本書 19 年度年度計画[14][15][27]の業務実績参照 (7) 海外留学生数の安定化と増加等の検討について 【評価委員会からの意見】 市立大学の国際交流協定数は大学の規模及び総合性と比べ非常に少なく、さらに積極的な展開を期待する。 19 年 5 月に、パリ 13 大学との間で全学レベルの大学間交流協定を締結した。 (主な交流実績) 19 年 5 月 31 日から 7 日間、経済学研究科においてパリ 13 大学ジャック・マジエ教授を招へいし、「国際的蓄積体制と経済統合」をテーマとして共同研究を行うとともに「EU 経済政策の現状と展望」と題する
--	--

講演を行った。 19 年 6 月にハルリム大学よりイルソン教育財団会長、医学部長、病院長など 6 名が来学し、学術セミナーを開催するとともに、今後の交流推進に向けての懇談会を開催した。 19 年 9 月 15 日から 22 日までの 8 日間、文部科学省の大学教育改革支援施策の 1 つである「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」として採択された「バナナ・ペーパーを利用した環境教育」の一環として、スリランカへ 26 名の学生を派遣し、コロンボ大学の学生との交流を行った。 (8) 教育・研究活動における大学院生への支援強化について 【評価委員会からの意見】 国立大学や私学の先進部分についても情報を収集し、広い視野に立って自己評価をする姿勢を求めたい。 19 年度中に対応は出来なかったが、今後、他大学の先進的な取り組みについて情報を収集し、教務企画委員会等において検討していきたい。 (9) 公正で厳格な成績評価等の実施について 【評価委員会からの意見】 他大学ではかなり先行しているものである。中期計画で記述するような「厳格な成績評価」を行うシステムを構築していくことを求めたい。 大学設置基準の一部改正（平成 19 年 7 月施行）において第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）が新設されたことに伴い、本学では各教員が成績評価基準を見直し、評価基準のウェイト表示をシラバスに明示する等、より厳格な成績評価を行うこととした。 また、医学部では卒業の認定等の基準について検討しており、薬学部では公正かつ厳格な成績評価がなされているかを検証するため、全履修者に対する優・良・可・不可・再履修・失格等の割合の公表について検討した。 看護学部では、19 年度より再試験の実施要件を明確にし、再試験受験願の提出を課したことに伴い、その詳細な手順を検討するとともに、再試験と追試験を公正に実施するため、試験の出欠表の提出を試験監督者に義務づけた。 (10) 他大学との単位互換について 【評価委員会からの意見】 他大学との単位互換制度自体の問題も含め事態への分析を求めたい。なお、他大学との単位互換だけでなく、市立大学における学部間での単位互換を一層進めるべきであるとの意見もあった。 18 年度の本学学生による他大学開講科目受講生が極めて少人数に留まった事態を受け、19 年度より学生ポータルサイトを利用した周知を行ったところであるが、その結果、他大学科目受講学生は 5 名となった。 愛知学長懇話会による単位互換制度は 19 年度で発足後 6 年目を迎え、開放科目も多様化し、県内 45 大	学より 400 近い科目が提供されているにもかかわらず、比較的少人数の受講生にとどまる理由としては、制度的要因として、周知・出願期間が極めて短期間（10 日程度）であること、他大学へ定期的に通学することの物理的要因、他大学が提供する科目が本学学生のニーズに合ったものであるか、などが考えられる。 学部間単位互換については、学則及び各学部履修規程の改正により、所属する学部以外の学部の授業科目を履修できるよう制度を整えたところであるが、実際に単位互換可能とする授業科目の増などについては各学部において検討中である。 (11) ファカルティ・ディベロップメント（教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）について 【評価委員会からの意見】 学生の視点に立った「教育内容や質の改善」につながるような実施が望まれる。 19 年度設置した「ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」において、各学部における組織的なファカルティ・ディベロップメントプログラムのあり方について議論を進めている。 現状では、ファカルティ・ディベロップメントの目的は 1) 講義をより適切なものに進化させること 2) 授業教授技術の向上 であることを踏まえたうえで、授業評価（学生による授業アンケート）の目的を組織で共有できているか、授業評価の結果が講義の改善につながる仕組みを組織的に担保しているか、など授業評価における留意事項や、新任教員への研修制度や教員間での講義公開など、授業教授技術の向上のためのサポート体制の整備などの観点から、各学部におけるファカルティ・ディベロップメントフローの作成を要請した。 なお、19 年 11 月 29 日には、「第 1 回ファカルティ・ディベロップメント講習会」を「学生の授業参加意欲を高めるための実践方法」と題してワークショップ形式で開催し、各研究科から 43 名の教員が参加した。 (12) オフィスアワー（学生が教員に気軽に相談できるように研究室を一定の時間帯公開すること）制度の実施及び学生に対するオフィスアワー制度の周知について 【評価委員会からの意見】 平成 19 年度から全学部において実施することとしているが、他大学の状況からすると、シラバス（講義概要）に掲載するだけでは、学生への周知が図られるとは思われない。オフィスアワー制度が学生に活用されることが大事であり、そのための工夫が必要である。また、教員と学生との人間的信頼関係の重要性への認識を強めてほしい。 オフィスアワーについては、シラバスに掲載し、冊子として配布するだけでなく、学生ポータルシステムにも掲載している（学生ポータルシステムは、学生が学内及び学外のパソコンや携帯電話からアクセスできるようになっている）。また各学部では履修要項への掲載や掲示板への掲示、オリエンテーションでの説明などの方法により周知を図っている。 その他、本書 19 年度年度計画[67]の業務実績参照。
---	---

(13) チューター制度（学習等の相談に応ずる個人指導の制度）の導入の検討について

【評価委員会からの意見】

検討にあたっては、学生が主体の制度で機能するかどうか、また初年次を中心とする「少人数導入ゼミ」の有効性も併せて検討されたい。

評価委員会から指摘を受けた点について、本学での対応策として検討して得られた内容を19年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」として申請した。当該申請における「チューター制度」の特徴は、既に存在するコア学生集団を中心的運用者とし、それに一般学生及び教職員助言者集団を加えた3者のネットワークを構築、活用することで導入教育を効果的に運用することにある。

この申請では、学生を発信者に据えることで、学生の学ぶ主体確立を自律化させる契機を与えるとともに、その受発信情報を蓄積することを通して、学生ニーズに即した導入教育ガイド作成が容易にできるといった狙いがあり、これによりネットワーク技術の活用によって学部混合型少人数導入教育ゼミに匹敵し得る効果を期待できるものとして検討、構想されたものである。

(14) キャリア支援教育の導入について

【評価委員会からの意見】

キャリア教育は入学から卒業までの学生生活の中で自己の進路や将来設計をじっくり考えていくことがその目的であることから、単に施設や組織を整備すればよいというものではなく、支援のためのプログラムとして4年間で学生のキャリアへの意識を深めていくことが大事であり、そのような体制を築いていくことが望まれる。

市立大学においては、学生自身による就職支援活動への大学側の働きかけが見られないように思われる。

19年12月に開催したキャリア支援センター会議では、キャリア支援センターはキャリア相談や全学にわたる事項の情報提供やセミナーの開催を分担し、各学部等はその固有な事項を取り扱うという役割分担を決めた。

さらに入学初年度から卒業まで、段階的かつ体系的にキャリア教育を進めることとし、入学当初から自己理解を深める教育を開始し、自立して活躍できる人材として卒業するまでのキャリア支援の考え方を示すとともに、20年度の年間計画の概要を決めた。

本学では、内定者を中心とした就職支援サークル（LiNC）が17年度から活動しており、設立当初から連携をして4年生による3年生向けの就職相談や就職体験記の編集、セミナーの共同開催等を行っている。

(15) インターンシップの単位化及び単位認定方法等の検討について

【評価委員会からの意見】

その教育上の役割についての共通理解を確立した上で、単位認定の実施を含む運用の充実に早急に取り組むべきである。

インターンシップについては、人文社会学部や芸術工学研究科において単位化を行っているが、20年度からは、教養教育においても単位化することとした。なお、インターンシップは学生の自発的な意志によ

り行うものであるが、安易に単位化の拡大を行うことにより意欲に欠ける学生が参加して十分な成果を得られないことがあるため、特に単位化する場合は事前研修を行うこととした。

(16) インターンシップ（学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、就業体験を行う制度）実施に係る計画の策定について

【評価委員会からの意見】

他大学の状況からすると一層の進展が望まれる。

インターンシップについては、キャリア支援センターとして中小企業家同友会等との連携などにより企業とのマッチングを行い、積極的に推進しているところである。今後は、本学独自の受け入れ枠を拡大し、単位化を進めるほか、学生自らも受け入れ先を探し、企業で主体的にインターンシップに参加していくように説明会の実施など情報提供をしていきたい。

(17) 就職支援推進体制の強化について

【評価委員会からの意見】

他の大学の動向からすれば、やや遅きに失した感もある。今後の具体的な進展に期待したい。

これまでも、本学は、地域や国際社会で活躍する優秀な人材を輩出してきており、就職についても比較的良好な状態を保持してきている。これらの実績を踏まえながら、目的意識と主体性を持った学生を育てるため、学生の主体的な取り組みを前提とし、インターンシップの活動発表の場の提供や各種情報の提供などの側面支援、学生就職支援サークル（LiNC）との連携などの取り組みを本学のキャリア支援の特徴としたい。

(18) 留学生総合相談窓口のあり方及び留学生を支援するスタッフ体制等の検討について

【評価委員会からの意見】

早期に全学的な留学生支援体制の構築が望まれる。

「留学生支援スタッフを育成する」という年度計画の方針を長期的な視野で一步一步実現して欲しい。

機会を捉えて留学生支援の研修に努めており、学生支援機構等の開催している留学生担当者の研修会には積極的に参加している。（本書19年度年度計画[78]の業務実績参照）

(19) 教職員及び学生による障害者等サポート体制構築の手法等の検討について

【評価委員会からの意見】

障害者等への細やかな配慮やサポート体制についても平成19年度には早急に検討することが望まれる。

本書19年度年度計画[81]の業務実績参照

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第2 研究に関する目標 学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。 また、研究分野における選択と集中を図り、時代や社会の要請に対応した研究活動を推進する。 1 研究水準及び研究の成果等

中期目標 (1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。 (2) 学部・研究科を越えた横断的・学際的な共同研究を積極的に進めるとともに、国際的共同研究プロジェクトへの参加を推進する。 (3) 研究費の重点配分等を行うことによって、市民の健康と福祉の向上や環境問題の解決に資する研究等を積極的に支援し、その成果を教育、社会福祉、環境保全、産業振興、地域振興、共生社会の実現等に還元する。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	評価委員会において確認した事項、進捗状況に関するコメントなど
73-2	(1) 本学の特色を活かし、「市民の健康と福祉の向上」、「環境問題の解決」に資する研究分野において先端的な研究を行い、成果を国内外に発信する。 （関連：中期計画 82、83、90、94、104、108、111、192、195）	年度計画なし		
	(2) 研究科ごとに重点的研究目標を設定し公表するとともに、その成果を国内外に発信する.			

74	ア 医学研究科では、最先端医学領域の研究を基礎・臨床医学の連携のもとに推進し、疾病の原因、治療、予防に関する研究成果を国内外に発信する。	[82] 本学の特色づくりに資する先進的な新分野の設置を検討する。（関連：中期計画152）	・ 動物愛護法の関連法及び省庁基本指針、学内規程の策定など厳格なコンプライアンスへの対応を充実させることや、生命の尊厳と比較生物学に基づいた動物実験の実施及びその倫理教育をより充実するために平成20年4月実験動物研究教育センター病態モデル医学分野を設置し、教授選考を開始することになった。	
75	イ 薬学研究科では、創薬生命科学・医療薬学に係る重点研究拠点を構築・整備するとともに、大学内外の多様な研究機関と連携し、先端的な研究成果を国内外に発信する。	[83] 連携大学院の実施や寄附講座の設置を基盤とした重点研究拠点構築についてプランを策定する。	・ 名古屋工業大学と創薬科学分野で連携し、平成20年度から教員を相互に派遣し大学院講義の乗り入れを行うとともに、大学院教育G Pの応募に向けて準備を行った。公立薬系3大学連携による薬剤師リカレントプログラム・薬科学教育研究連携プログラムを策定し、連携協定を締結するとともに、シンポジウムを開催した。	
		[84] 教員任期制の適用拡大など研究活動の一層の推進を図るための種々の施策を検討し、合意の得られたものから実施する。（関連：年度計画[177]）	・ 教員任期制の適用拡大について引き続き検討を行ったが実施には至らなかった。	
76	ウ 経済学研究科では、海外の研究者と共同研究等、国際的貢献を視野に入れた高い研究水準を維持しつつ、税財政、医療経済、労働政策等の地域的・実践的課題に対してもシンクタンク機能を果たし得るようなプロジェクト研究を推進する。	[85] 経済研究所を中心に、税財政、医療経済、労働政策等の地域的・実践的課題に対するプロジェクト研究を引き続き推進する。	・ 「地方分権時代における大都市税財政のあり方に関する研究」「名古屋における医療と介護・健康に関する研究」「団塊の世代退職による労働力不足と外国人労働者」の3プロジェクトの研究を推進した。	
77	エ 人間文化研究科では、人文社会諸科学の基礎的、先進的研究を進展させ、特に地域と国際社会における諸課題の解決をめざして、「人間・地域・共生」をキーワードとする共同研究体制を構築し、その研究成果を発信する。 （関連：年度計画[110]）	[86] 人間文化研究所主催の月例研究サロンを地域に開放することを検討するとともに、人間文化研究所年報を一層充実し、地域に研究成果を還元する。	・ 月例研究サロン（通称マンデーサロン。毎月第一月曜日に開催される人間文化研究科内における研究交流の場。教員や大学院生等が参加し、各回ごとに担当教員が発表を行う。）の地域開放について検討し、市民学びの会と積極的に連携することを決定した。10月の参加が2～3名、12月は8名であった。 ・ 人間文化研究所年報は「福祉と共生」を特集テーマに、名古屋市子ども青少年局や健康福祉局と連携して行った次世代育成支援および青少年の自立に関する共同研究の成果や、ハンガリーのペーチ大学と連携した文化的多元性についての共同研究の成果、「銃社会アメリカ」の解決へ向けて諸活動を展開する市民活動家の講演内容を掲載し、他大学の福祉専門研究者からの寄稿を得るなど、内容を一層充実させた。	
		[87] 共同研究プロジェクトへの大学院生や地域の関係者の参加を促す。	・ 「名古屋の観光まちづくり」や「青少年の自立支援」等のプロジェクト研究に係るシンポジウムでは、企画段階から当該研究に関わる教員のゼミ生（大学院生）や行政関係者が中心的役割の一端を担	

			った。「名古屋の観光まちづくり」へは 300 名弱、「青少年の自立支援」へは 70 名の参加者があった。 学部・研究科を会場とする月例サロンや丸善を会場とする「Human & Social サイエンスカフェ」には常に 1 名～5 名の大学院生が参加している。	
78	オ 芸術工学研究科では、健康、都市、ユニバーサルデザイン、情報及び環境分野の重点領域研究拠点を整備し、産学官連携を推進する。	[88] 健康、都市、ユニバーサルデザイン、情報及び環境分野の重点領域研究拠点の整備に向け引き続き検討する。	- 重点領域研究拠点の整備に向けた実績づくりの推進の一環として、産学連携による環境とデザインをテーマとする名古屋商工会議所冠講座を開講した。同講座では、芸術工学部学生によるワークショップを実施するとともに、県内大学生・企業関係者も対象とした世界的デザイナー奥山清行氏による基調講演及びワークショップ講評会を行った。また、20 年度より同講座として、「デザインと持続可能な未来社会」をテーマとする産学官の連携による講義及び実習科目を芸術工学部のカリキュラムに設定するとともに、愛知学長懇話会の単位互換科目として広く県内大学生を対象に開講することとした。 - 重点領域研究拠点の整備に向けては、産学官連携や国際化の実績づくりも踏まえながら、引き続き検討していくこととした。	
		[89] 芸術工学研究科内に検討委員会を設置し、卓越した国際的教育研究拠点申請に向けた検討を行う。	環境をテーマとする国際会議の開催や、トリノ工科大学との間での共同学位プログラム（ダブルディグリー）に関する検討なども踏まえながら、引き続き国際的教育研究拠点申請に向けて検討していくこととした。	
79	カ 看護学研究科では、医療の高度化に対応する先進的研究と地域の保健医療福祉分野の研究の促進を図る。	[90] 臨床看護師・助産師・保健師等との交流・共同研究を推進するため、看護実践研究センター（仮称）の設立について検討する。（関連：中期計画 152）	地域貢献事業を学部の地域貢献委員会と病院看護部との共同実施を行うことで、看護実践研究センター開設に向けての土台は整いつつある。今後は、地域貢献委員会の規定改訂を行いながら組織編成や予算獲得の可能性、センターの場所の確保等について継続して検討していく。	
		[91] 地域の看護職者を対象とする生涯学習セミナーなどの研修会・研究会を開催する。（関連：年度計画[113]）	- 生涯学習セミナーでは、以下の 3 セミナーを開講した。 - 研究テーマの絞込みと研究計画書に必要な文献の探し方と読み方の修得を目標とした「看護研究いろはのい」を 3 回（参加者 28 名） - 業務改善に活用する研究方法を修得する「アクションリサーチによる質的分析」を 3 回（参加者 9 名） - 効果的な家族支援ができるように、エビデンスに基づいた家族教室の開き方を理解することを目的とした「家族教室の開き方」を 3 回（参加者 21 名） - 名古屋市立大学地域貢献事業・なごや看護生涯学習セミナー公開講演会「法と看護」（35 施設から 250 名参加）を病院看護部と共同で実施し、また、実習施設看護職者を対象とした「看護研究サポート	

			プロジェクト（通年随時 12 テーマ）」を実施し、地域病院の看護職者と大学教員の連携を進めた。地域貢献事業では参加者へのアンケート調査を実施し、事業評価をしている。	
80	システム自然科学研究科では、高度な基礎研究を推進するとともに新しい融合学際領域である生体情報分野の研究を進め、地域社会の現代的課題の研究も含めて推進する。	[92] システム自然科学研究科における研究体制の強化を目指し、名古屋市環境科学研究所との人的交流を含め連携を検討する。（関連：年度計画[58]） [93] 研究水準の向上・発展のため、研究機器の更新についての方策を検討する。	・ 名古屋市環境科学研究所から 8 名の研究者を講師として迎え、生体情報特論 1「環境の科学―名古屋の環境問題」を開講した。この人的交流に多くの大学院生および教員が参加し、環境問題に関する研究の連携及び共同研究の、テーマと具体的な方法を検討した。 ・ 共同利用設備である低温室の老朽化に伴う改修工事（空調機および配管の更新）を行った。 ・ 共同利用研究機器として、クリオスタット（凍結ミクロトーム。生体の性質を保ったまま、その切片を観察するため、急速冷凍し薄片化する装置）を新規に購入設置し、広汎な分野での基礎的研究への利用を可能とした。	
81	(3) 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科において、疾病の治療及び予防に関する共同研究を積極的に推進し、それぞれの特長を有機的に結合した先端的な研究成果を発信する。 （関連：中期計画 42、48、89）	[94] 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における共同研究の一層の推進を図るための制度、組織及び環境づくりについて引き続き検討する。	・ 従来より医学研究科と薬学研究科の間では多くの共同研究が進行中であるが、看護学研究科との共同研究は少なく、これら 3 研究科の有機的な連携は不十分であった。そこで、看護学研究科を中心にして、特別研究奨励費研究成果発表会や個々の教員が行う他研究科間での勉強会等を通じて、情報収集を行った。さらに、過去（現在進行中のものも含む）の医学研究科、薬学研究科との共同研究の実態について、各教員からの情報収集を行い、共同研究の可能性について検討を行った。 また、このような状況も踏まえ、平成 20 年度特別研究奨励費の募集にあたり、新たに「医・薬・看の連携研究」の区分を設けることとし（平成 20 年 3 月 3 日開催の特別研究奨励費審査委員会）、3 研究科による共同研究の一層の推進を図るための環境づくりに努めた。	
82	(4) 特別研究奨励費制度の積極的活用等により国際的研究、国際共同研究プロジェクト、特色ある研究等に対して研究費の重点的配分を行い、本学の特色を打ち立てる。	[95] 特別研究奨励費について、本学研究の特色化（研究テーマの選択と重点化）に向け、「環境問題」及び「地域貢献研究」を重点課題とする。 （関連：中期計画 192、193）	・ 特別研究奨励費については、重点課題（環境問題の解決と挑戦、地域貢献研究）と一般課題（健康福祉の向上、国際交流・国際共同研究・国際学会の開催、教育方法の改革・改善、大学間連携の推進）に分けて募集、配分し、全 56 件に対し、総額 48,190 千円を交付した。	
83	(5) 研究者データベースの内容を充実し、各年度の研究者ごとの研究成果について、ホームページ上で公開する。 （関連：中期計画 111、181）	[96] 研究者データベースの充実を図るため、時期を定めて全学的に更新を呼びかける。	・ 平成 20 年 3 月を入力強化月間として研究者に対し、研究者データベースの更新の呼びかけを行った。その際には、社会貢献に関する記載内容の充実を特に呼びかけた。 ・ 研究者プロフィール「A g o r a」（冊子）に記載されている情報は、事前に研究者データベースの管理者（学術推進室）が入力することにより研究者の負担を軽減した。データの授受を行っている（独）科学技術振興機構の「R e a d データベース」の情報項目の変更に伴	

			い、委員歴・役員歴、研究業績（口頭発表・ポスター）の項目を本学の研究者データベースに追加し、充実させた（平成 20 年 1 月～ 3 月初旬）。	
--	--	--	--	--

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第2 研究に関する目標 2 研究の実施体制等
--

中期目標 (1) 研究成果の評価 研究成果の評価システムを構築し、研究費・処遇等に反映させる。 (2) 研究資金の獲得・配分 ア 研究資金の一律配分を廃し、基礎的研究費の保証と重点的配分、とりわけ研究成果の評価を反映させた配分へと転換を図る。 イ 公的研究資金や民間研究資金を積極的に獲得するための組織的な支援体制の構築を図る。とりわけ研究教育拠点形成型の大型研究資金の獲得に全学的に取り組む。 (3) 研究体制の整備 ア 社会のニーズに対応するため、既存の研究領域の枠を越えた横断的・学際的な研究分野の開拓や企業等との共同研究を推進することができる柔軟な研究体制を構築する。 イ 学内の「研究所」機能を強化するとともに、高度研究用機器の共同利用を推進し、効率的な利用体制を確立する。 ウ 各種指針、ガイドライン等に基づいて研究が行われる体制を充実する。 (4) 知的財産の創出 名古屋市立大学の特性を踏まえた知的財産の創出・管理・活用システムの強化を図る。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	評価委員会において確認した事項、進捗状況に関するコメントなど
	(1) 研究成果の評価			
84	研究成果については、学内の相互評価、国内外における社会的評価、研究成果の教育への還元、社会貢献等を含めた評価を行うことを検討し、研究費・処遇等に反映させる。	[97] 研究成果を評価する手法の検討を全学的に進める。	・ 研究成果の評価方法・評価対象期間・評価項目・評価に基づく措置・評価実施時期について、学術推進室において原案を作成し、部局長会議において原案を全学に提示した。平成 20 年度より試行的に評価を実施する予定である。	
	(2) 研究資金の獲得・配分			
85	ア 内部研究資金の配分については、一律配分を見直し、基礎的配分と重点的配分を組み合わせる配分するとともに、重点的配分に、研究成果の評価結果を反映させる。	[98] 18 年度の特別研究奨励費制度による研究について評価を実施し、その評価結果を参考に 19 年度の配分を行う。	・ 各研究者から提出された「平成 18 年度特別研究奨励費実績報告書」について、特別研究奨励費審査委員会委員が研究目的の達成度、研究のレベル、研究成果の有益性、研究の今後の発展性といった評価要素に基づき、それぞれ 5 段階評価を行い、その評価結果を平成 19 年度の採択審査の参考として配分を行った。	

86	イ 学術推進室を設置し、外部研究資金獲得に向けた支援を行うとともに、一元管理を行うことによって資金の流れの透明性を高める。 また、研究教育拠点形成支援型の研究資金等の予算獲得のため、全学をあげて積極的かつ組織的に取り組む。 (関連：中期計画 166)	[99] 研究教育拠点形成支援型の研究資金や、大学教育改革プログラム等の予算獲得に向けて、全学的に取り組む。	- 研究教育拠点形成支援型研究資金（グローバルC O E）、大学教育改革プログラム（特色G P、現代G P、学生支援G P、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム、大学院教育改革支援プログラム）、地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム、老人保健事業推進費等補助金の獲得を目指し申請を行った。 - 研究教育拠点形成支援型の研究資金については、大学間の連携に基づく共同申請に重点を置き、名古屋工業大学との間で「連携・協力の推進に関する基本協定書」を締結した。また、岐阜薬科大学・静岡県立大学との間で「連携・協力に関する協定書」を締結した。さらに、名城大学との間で「学術交流に関する包括協定書」を締結し、共同申請を推進する基盤を構築した。 - 名古屋工業大学とは「産学官連携戦略展開事業」に共同申請を行い、名城大学とは平成 20 年度「グローバルC O E」に共同申請を行った。また、岐阜薬科大学、静岡県立大学とともに「戦略的大学連携支援事業」に共同申請する予定である。 - 大学教育改革プログラムについては、申請内容の水準向上を図るため、学内公募、審査を行った。 「再生医療の実現化プロジェクト」に申請を行い、採択された。	
87	ウ 科学研究費補助金に係る申請件数について、中期目標期間中に 2 0 % の増加をめざし平成 23 年度に年間 4 5 0 件とするとともに、科学研究費補助金等の間接経費分の積極的活用により、研究環境の充実を図る。 (関連：中期計画 166)	[100] 科学研究費補助金の申請・採択状況を分析するとともに、研究者全員による科学研究費補助金申請を図り、より多くのより大型の研究費の獲得を目指す。	申請・採択状況を分析した結果、研究科間において申請者の割合に大きな差があることが認められることから、未申請者の割合が高い研究科を中心として申請率向上に努め、平成 20 年度分については全学的に申請率が大幅に改善された。また、学内教員を対象として、文部科学省・厚生労働省の研究振興担当官を講師とする講演会「わが国の科学技術研究資金の現状と今後の展望」を開催し、申請についての啓発を行った。	
88	エ 共同研究の件数について、中期目標期間中に 1 0 0 % の増加をめざし、平成 23 年度に年間 3 0 件とする。 また、受託研究の件数については、中期目標期間中に 1 0 % の増加をめざし、平成 23 年度に年間 1 0 0 件とする。 (関連：中期計画 111)	[101] 共同研究の件数を 25 件にするとともに、受託研究の件数を 105 件にする。	共同研究の件数は 28 件であった。受託研究の件数は 96 件であった。 ※参考 共同研究 平成 17 年度 15 件、平成 18 年度 24 件 受託研究 平成 17 年度 87 件、平成 18 年度 105 件	
	(3) 研究体制の整備			
89	ア 横断的・学際的な研究を推進するため、研究科間や他研究機関と連携する体制を強化する。	[102] 研究科間の連携を推進するとともに研究者間の交流を進めるため、特別研究奨励費による「研究成果発表会」を引き続き開催	平成 19 年 6 月 29 日に「平成 18 年度特別研究奨励費研究成果発表会」を開催し、103 名が参加した。採択者 55 名中（内 1 名は退職）7 名が講演発表を行い、47 名がポスターセッション（大判の紙に研	

	また、重点領域の研究を推進するため、外部資金等により任期制の研究者などを雇用する制度や、民間企業等の研究員を迎える共同研究員等の制度を確立する。 (関連：中期計画 42、48、51、81、154、157)	する。	究内容をまとめたものを掲示し、これを使って参加者に研究の説明を行うもの)を行った。また交流会も実施し、研究者間の交流を進めた。前年度より採択者が増加したことにより（17年度採択者 30名、18年度 55名）、発表件数が増加した。	
		[103] 民間企業等の研究員を迎える制度として「共同研究員や受託研究員の受入れに関する規程」を整備する。	・ 「公立大学法人名古屋市立大学受託研究員規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程」を制定し、施行した。これにより、カゴメ株式会社より受託研究員 1 名（医学研究科加齢・環境皮膚科学分野）を迎えた。また、外部資金により任期制の教員を雇用する制度として「公立大学法人名古屋市立大学特任教員に関する規程」を制定し 9 月 1 日から施行した。	
90	イ 分子医学研究所、経済学研究所及び人間文化研究所等を研究推進組織として位置づけ、研究所を核として先端研究、共同研究の推進を図る。	[104] 分子医学研究所、経済研究所及び人間文化研究所等を健康福祉、環境問題等の社会のニーズに対応した先端研究又は共同研究を推進する組織として位置づけ、研究とそれに基づく社会貢献を引き続き推進する。	・ 各学部・研究科における重点課題を「研究所」の研究テーマとして掲げ、先端研究・共同研究の推進、研究成果の発信を行った。 ・ 分子医学研究所では、新分野として再生医学分野を設置するとともに、各研究分野の自律的な研究活動を背景として、各種イベント等への参加により学外へのシーズ発信に努めた。 ・ 経済研究所では自律的な研究活動を背景として、「団塊の世代退職による労働力不足と外国人労働者」「地方分権時代における大都市税財政のあり方に関する研究」「名古屋における医療と介護・健康に関する研究」の 3 つのプロジェクトについて、経済研究所所属教員が各プロジェクトの研究代表者となり、研究を推進した。 ・ 人間文化研究所では、研究科所属教員を中核とする 5 つの共同研究プロジェクト「越境する文学の総合的研究」「18 歳のハローファミリー：次世代育成支援のための基礎的研究」「名古屋の「観光まちづくり」に関する学際的研究」「障害児の発達を支援する親子教室の効果と学習プログラム開発」「障害児を持つ親の子育て支援のあり方と社会的資源の開発」を実施し、「名古屋市における外国人の生活実態調査」に関する公開シンポジウムの開催、「青少年の自立に関する調査」の実施及び公開シンポジウムの開催、「名古屋の「観光まちづくり」に関する学際的調査研究」の推進及び公開シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」の開催、障害児の発達支援など名古屋市の行政課題に関する活動等を行った。	
91	ウ 学内の高度研究機器の情報を全学に周知し、利用環境を整えて共同利用を促進するとともに、各種データベースや電子ジャーナルの充実を図る。 (関連：中期計画 143、174)	[105] 学内における高度研究機器の共同利用の実態調査結果を活用し、共同利用を促進する。	・ 学内における高度研究機器の共同利用の実態調査結果に基づき、学内向けホームページに「共同利用可能機器のお知らせ」を掲載し、利用促進を図った。	

92	エ 各種指針、ガイドライン等に基づき、必要な研究倫理規程等の学内規程を整備し、研究を推進する上での体制を整える。 (関連：中期計画 151)	[106] 各種指針、ガイドライン等に基づいた研究倫理規程等を整備する。	・ 「名古屋市立大学における研究倫理に関する指針」及び「科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」を作成し、公布した。 ・ 「名古屋市立大学公的研究費不正防止計画」を制定した。 ・ 平成 18 年度中に作成した「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程」「名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程」「公立大学法人名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱」を公布した。	
(4) 知的財産の創出				
93	ア 知的財産管理事務等を一元的に取扱う産学官・地域連携推進センターを中心に、「知的財産ポリシー」に基づいて知的財産の創出・管理・活用を行うとともに、教職員に「知的財産」への意識啓発に努め、研究成果の特許化等を奨励する。 (関連：中期計画 115、177)	[107] 特許庁の知的財産統括アドバイザーの助言に基づき、引き続き学内向けセミナーを実施する等、知的財産の創出、管理及び活用を行う。	・ 知的財産統括アドバイザーより、発明相談において、発明内容に関する質疑を通して各種の助言を受けるとともに、特許出願書類の作成・手続きを弁理士に委託せず、大学が行うための指導を受けた。 ・ 知的財産統括アドバイザーより、外国出願後の先行技術に関する国際調査報告に関しての対応について助言を受けたほか、制度構築にあたっては、知的財産ポリシーの認知度向上を図るための意識啓発活動が重要であるという助言を受けた。 ・ 学内向けセミナーを、第 1 回田辺通キャンパス（参加者 24 名）、第 2 回川澄キャンパス（参加者 20 名）、第 3 回川澄キャンパス（参加者 50 名）の計 3 回実施した。 ・ 発明・知財相談を通じて意識啓発に努めたほか、特許出願や大学単独帰属特許の中部 T L O へのマーケティング委託を行うなど、知的財産の創出、管理及び活用を行った。	
94	イ 研究者、研究成果、特許等のデータベースを整備・活用するとともに、各種シンポジウム・セミナーの開催等により名古屋市立大学の知的財産の活用を促進する。 (関連：中期計画 83、111、177)	[108] 外部支援機関と共同して研究成果・技術シーズ発表会を開催し、企業等へ研究成果シーズを引き続き積極的に公開する。	・ 生活習慣病に関する情報発信と題して、研究成果・技術シーズ発表会を開催し、90 名が参加した。医学・薬学研究科各 3 名の教員による発表を行い、連携の可能性を示唆する意思表示が 2 ～ 3 の企業からなされた。 ・ 東京 J S T ホールで、岐阜薬科大学と静岡県立大学との共催により「中部公立三大学新技術説明会」を開催し、薬学研究科 3 件の未公開特許についての発表を行った。 ・ 東京で開催された「イノベーションジャパン 2007」に参加し、医学研究科 2 件の研究シーズについて、技術発表会での研究発表及び展示を行った。	

第2 研究に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 利益相反マネジメントについて 本学が社会貢献として産学官等連携を進めるにあたり、高い公共性を持つ大学と利益追求を基本とする企業の目的・役割が異なることから、教職員が関係する企業等との間に生ずる利益や責務と、大学における教育・研究上の責務とが相反することが想定される。 本学は、教育・研究に関する責務を果たしながら、社会貢献活動を積極的に進めていくため、この利益相反・責務相反の解決の考え方を「公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメントポリシー」として作成し、平成 20 年 4 月 1 日より施行した。 また、産学官連携活動をはじめとする社会貢献活動を行う際に生じる利益相反を適切に管理することにより、教職員の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする「利益相反マネジメント規程」を作成し、20 年 4 月 1 日より施行した。 (2) 他大学等との連携について ① 名古屋工業大学 平成 19 年 12 月 5 日、名古屋工業大学との間で「連携・協力の推進に関する基本協定」を締結した。 また連携セミナーを 4 回開催した。 - 第 1 回「自動車工学に関するセミナー」(11 月 22 日、会場：名古屋市立大学) - 第 2 回「健やかに生きる～現代医療の最新動向～」(12 月 5 日、会場：名古屋工業大学) - 第 3 回「医工学連携に関するセミナー」(1 月 30 日、会場：名古屋市立大学) - 第 4 回「薬学への招待：創薬生命科学最前線」(3 月 7 日、会場：名古屋工業大学) ② 岐阜薬科大学・静岡県立大学 平成 20 年 1 月 22 日、岐阜薬科大学並びに静岡県立大学との間で、創薬科学・医療薬学分野における地域の教育研究拠点の形成を推進するため、「連携・協力に関する基本協定書」を締結した。薬学研究科においては、この連携による薬剤師リカレントプログラム・薬科学教育研究連携プログラムを平成 19 年 10 月～11 月に策定し、これを 20 年度のシラバスに反映させた。また、11 月 2 日には「中部公立 3 大学新技術説明会―薬食系を中心に―」、20 年 3 月 15 日には「薬系大学連携シンポジウム 東海における薬学教育・研究を考える」を開催した。 ③ 名城大学 平成 20 年 2 月 5 日、名城大学との間で、教育・研究活動全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的として、「学術交流に関する包括協定書」を締結した。20 年 3 月 16 日に、第 1 回医工連携シンポジウム「光医療エレクトロニクス発展に対する期待と現状」を開催した。	④ その他 連携に関する協定を国立長寿医療センター研究所（平成 19 年 4 月 1 日施行）と、愛知県がんセンター（平成 19 年 6 月 1 日施行）とで締結したほか、自然科学研究機構分子科学研究所とも協議をすすめ平成 20 年 4 月 1 日に連携に関する協定を締結・施行した。 未達成の事項 (1) 薬学研究科における教員任期制の適用拡大など研究活動の一層の推進を図るための種々の施策について、合意を得られたものから実施する（年度計画[84]）については、教員任期制の適用拡大について検討は行ったが、実施には至らなかった。 (2) 受託研究の件数を 105 件にする（年度計画[101]）については、96 件にとどまった。 評価委員会から指摘された事項 (1) 医学、薬学、看護学の連携・交流について 【評価委員会からの意見】 教育面における医学部、薬学部、看護学部相互間の連携については、合同での講義、早期体験学習及び実習、単位の互換の検討スケジュールが遅れがちであることを指摘し、改善を求めたい。また、大学院（研究科）相互間の連携についても同様であり、年度計画にも記載されていない。ともに改善を求めたい。 医学、薬学、看護学研究科における共同研究の一層の推進を図るための制度及び環境づくりの検討について 【評価委員会からの意見】 次年度以降の成果に期待したい。 医学部、薬学部、看護学部合同による講義、実習、早期体験学習の実施について、平成 19 年 8 月以後、3 学部の教育の企画・運営の責任を担う立場の教職員 4 名を中心としたメンバーで 2 回/月の頻度で検討し、医学部、薬学部、看護学部の学生によって構成される小グループによる学習の目的、内容、方法、課題等を検討した。 平成 20 年度より、医学部と薬学部において、3 学部合同による授業を教養教育に位置づけ、1 年次前期に医療に関する講義、基本的な医療技能の修得、早期体験学習、医療問題に対するグループ検討、検討成果の発表などを行うこととした。看護学部では、カリキュラム改正に伴う文部科学省への書類提出の関係上 20 年度からの実施は出来なかったが、教員については 20 年度の合同授業から参画することとなった。 特別研究奨励費の採択テーマや研究成果発表会から、医学研究科と薬学研究科間、また看護学研究科と
--	--

芸術工学研究科間の共同研究に結びついた事例がある。平成 20 年度は、学内公募分とは別に、医・薬・看の連携研究推進のための区分を設けた。引き続き、特別研究奨励費の仕組みを活用し、研究面における連携・交流を推進していく。 また外部者向けの研究成果・技術シーズ発表会の成果として、研究会を発足させ、医学研究科・芸術工学研究科の研究者が連携して J S T イノベーション化事業申請に至った事例もある。今後も着実に研究成果に関する情報発信に努めることにより、研究科間の連携を深めていく。 なお、医学研究科では、医学・生命科学に強い関心を持ち、最先端の医学・医療及び生命科学領域で活躍しようとする先駆的かつ独創的な研究者或いは高度専門技術者の養成を目的として、薬学研究科との連携のもと、薬学研究科の准教授 4 名を専任教員として参画させることにより平成 20 年度から修士課程を設置する。 (2) 大型研究資金の獲得、研究教育拠点形成支援型研究資金の獲得について 【評価委員会からの意見】 文部科学省等におけるグローバル C O E の獲得については、「積極的かつ組織的に」（中期計画）、「全学的に取り組む」（年度計画）が必要であり、今後の取り組みに期待したい。 本書 19 年度年度計画[99]の業務実績参照	(3) 特別研究奨励費制度の充実、重点化、研究発表会の開催について 【評価委員会からの意見】 今後は、同奨励費を活用した市立大学の特色を表すような研究の活性化に大いに期待したい。 本書 19 年度年度計画[95][102]の業務実績参照 (4) 科学研究費補助金の申請状況を把握、分析して、申請率の低い研究科に対する申請率向上策の検討について 【評価委員会からの意見】 本件について研究科間に大きな格差が見られ、医学、薬学、経済学の 3 研究科関連の諸分野が全国的に見てもトップレベルの採択件数であるのに対し、人間文化、芸術工学、看護学及びシステム自然科学の 4 研究科の採択件数は、国公立大学、特に公立大学の中でも少ない。人間文化研究科における専門分野間の採択件数の不均等解消、芸術工学、看護学及びシステム自然科学の 3 研究科における申請への積極姿勢を期待したい。この現状に対する直視と改善への努力が必要である。 本書 19 年度年度計画[100]の業務実績参照
---	---

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 第3 社会貢献等に関する目標 名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域連携」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋都市圏の抱える課題や 21 世紀の社会が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく。 とりわけ「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」として、社会貢献に積極的に取り組む。 1 市民・地域社会との連携

中期目標	(1) 市民・地域社会と大学との連携を進めるため、若者から高齢者まで地域社会の幅広い人々が大学に集い、交流し、活動する広場(Agora)として大学の施設を提供する。 また、一般市民から専門職業人まで多様な生涯学習の要望に応えていくため、高等教育機関としての特性を活かし、生涯学習の幅広い展開を図る。 とりわけ、今後、高齢期を迎える団塊の世代を始めとして、勉学や就労について意欲の高い高齢者の社会参画や人材活用の視点を踏まえた社会貢献活動を推進する。 (2) 次世代育成、高齢者の健康づくり、発達障害、ユニバーサルデザイン、環境問題など市民や地域の課題等について、地域社会、行政、N P O等と連携した研究プロジェクトを推進する。
--------------------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
	(1) 市民					
95	ア 市民公開講座や市民が学生と共に学ぶ授業公開等の内容の充実を図り、大学を市民に公開する機会を増やすとともに、大学の施設を市民の自発的な教育の場として積極的に提供する。 また、授業公開を実施する授業数については、中期目標期間中に年間10講座以上をめざす。 (関連：中期計画 99)	[109] 市民公開講座、授業公開、サイエンスカフェ（システム自然科学研究科版。サイエンスについて市民と科学者が喫茶店で話し合う市民公開講座）を開催する。 [110] 教員の専門研究をわかりやすく伝える「サイエンスカフェ（人文社会学部版）」（仮称）を喫茶店などの場所で定期開催することを検討する。	・ 市民公開講座「楽しくゆたかに生きるために」を統一テーマとして、全学部・研究科で行い、参加者数は延べ合計 692 名であった。 ・ 授業公開は、経済学部、人文社会学部、看護学部において行い、参加者数は計 197 名であった。 ・ サイエンスカフェ（システム自然科学研究科版）は、名古屋市内の喫茶店において「サイエンスカフェ イン 名古屋」として計 12 回（番外編含む）開催し、参加者数は計 338 名であった。 ・ 人間文化研究科において、6 月より丸善 4 階の喫茶店で「Human & Social サイエンスカフェ」を計 10 回開催し、参加者数は計 181 名であった。	Ⅲ	Ⅲ	
				Ⅳ	Ⅳ	

		[111] アンケート調査等により市民ニーズを把握し、ニーズに適合した市民公開講座の開設を引き続き検討する。	・ 市民公開講座参加者へのアンケートを実施し、474 名から回答（回収率 90%）があった。結果は以下の通りである。 ① 参加者層として、主婦を含む無職が 60%、年齢については 60 代以上が 76%、50 代を含めると 94%となっており、参加者の高齢化が明らかになった。これは統一テーマを「楽しくゆたかに生きるために」とし、中高年を対象とした結果と考えられるが、参加歴に関する回答結果をみると、リピーター率は 72%であった。 ② 講座の内容に関しては、91%の人が「良かった」「大変良かった」との回答であった。 ③ 開催日については(複数回答)、50%が土曜日の開催を希望している。ただし、平日が良いとした回答も 31%あった。 ④ 広報に関しては、今年度から新たに市民公開講座専用のリーフレットを作成し行ったが、開催を知った媒体としては、広報なごや 26%に対して、パンフレット（リーフレット含む）46%であった。また、インターネットは 12%であり、依然、広報ツールとしては紙媒体が効果的であることがわかった。申込についても 55%の人が往復はがきでの応募であった。 ⑤ 開催回数については、各研究科の講座において 2 回または 3 回の講義を希望する人が、54%を占めた。 以上の結果を踏まえ、高齢者の興味・関心の高いテーマによる実施など平成 20 年度市民公開講座の企画について、地域連携・公開講座委員会において検討した。	Ⅲ	Ⅲ	
96	イ 最新の研究情報等の専門的知識を市民に分かりやすく紹介する連続講座「オープンカレッジ」について内容を充実するとともに、市民ニーズを踏まえて拡大を図る。	[112] 全学部において連続講座を実施する。	・ 医学部による「健康科学講座」オープンカレッジ、薬学部による名古屋市生涯学習推進センター主催の大学連携講座、経済学部による教育関係者向け I T 講座、人文社会学部による「Human & Socialサイエンスカフェ」と 2 つの連続講座、芸術工学部による名古屋市千種生涯学習センター主催の連続講座、看護学部によるなごや看護生涯学習セミナー等、全学部において連続講座を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
97	ウ 社会人の職業能力向上のために、既卒者を対象にした専門職業人教育を充実する。	[113] 専門職業人教育の充実策を検討するとともに、同窓会との協力をもとにした卒後教育講座の実施について検討する。 （関連：年度計画 [91] ）	・ 医学研究科では、社会人再教育としてお茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターと連携して化学物質の発がんリスク及び脳と神経についての講義を担当した。 ・ 薬学研究科では、同窓会との共同で卒後教育講座を開催（平成 19 年度は 3 回開催。受講者数 226 名、214 名、204 名）してきたが、平成 19 年度にはこれに加えて「薬剤師生涯学習講座」を同窓会の協力を得	Ⅳ	Ⅲ	

			て開催し、また薬剤師生涯学習支援における今後の協力のあり方について薬剤師会も含めて協議した。「薬剤師生涯教育講座」については夜間に開講することを検討し、第1期講座（5回の夜間開講）を開催した。平成20年は第2期及び第3期の2回（各5回）開催することとし、受講者の募集を開始した。			
98	エ 社会人特別選抜制度、昼夜開講制をより充実させ、社会人大学院生の受け入れ数の増加を図る。 社会人大学院生の受入数については、中期目標期間中に10%増加させ、平成23年度に年間160名とする。 （関連：中期計画6、72）	[114] 社会人大学院生の受入数の増加を図る。	・ 社会人大学院生を、合計176名（30名増）受け入れた。長期履修制度が導入されたことや、経済学研究科においては社会人大学院のホームページを改訂して見やすくし、入学説明会で在学中の大学院生が実際の経験等を具体的に説明して、参加者の理解を深めたこと等により増加したと考えられる。	Ⅲ	Ⅳ	
99	オ 高齢者の学習意欲に応えるため、健康や生きがいづくりをテーマとした講座やNP0との連携など、公開講座の内容や実施方法について工夫し充実を図る。 また、団塊の世代の人材を積極的に活用する視点から、高度な知識・技術を持った高齢者を公開講座の講師に登用する等により、高齢者の社会参加を促進する。 （関連：中期計画95）	[115] 健康や生きがいづくりなどをテーマに高齢者を対象にした公開講座を実施するとともに、卒業生などの協力を得て、高度な知識・技術を持った高齢者を公開講座等の講師として招へいする。	・ 市民公開講座の統一テーマを「楽しくゆたかに生きるために」とすることにより、主に中高年者を対象として講座を開催し、テーマとしては、健康面だけでなく、趣味、知識面での講義も開催した。 ・ 高齢者の講師招へいに関しては、人文社会学部授業公開「名古屋と観光」において、東海旅客鉄道株式会社相談役の須田寛氏（76）を講師として招へいした。須田氏は、現在全国で取り上げられている「産業観光」の提唱者である。	Ⅲ	Ⅲ	
100	カ 総合情報センター（図書館）について、市立図書館や他大学と連携して利用案内等の情報提供を充実するほか、館外貸し出しの実施等、図書館サービスの向上によって市民利用の促進を図る。	[116] 本学図書館の市民利用制度を見直し、改善を進める。	・ 平成18年度に引続き、検討会を開催し、市民利用の多い山の畑、川澄の2分館の運営体制を見直した。その結果、平成20年度から夜間開館時と土曜日にも職員を配置し、平日の9:00～17:00と限定していた市民が利用可能な時間帯を全開館時間帯に拡大することとした。	Ⅲ	Ⅲ	
	(2) 地域社会等					
101	ア 附属病院を名古屋市の市民医療ネットワークの中心に位置づけ、とりわけ、市立病院等との緊密な連携を図り、機能分担の体制を構築す	年度計画なし				

	る。 (関連：中期計画 106、121)					
102	イ ボランティア活動の単位化等により、健康福祉や環境問題等に関する学生等の社会活動、教育活動への参加を促進する。 (関連：中期計画 28、191)	年度計画なし				
103	ウ 教員の健康・医療等の専門技術を活かした、地域・社会貢献活動への参加を促進し支援する	[117] 他大学との連携・交流を促進するため、地域の大学において、本学医学研究科、薬学研究科及び看護学部教員等による健康と福祉に関する生涯教育の講義を実施する。	・ 名古屋工業大学との連携セミナー「健やかに生きる～現代医療の最新動向～」を名古屋工業大学にて開催し、医学研究科の井口普敬寄附講座教授が「人工関節への3次元的アプローチ」、岡山直司准教授が「メタボリックシンドロームの病態と治療」と題し、講義を行った。参加者は 164 名であった。また、薬学研究科の宮田直樹教授が「大学における創薬研究：ヒストン脱アセチル化酵素をターゲットとして」、加藤晃一教授が「構造生物学を基盤とした生命分子工学」と題し、講義を行った。参加者は 94 名であった。	Ⅲ	Ⅲ	
104	エ 環境問題の解決に向け、地域、行政、企業等の取り組みに対し、助言、支援を行うとともに、大学として研究プロジェクトを推進する。 (関連：中期計画 193)	[118] 愛知学長懇話会の「コーディネート科目」について本学教員がコーディネーターを務めるなどにより「なごや環境大学」と連携した講座を開催する。	・ なごや環境大学共有講座及び愛知学長懇話会コーディネート科目として、「地域で環境を考える」をテーマにした「持続可能な社会Ⅴ」（受講者 61 名）、「途上国の発展と環境問題を考える」をテーマにした「持続可能な社会Ⅵ」（受講者 64 名）を開催した。 ・ なごや環境大学に本学が提供する講座の企画運営を共有講座として行った。（本学特別研究奨励費交付決定済事業） ・ なごや環境大学環境講座として、「美ら島沖縄大使と行く！沖縄の環境と生活を知るスタディーツアー」と題し、3泊4日の沖縄スタディーツアーと事前の講義(2回)を行い、参加者は 13 名であった。	Ⅲ	Ⅲ	
		[119] 「環境デーなごや」に出展し、本学の取り組みを引き続き積極的に広報する。	・ 9月23日に久屋広場で開催された「環境デーなごや」に出展し、東山動植物園におけるオランウータンの繁殖についてのパネル展示とプレゼンテーション、バナナペーパーづくり、学生によるフェアトレード商品の販売、大学紹介パンフレット等の配布、（環境問題に関する各種企画を展開している）学生による大学祭のPR等を行った。	Ⅲ	Ⅲ	

105	オ 名古屋市を始め自治体及び地域と協力しながら、商店街活性化、まちづくりや産業振興等について調査・提言等を積極的に行い地域や産業の活性化に寄与する。 (関連：中期計画 62)	[120] 名古屋市等と連携して、商店街の活性化、まちづくり、産業振興等について調査及び提言を行うことや、学生の自主的な活動である大学祭との連携、社会調査実習などにより、地域や産業の活性化に引き続き寄与する。	・ 商店街の活性化について 桜山商店街、経済学部・芸術工学部・芸術工学研究科の学生、名古屋市（市民経済局、昭和生涯学習センター）、社団法人名古屋市シルバー人材センター、社会福祉法人A J U自立の家などにより協議会を組織し、空き店舗を駄菓子などの販売のほか様々な情報を発信する場とすることにより活用し、また商店街にイルミネーションを取り付けるなどして、商店街の活性化に取り組んだ。 大学祭において近隣商店街との共同企画（商店街からの出張模擬店、共通商品券の発行等）を実施することにより、商店街の活性化に協力した。 ・ まちづくりについて 経済学研究科教員、芸術工学研究科教員及び学生が、有松地区の開村 400 年記念事業に参画し、企画運営に協力した。 ・ 産業振興等についての調査及び提言について 年度計画[124]の業務実績参照 ・ 社会調査実習について 名古屋市立大学人文社会学部など 4 大学・東海社会学会設立準備会共催の社会調査インターカレッジ発表会において、本学から「なごやの観光まちづくり」、「メディアと選挙－報道の娯楽性と中立・公平性について－」、「子育て支援N P O－地域との繋がりを目指して－」、「地域の防犯調査」、「在日外国人と日本人の共生のための取り組み－夏休み子ども日本語教室の事例を中心として－」をテーマとする参加学生による発表が行われた。 ・ 大学祭との連携について 名古屋市環境局と連携して、環境問題に関心のある本学学生を含む 8 大学の学生が「なごや・ユニバーサル・エコ・ユニット」を設立し、本学では 4 キャンパスの大学祭においてエコ活動の推進企画を実施した。川澄祭において、昭和保育園の「エコキッズ」がステージに出演するなど地域からの参加を得て環境問題に取り組んだ。	Ⅲ	Ⅲ	
106	カ 多様な人々が対等な立場で互いを尊重し、共に支えあう「共生社会」の実現をめざすため、N P O 等学外機関と連携し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に進める。 (関連：中期計画 101、102、103、109、120、193)	[121] 健康づくり、環境問題などに取り組む N P O 法人等との連携を進める。	・ 健康教育研究推進センターにおいて、「N P O 法人アクティブエイジング研究会」と連携し、「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」を実施した。 ・ 愛知学長懇話会コーディネート科目「持続可能な社会Ⅴ」において「ビオトープを考える会」会長の長谷川明子氏による講義を行った。	Ⅲ	Ⅳ	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第3 社会貢献等に関する目標

2 産学官連携

中期目標

- (1) 市民に支えられる大学として、名古屋市を始めとした名古屋都市圏の自治体、行政機関等の政策の形成や発展に積極的に関わる。
とりわけ、健康と福祉の向上や環境問題の解決等に向け、行政等との連携を進める。
- (2) 初等中等教育を一層魅力あるものにするため、教育委員会等との協力関係を強化する。
- (3) 産学連携を推進し、大学の持つ知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
	(1) 行政					
107	ア 行政や地域のニーズを的確に把握するため、名古屋市を始めとした行政と定期的に意見交換を行うとともに、行政が主催する委員会等へ積極的に参加することにより連携を強化する。	[122] 行政や地域のニーズを的確に把握するため、意見交換会の開催などにより、名古屋市等との連携を積極的に推進する。	・ 行政や民間との連携推進に資するため、研究者プロフィール（2008年版）の配布を行った。 ・ 名古屋市等からの受託研究の実施及び「まるはちの日」、「環境デーなごや」、「わくわくみずほまつり」などの各種イベントへの参加により名古屋市等との連携を推進するとともに、イベント来場者に対するアンケートを実施し、地域のニーズの把握に努めた。	Ⅲ	Ⅲ	
108	イ 行政のシンクタンク機能を果たすため、次世代育成、高齢者の健康づくり、男女共同参画、ユニバーサルデザイン施策、環境問題などに対して積極的な協力・提言を行う。 （関連：中期計画 104、193）	[123] 学内に設置した「健康教育研究推進センター」を中心に、名古屋市をはじめとする関係機関と連携して、「ライフサイクル・ケア事業」（地域型ヘルスプロモーション人材養成事業、次世代育成支援事業、生活習慣病予防・治療・リハビリテーション事業及び高齢者活性化事業）の実施に着手する。	・ 名古屋市立大学健康教育研究推進センター設立記念シンポジウムを開催し、300 名を超える参加者があった。 ・ 「健康教育研究推進センター」における「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成 19 年度老人保健健康増進等事業として採択され、名古屋市を始めとする関係機関と連携して高齢者健康づくり指導者養成セミナー（指導者養成コース・地域ボランティアリーダー養成コース）を開講した。指導者養成コースでは 48 名、地域ボランティアリーダー養成コースでは 93 名が登録し受講した。	Ⅲ	Ⅳ	

109	ウ 行政や研究機関等と連携し、共同研究やシンポジウムの開催等を行い地域貢献を進める。 （関連：中期計画 42、106）	[124] 名古屋市と連携し、「産業政策研究会」を設置し、「名古屋の産業史」「ものづくり支援産業」等のテーマで調査研究をすることや、名古屋市からの受託研究（共生社会）の調査結果の活用について検討することなどにより、行政との連携を図り、研究活動を発展させる。	・ 名古屋市市民経済局との学官連携事業として、本学経済学研究科を中心とした「産業政策研究会」を設立し、①「産業史」②「戦略産業（クラスター、コンテンツ）」③「ものづくり支援産業〔サポイン、教育〕」をテーマとして3分科会に分かれ調査等を行った。親会としての「産業政策研究会」は、経済学研究科長を座長として7回開催した。①「産業史」は、分科会を10回開催、5企業を訪問。②「戦略産業（クラスター、コンテンツ）」は、分科会を2回開催、2企業の代表者と面談。③「ものづくり支援産業〔サポイン、教育〕」は、企業へのアンケート調査を行った。 - また、①「産業史」においては、学内外の研究者や市民の協力を得て企業訪問・経営者インタビューを重ね、名古屋市が発行する「産業の名古屋」への寄稿、研究報告書の作成を行った。 ・ 名古屋市からの受託研究（共生社会）「名古屋市外国人生活実態調査」の結果を踏まえてシンポジウムを開催した。 ・ 名古屋市健康福祉局からの受託研究として、システム自然科学研究科において、健康福祉局の「健康カレッジ」構想への試みである「地域型ヘルスプロモーションの展開に関する研究」を行い、地域型運動普及のための人材養成への貢献を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
110	エ 幼稚園・保育園、小・中・高校、養護学校と相互に連携し、出前授業、子育て支援、発達障害児支援、学生ボランティアの派遣、高校生を対象とした講座の開設等の取り組みを行う。 （関連：中期計画 118）	[125] 小・中・高校、養護学校と相互に連携し、以下の取り組みを行う。 ・ 「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」への参加 ・ 「ひらめき☆ときめきサイエンス」への応募と開催を目指す ・ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトによる講座の開講 ・ スーパーサイエンスハイスクール（将来の国際的な科学技術系人材の育成を目的に文部科学省が指定）である名古屋市立向陽高校との連携事業	・ 「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」は、名古屋市立の小学校、中学校、高等学校からの要請により、31件の教員の派遣を行った。 ・ 「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、「脳をかたち作る遺伝子とその異常ーアタマの良くなるクスリはできるか」をテーマとして開催し、応募者は25名、当日参加者は学生18名、保護者1名であった。 ・ 「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」については、「身近な細菌、病気を起こす細菌、バイオテクノロジーを支える細菌の観察実験」をテーマとして講座を開講し、菊里高校より10名の生徒が参加した。 ・ 「スーパーサイエンスハイスクール（向陽高校）との連携事業」については、医学研究科による「培養神経細胞からの神経細胞やグリア細胞への分化の観察」（参加者5名）、「パーキンソン病モデル動物の作成と解析」（参加者3名）、薬学研究科による「神経細胞の培養と外来遺伝子の導入」（参加者3名）の各講座を開催した。	Ⅲ	Ⅲ	

	(2) 企業					
111	ア 産学官・地域連携推進センターを中心に、ホームページやデータベースの充実、産学交流フェア等への参加により、大学の持つ知的資産を広く公開するとともに、共同研究や受託研究等を推進する。 (関連：中期計画 83、88、94)	年度計画なし				
112	イ 名古屋大学、名古屋工業大学等と連携し、新事業の創出・育成を目的とする施設である「名古屋医工連携インキュベータ」に積極的に参加するなど、ベンチャー企業育成を推進する。	[126] 「名古屋医工連携インキュベータ」に入居している本学発のベンチャー企業等との情報交換や一般市民へのPR等の支援を行っていく。	・ チャネロサーチテクノロジー、グライエンス、NCUフォトメディシン等のベンチャー企業等と、事業目的、経営状況、大学への要望などに関する情報交換、意見交換を行った。 ・ 大学広報誌にベンチャー企業等を紹介する記事を掲載し、一般市民へのPR等の支援を行った。 ・ 「名古屋医工連携インキュベータ」運営会議の一員として運営に参画した。	Ⅲ	Ⅲ (暫定)	
113	ウ 民間機関等との協定締結等による連携事業を積極的に推進する。 (関連：中期計画 114)	[127] 日本政策投資銀行との共同調査事業等の連携事業を引き続き実施する。	・ 経済学研究科において、特別講義「金融経済学」を日本政策投資銀行設備投資研究所所属参事役・日本経済研究所調査局経済調査部長を講師として開講した。 ・ 公開シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」を日本政策投資銀行と連携開催し、日本政策投資銀行地域振興部参事役が基調講演を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
114	エ 企業等と協働し、時代や社会の要請に応えた寄附講座を開設する。 (関連：中期計画 113、170)	[128] 医学研究科および芸術工学研究科において寄附講座を開設する。	・ 医学研究科において寄附講座「関節再建医学」を開設した。泉工医科工業株式会社より平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で総額 1 億円の寄附を受ける予定である。 ・ 芸術工学研究科において名古屋商工会議所冠講座（寄附講座）「未来の環境に配慮したトランスポーターのデザイン」を開設し、ワークショップ及び講演会を開催した。	Ⅲ	Ⅲ	
115	オ 大学に帰属した特許等の知的財産について、技術移転機関等を活用し、本学の知的財産の積極的な移転を図る。 (関連：中期計画 93、177)	年度計画なし				

第3 社会貢献等に関する特記事項	
法人として特色ある取り組み (1) エコ・デザイン・インターハイ 芸術工学部の卓プロジェクト（学年及び学科を超えて形成されるグループで制作や研究などの活動を行うプロジェクト）において、高校生を対象としたデザイン提案のワークショップ「エコ・デザイン・インターハイ」を、「暑さをしのぐデザイナー・マイ・アイデアで夏を乗り切ろうー」をテーマとして7月 28～30 日に実施した。また卓プロジェクトの成果の展覧会「卓展（今回のテーマは「ECO」）」も共催し、高校生に対し、様々な視点から地球環境を含んだ環境問題について考える機会を提供した。 (2) 高齢者健康づくり指導者養成セミナー 健康教育研究推進センターにおける「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成 19 年度老人保健健康増進等事業として採択され、平成 19 年 12 月 11 日から名古屋市を始めとする関係機関と連携して高齢者健康づくり指導者養成セミナー（地域ボランティアリーダー養成コース・指導者養成コース）を開講した。地域ボランティアリーダー養成コースでは 93 名、指導者養成コースでは 48 名が登録し受講した。 評価委員会から指摘された事項 (1) 名古屋市教育委員会主催の「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」への積極的な参加について 【評価委員会からの意見】 参加件数の大幅な増加は評価するが、名古屋地域の児童の発明への取り組みの立遅れへの自覚と克服への努力が必要である。 本学では、名古屋市教育委員会に加え、愛知県教育委員会に対しても専門分野における講義テーマ・内容を提示し、講義要請に対しての協力体制を備えている。今後は、ホームページを通じての情報提供などさらなる広報の充実を図る。 (2) 教員による健康・医療等の専門技術を活かした地域・社会貢献の実施状況の把握及び積極的な学外広報について 【評価委員会からの意見】 教員の地域・社会貢献の実施状況の公開度は不均衡であり、得られる情報量も十分ではない。また、市立大学広報、研究者プロフィールなどだけで、積極的な広報がなされたとは判断しがたい。一部の学部においては未だ網羅性に欠けたり、「社会貢献」欄に記述されていないことが多い。また、同一学部内での記述姿勢の不均衡も見られる。学外者にとってこの種の情報は大変貴重であることから、一層の充実を期待する。	「研究者プロフィール 2008」の作成にあたり、教員に対し「社会貢献」欄への積極的な記述を要請し、発行部数も増加した（17 年度 1000 部→19 年度 1500 部）。また、研究者に対する研究者データベースの更新の呼びかけ（入力強化月間：平成 20 年 3 月）において社会貢献に関する入力を特に呼びかけた。さらに地域・社会貢献に関する広報については、市立大学広報、研究者プロフィールの他、地域貢献パンフレットの発行部数を増加し（18 年度 1000 部→19 年度 1500 部）、各種イベントで積極的に配布している。 (3) 市民に対する生涯学習の展開について 【評価委員会からの意見】 今後は各学部、研究科によって取り組みに温度差を生じることなく、大学全体として組織的に取り組み、効果的な広報を含めた積極的な展開を期待したい。 高齢者の学習意欲に応えていくことや、団塊の世代の人材の活用という視点から、高齢者を公開講座の講師に活用していく等の検討については、業務実績報告書を見る限りほとんど進展がなかったと判断せざるを得ない。最近の報道によれば、他大学でもこの視点に着目し、取り組んでおり、中期計画に記述のあるように、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進のためにも今後の着実な展開を望みたい。 学内の地域連携・公開講座委員会において、各学部、研究科に対して公開講座のあり方に関する認識の統一化を図った。広報については、従来、「知の広場」（生涯学習情報誌）のみで講座紹介を行っていたが、新たに市民公開講座専用の個別のチラシを作成し、地下鉄主要駅において配布するなど効果的な広報に努めた。今後は、配布先の検討を行う（新規配布先：高年大学、女性団体、老人会等）などさらなる広報の充実を図る。 高齢者の講師招へいに関しては、人文社会学部授業公開「名古屋と観光」において、東海旅客鉄道株式会社相談役の須田寛氏（76 歳）を講師として招へいした。今後も地域で活躍している NPO 法人職員や OB 職員等を外部講師として迎えることを検討していく。 (4) 行政が主催する各種委員会等への参画について 【評価委員会からの意見】 名古屋市との連携を進めるためには、各種委員会に積極的に参画することは有用であるが、市立大学のもつ総合性や学問水準からすれば参画者が少ない。今後より多くの参画が期待される。この件については、名古屋市自体にも市立大学教員を積極的に登用する姿勢が望まれる。 行政が主催する委員会等への参画を推進するため、「研究者プロフィール」（冊子）を配布するなど参画の推進に努めた。また、名古屋市及び関係機関が主催する各種イベントに積極的に参加し、大学からの情報発信に努めるとともに、行政や地域のニーズを的確に把握するなど、名古屋市との連携を推進した。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第4 国際交流に関する目標

中期目標

国際感覚豊かな人材を育成するため、学生交流を推進するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たしていく。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
116	1 国際交流の担当組織を充実し、名古屋市とともに推進体制の整備を図る。	[129] 国際交流をより一層推進するための学術推進室の体制を強化するとともに、「国際交流推進センター」を設置する。	・ 学術推進室に国際交流担当主査を配置し、体制の強化を図るとともに、国際交流の総合的なワンストップ窓口として「国際交流推進センター」を設置した。	Ⅲ	Ⅲ	
117	2 大学間交流協定を始めとした海外の大学等との交流を多様なルートで拡充し、学生を始め若手研究者の国際交流を推進する。 (関連：中期計画 26、119)	[130] 医学部において海外医療系大学との交流協定締結について検討するなど大学間交流協定大学の増加を図るとともに、協定大学への学生等の派遣及び協定大学等からの受入により、国際交流の推進を図る。	・ パリ 13 大学と医学研究科、経済学研究科、人間文化研究科における協力・交流を内容とする全学交流協定を締結した。各協定大学へは学生計 15 名、教員計 9 名を派遣した。各協定大学からは学生計 6 名、教員 5 名を受け入れた。	Ⅲ	Ⅲ	
118	3 小・中学校等への留学生派遣事業を充実するなど、地域における国際交流活動等を支援する。 (関連：中期計画 110)	[131] 留学生会との連携を深め、名古屋市立の小学校へ留学生派遣を実施する。	・ 森孝東小学校へ 2 名、廿軒家小学校へ 6 名、柴田小学校へ 2 名、諏訪小学校へ 2 名、福田小学校分校へ 2 名で、計 5 校へ 14 名の留学生を派遣し、母国紹介などを行った。	Ⅲ	Ⅲ	
119	4 教員の海外派遣・外国人の研究者招へい等により、国際共同研究を推進する。 (関連：中期計画 117)	[132] 教員の海外派遣事業及び外国人研究者の招へい事業等により国際共同研究を引き続き推進する。	・ 全研究科において教員の海外派遣を実施し、計 265 名であった。 ・ パリ 13 大学等の海外の大学より、11 名の外国人研究員等を招へいた。	Ⅲ	Ⅲ	

120	5 海外技術協力や人道的支援に関する積極的な啓発活動を実施し、学生・教職員の国際貢献活動への参加を促進する。 (関連：中期計画 106)	[133] 海外技術協力や人道的支援に関する情報の収集及び提供を推進するなど、学生・教職員に対して、国際貢献活動への参加を促す。	・ 日本学術振興会二国間交流事業及び「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業についてホームページ及び学部事務室を通じて周知を行った。また医学研究科の榎原毅助教がタイ国立労働条件・環境改善研究所に招へいされ、人間工学に関する技術知識と先端知識の移転を行った。 ・ 日本学術振興会二国間交流事業として南アフリカとの共同研究「アフリカにおける肝炎ウィルスの分子疫学的・分子生物学的検討」や、ドイツとのセミナー「第3回日独エイズシンポジウム」を開催した。 ・ U N D P (国連開発計画) プロジェクトによるイラン国における H I V 検査に関する技術指導を行った (看護学部 教授 市川 誠一)。 ・ ウガンダにおいてバナナ・ペーパーの技術移転を行った。(芸術工学研究科 教授 森島 紘) ・ 青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等について、愛知県国際交流協会ニュースレター「あいち国際プラザ」により学部事務室を通じて、周知を行った。 ・ 文部科学省の大学教育改革支援施策の1つである現代的教育ニーズ取組支援プログラムとして採択された「バナナ・ペーパーを利用した環境教育」の一環として、スリランカへの学生派遣を実施した (期間：9月15日～22日、参加学生：26名)。 ・ 学生の企画により大学生協においてフェアトレード商品を販売した。 ・ 学生課学生支援係において各種団体からのポスターを掲載し、学生への周知を図った。	Ⅲ	Ⅲ	
		[134] スリランカにおけるバナナ・ペーパーの普及活動のため、J I C A (国際協力機構) による草の根技術協力事業に応募する。	・ 再生紙製造技術しか持たないスリランカにおいてバナナ・ペーパー製造技術を普及させることで、貧困農村部における雇用を創出し経済的自立を確立するとともに、若年者を組織化しエンパワーメントを開発、持続可能な農村社会の形成を目指すため、J I C A (国際協力機構) による草の根技術協力事業に応募したが不採択となった (平成 20 年 6 月に再度申請予定)。			

第4 国際交流に関する特記事項

法人として特色ある取り組み

(1) 組織の設置

国際交流のより一層の推進のため、学術推進室に国際交流担当主査を配置し、国際感覚豊かな人材を育成するため学生交流を推進するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を行うため国際交流推進センターを設置した。

(2) 大学間交流協定

大学間交流協定校として、新たにフランスのパリ 13 大学と協定を締結した。

評価委員会から指摘された事項

(1) 大学間交流協定大学数の増加について

【評価委員会からの意見】

大学の規模の大きさや教育・研究の質の高さに比べれば、大学間交流協定を締結している大学数は少なく、しかも医学部・薬学部の学部間協定に偏っているため、さらなる積極的努力が望まれる。

大学間交流を進めるにあたっては、大学全体としてのねらい、特色を明らかにした上で、目的意識を持って臨んでいくことも必要であり、そのようなコンセプトを明らかにしておくことを望みたい。法人化後の努力は十分評価しつつ、今後の取り組みに大いに期待したい。

大学間交流協定を進めるにあたっては、研究者の交流に重点を置き、研究者を主な対象とした英文大学概要を発行した（平成 20 年 3 月発行）。

平成 19 年 5 月 31 日から 7 日間、経済学研究科においてパリ 13 大学ジャック・マジエ教授を招へいし、「国際的蓄積体制と経済統合」をテーマとして共同研究を行うとともに「EU 経済政策の現状と展望」と題する講演を行った

その他、本書「第 1 教育に関する特記事項 評価委員会から指摘された事項 （7）」参照

(2) 留学生会との連携強化による名古屋市立小学校への留学生派遣について

【評価委員会からの意見】

派遣した小学校も少なく、訪問した留学生も少ない。またそれぞれ 1 日の訪問であり、継続性もない。将来への持続的展望を持った活動とすることが必要である。今後の展望やスケジュールを明らかにして臨むことを期待する。

平成 19 年度派遣実績

実施日	派遣先	派遣数
7 月 3 日	森孝東小学校	2 名
11 月 2 日	廿軒家小学校	6 名
11 月 14 日	柴田小学校	2 名
11 月 14 日	諏訪小学校	2 名
11 月 28 日	福田小学校分校	2 名

計 14 名を派遣、母国紹介などを行った。

継続性については、昨年に引き続き廿軒家小学校に留学生を派遣し、交流を深めた。今後は、小学校からの要請に応じ、留学生側の事情も勘案しつつ引き続き積極的に実施するよう努める。（本書 19 年度年度計画[131]の業務実績参照）

平成 18 年度派遣実績

実施日	派遣先	派遣数
6 月 28 日	廿軒家小学校	7 名
7 月 11 日	小幡北小学校	2 名
11 月 28 日	高田小学校	2 名

計 11 名を派遣

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第5 附属病院に関する目標

中期目標	附属病院は、医学部、薬学部及び看護学部を有する名古屋市立大学の特性を活かし、地域の医療機関との連携のもとに、市民に最高水準の医療を提供していく。
	1 名古屋都市圏の基幹病院として、名古屋市が設置する保健・医療機関との連携体制をつくりあげ、市民医療ネットワークを構築し、名古屋市の保健・医療・福祉政策の要となる。
	2 情報の共有と公開により医療の安全性を高め、市民が安全で、安心して受けられる医療を提供する。
	3 医師等の養成を担う中核医療機関として、優れた見識と技能を持つ人材を育成する。
	4 医学部、薬学部及び看護学部等と連携した教育・研究を推進し、高度先進医療を始めとした先端の医療技術を開発し、提供する。
	5 教育研究機関としての機能を追求しつつ、財務・人事管理の両面において経営感覚を発揮して、健全な経営基盤を確立する。

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
121	1 東市民病院を始め市立5病院、厚生院、総合リハビリテーションセンター等、名古屋市の保健・医療機関と機能分担を進めるとともに、人事交流や患者情報の共有化を進め、市民医療ネットワークづくりにおいて中心的役割を果たす。 (関連：中期計画 101)	[135] 東市民病院との電子カルテシステムの連携システムを構築するとともに、本学及び名古屋市健康福祉局で構成する「医療連携推進会議」等において、機能分担・人事交流の推進に向け、定期的な協議を行うことにより、本学附属病院の役割を明確にし、市立病院等との機能分担及び協力関係について具体的実施項目を検討する。	・ 東市民病院との電子カルテ連携システムについては、紹介患者等の診察券の共有化及び診察や検査などの診療情報を病院間で相互に利用できるシステムを構築すべく、市立大学病院と健康福祉局（病院管理課及び東市民病院）との間で、医療情報連携システム（市立大学病院と市立病院との連携システム）検討会を、3回開催し、連携システムの仕様を決定した。そして、11月から連携システムの開発に着手し、平成20年3月に開発が終了した。 ・ 医療連携推進会議にて、診療科の将来計画、市立病院医師増員計画、医師の待遇改善等、機能分担・人事交流の推進に向けた協議を行った。市立病院から、守山市民病院は東市民病院と一体化に向けて、緑市民病院は市民ニーズが高いが経営悪化を踏まえ検討中であること、また研修指導医講習会などによる研修体制整備、市民病院の機能分化などの方針が説明された。	Ⅲ	Ⅲ	
122	2 市民に分かりやすく利用しやすいサービスを提供するため、いわゆる「医局・講座」に基づかない診療科体制を組み、「診療センター」等、患者本位の機能的診療体制を充実させる。	[136] 外科の診療科の再編を推進するとともに、特徴あるセンター化医療を推進する。	・ 外科の診療科再編については、一般外科と消化器外科を統合した形での診療に携わる方針で教授を選考したが、最終決定には至らなかった。 ・ 「分娩成育先端医療センター」を設置した。周産期及び新生児医療について、胎児期から新生児期にいたる新たな診断治療技術の開発・導入を、産科及び小児科が機能的に一体となって行っている。	Ⅲ	Ⅱ	

123	3 地域医師会との連携を深めるとともに相互の機能分担を進め、初期医療から専門医療に至る一貫した診療体制を整備する。	[137] 地域医療連携を推進するために協力病院を積極的に開拓する。	・ 近隣5区医師会との病診連携システム運営協議会を設立し、連携病院の開拓を図るとともに、登録医制度の導入を検討している。また、千種区医師会との間では、在宅医紹介システムの利用により、在宅医との連携を図っている。退院支援に関しては、退院計画マニュアルに基づき実施している。	Ⅲ	Ⅲ	
124	4 診療科の枠を超えたチーム医療を強化・充実し、高度医療に対応した専門性を生かした医療を確立する。	[138] N S T（栄養サポートチーム）を実施するとともに、N S T支援システムを構築する。また、緩和ケアチーム活動を検討する。	・ N S T運営委員会で立ち上げたワーキンググループ（WG）が中心となり、以下のようにN S Tを実施した。 5月、T N T（医師のための臨床栄養に関する生涯教育コース）研修に医師2名を派遣。 8月、特別講演会を病院大ホールで開催。 11月、先進的な他院のN S T活動の実際を見学することにより、当院のN S T活動の在り方を見直し、日々の診療に役立てるため、多職種11名で滋賀医科大学附属病院への視察を実施。 2月、学会派遣・発表。 3月、N S T勉強会を病院大ホールで開催。 ・ 運営委員会の開催等：委員会2回 WGⅠ（N S T支援システム）6回 WGⅡ（院内勉強会・研修会等啓発活動）2回 WGⅢ（静脈栄養・経腸栄養の選定等）2回 N S T NEWS発行6回 ・ 回診状況等：回診回数65回、新規依頼患者数91人 ・ N S T支援システムの構築については、システム構築に着手し、基本仕様が確定した。平成20年度にシステム開発を完了し、稼動を予定している。 ・ 緩和ケアチーム活動内容（対応症例の報告が主）について、毎月1回定例で検討した。9月に院内緩和ケアマニュアルを策定し、これに基づきチーム活動を実施している。	Ⅲ	Ⅲ	
125	5 救命救急医療体制の充実を図り、医師を始め看護師、救急救命士など救急医療を担う人材の育成を目的とする救命救急教育センター（仮称）を開設するとともに、国の基準によるセンター化をめざす。また、大規模災害を視野に入れた名古屋地域の災害医療拠点病院としての体制を強化する。	[139] 救命救急医療体制の充実に向け人員等の充実を図るとともに、医師、看護師、救急救命士など救急医療を担う人材の育成を目的とする救命救急教育センター（仮称）の開設について調整を行う。	・ 救命救急医療体制についてはコア診療体制（救急患者の初期治療の研修体制）として専任レジデント5名を配置し、Walk in 救急患者（夜間休日駆け込み患者）の診療を担当させることとし、充実を図るとともに、20年度は助教を1名増員することとした。 ・ 救命救急教育センターの開設については各部署の意見を聞き、救命救急センターとして県から早期に指定されることは困難であり、救急医療を担う人材の育成を目的とする救命救急教育センターの開設について引き続き調整することとした。	Ⅲ	Ⅲ	

126	6 外来診療棟の建設に引き続き、駐車場や地下鉄からの地上通路等の周辺整備を進め、患者サービスの向上に努める。 (関連：中期計画 184)	[140] 駐車場等整備に関する実施設計を行うとともに、売店等の患者福利厚生施設の充実を図る。	・ 駐車場等整備について、現在の利用状況を鑑み、一般駐車場を現行の 313 台から 350 台程度にした実施設計を行った。 ・ 地下の売店を、営業時間の延長や店舗面積を拡充するなど整備した。また、外来診療棟の開院にあわせて、1 階アトリウム内に新たに喫茶コーナーを設けた。患者には好評である。	Ⅲ	Ⅲ	
127	7 市民・患者参加型の健康教育啓発活動やホームページ・マスメディアを通じた医療に関する情報の提供等にも積極的に取り組む。	[141] 市民・患者の視点に立ち、病院ホームページの一層の充実を図るとともに、患者情報ライブラリーを開設する。	・ 診療科基本方針や保険手術実績一覧などをホームページに掲載した。また、医療法改正による医療機能情報提供制度に基づく医療機能情報と同じ内容を病院ホームページに掲載した。 ・ 患者情報ライブラリーは新外来棟開院と同時に開設した。1 日に 20～30 名が利用している。医師からインフォームドコンセントを受ける前の予備知識の取得に役立ったという意見も多く、患者の自学自習の面で効果は大きい。 ※患者情報ライブラリーの概要 場所：病棟・中央診療棟地下 1 階 開館時間：月～金（休日除く）9:00～16:00 配置資料：病気等医療に関する図書（閲覧のみ） 病気に関するパンフレット ビデオ・DVD 等視聴覚資料 インターネット閲覧用 PC（3 台）	Ⅲ	Ⅲ	
128	8 将来的な医療需要を見据えた施設改修と医療機器等の更新を計画的に進める。	[142] 18 年度に策定した大型医療機器等の更新計画の具体化に向け機器の利用状況等を調査するとともに、大学病院の特徴作りのために必要な機器について検討する。	・ 該当する大型医療機器の利用状況等の調査を行った。 ・ 大学病院の特徴作りのために必要な機器について、病院部長会、役員会において検討した。機器の導入及び東棟の建設費については、20 年度に市と協議を行うこととした。	Ⅲ	Ⅲ	
129	9 医療の安全を最優先の課題とし、医療事故の発生防止に万全の体制を取り、万一の場合に迅速に対応できる体制を整備する。	[143] 臨床工学技士を増員し安全管理体制の充実を図るとともに、安全管理ハンドブック（携帯用）を作成する。	・ 臨床工学技士を 4 月から 1 名増員し、ME センター（院内で共通に使用する医療機器を中央管理する部署）の充実を図った。 ・ 現在の「リスクマネジメントマニュアル」の携帯版である「安全管理マニュアル ポケット版」を作成し、病院の全職員に配布し携帯させた。	Ⅲ	Ⅲ	
130	10 医療情報の電子化（電子カルテシステム）を最大限に活用した安全管理体制を実現する。	[144] インシデント（日常の現場でヒヤリとしたり、ハットした経験など、結果的に事故やトラブルに至らなかったニアミス）やアクシデントを分析し、電子カルテシステムにおいて対応可能なものを改善する。	・ インシデントを分析した結果、電子カルテシステムの抗がん剤レジメン（抗がん剤、輸液、支持療法に用いる薬剤の投与計画）の投与量計算時から投与時までに体重が 5 kg 以上減少した場合に警告を表示するなどのチェック機能を強化した。また、手術中看護記録に器械カウント確認欄を追加するシステム改善を行った。アクシデントについては分析対象事例がなかった。	Ⅲ	Ⅲ	

131	11 市民の信頼に応えるため、治療成績や医療事故情報の積極的開示を行う。	[145] 患者から見てわかりやすい治療成績指標の選択とそのデータの収集方法について引き続き検討する。	患者から見てわかりやすい治療成績指標の選択をするための医療統計の種類とその内容評価について、診療情報管理委員会及び病院機能評価第4領域ワーキングで4回検討した。定期的な医療統計作成と内容評価（臨床指標からの指摘や他施設間比較評価の推進）を、診療情報管理委員会で分析、評価していくこととなり、委員会を開催した。	Ⅲ	Ⅲ	
132	12 患者の立場に立った診療をめざし、適時・適切なインフォームドコンセントの実施を徹底する。	[146] 各種同意書の現状を把握し、標準化の可能性を検討するとともに、標準化実施に向けて準備を行う。	- 各種同意書は現在、電子カルテ上に手術・輸血に関する同意書などの共通フォーマットを構築しており、各診療科共通のものに関しては標準化されている。 - 標準化の可能性については病院運営調整委員会において2回、患者の立場に立った診療を目指すため、手術等の同意書に医師以外の病院側の立会人欄を設ける事を検討し、立会人欄を設けることとした。現在は立会人欄を設け、看護師が立会う運用を行っている。 - 同意書の標準化については、患者情報や立会人欄などの基本部分において標準化を実施した。	Ⅲ	Ⅲ	
		[147] 診療情報管理士を強化し、インフォームドコンセントのもととなる診療録の正しい記載及び診療情報を使った統計の整備を推進するとともに、患者診療情報の管理体制をさらに充実させる。	診療情報管理士を19年度は2名増員した。また診療情報管理委員会を設置し、医療の質向上に寄与するように各種医療統計を作成するとともに、がん登録情報や退院時要約の記載管理を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
133	13 医学部学生、臨床研修医、専門医養成等の教育機能の強化に加え、薬剤師、看護師等の医療関係技術職や地域の医師等の医療を支える様々な職種の教育を行うための「総合教育・臨床研修センター」を整備する。	[148] 医師教育のうち前期研修（臨床研修）のさらなる充実を図るとともに、コメディカル（医療関係技術職員）に対する教育プログラムを作成する。	- 臨床研修においては、一般診療能力を修得させるため、コア診療研修制度（救急患者の初期治療の研修制度）を設けた。 - 新規採用するコメディカルに対し、従来所属で行っていた新人研修を、同一カリキュラムを行えるよう集合研修とする教育プログラムを作成した。	Ⅲ	Ⅲ	
134	14 分娩成育先端医療センターの充実、手術体制の充実、外来化学療法室の設置、社会の要請に応えた専門外来の開設、感染対策の強化等、医療に対する社会的要請に的確に応えるとともに、高度先進医療における重点領域を明確にし、共同研究	[149] 「分娩成育先端医療センター」を開設し、周産期および新生児医療のさらなる充実を図る。	「分娩成育先端医療センター」を開設した。旧分べん部と未熟児部門を改組し設置したもので、社会の要請に対応し、分べん数が増加した。また、6月から新生児入院医療管理加算を、7月から新生児特定集中治療室管理料の施設基準を取得した。	Ⅲ	Ⅲ	
		[150] 外来化学療法室を開設し、がん患者の治療の質を向上させる。	専門性の高い化学療法の安全かつ有効な実施と管理に当たるため化学療法部を、新外来棟開院と同時に設置し、専任の部長を配置するとともに、認定看護師および薬剤師を配置した。	Ⅲ	Ⅲ	

	を始めとした技術研究開発を促進する。	[151] 医薬品臨床試験（治験）の実施率を向上させる。	・ 実施率は18年度58.7%、19年度62.6%であった。	Ⅲ	Ⅲ	
		[152] PET-CTの導入を検討する。	・ PET-CTの導入について、病院部長会、役員会において検討した。機器の導入及び東棟の建設費については、20年度に市と協議を行うこととした。	Ⅲ	Ⅲ	
		[153] 手術関連部門の体制の充実を図る。	・ 手術関係改善担当の病院長補佐を設置し、中央手術部運営委員会委員長を指名した。また、中央手術部運営委員会においてワーキンググループを設置し、手術室へのSPD（物品管理担当者）の配置等を検討している。	Ⅲ	Ⅲ	
		[154] 一般病棟について、7：1看護体制を実施する。	・ 一般病棟において6月1日から7：1看護を実施している。	Ⅲ	Ⅲ	
135	15 大学法人全体の経営戦略のもと、財務経営管理において経営感覚を発揮できるように、予算執行権限の一部を病院長に移譲することにより、病院長を中心とした体制の強化を図る。	[155] 病院に配分する剰余金の病院内診療科等への配分ルール並びに、病院教職員に対してインセンティブを付与する方法を引き続き検討し具体化する。	・ 18年度の診療科評価をもとに、インセンティブとして19年度の備品費の一部を診療科へ配分した。19年度は中央部門の評価指標も作成した。	Ⅲ	Ⅲ	
		[156] 引き続き病院経営の専門家（事務職員）を育成する。	・ 独立行政法人医療福祉機構の開催する「医療経営セミナー」へ病院経営担当者を派遣した。	Ⅲ	Ⅲ	
136	16 病院の自主的、自律的運営体制を構築するため、病院教職員に係る人事権限の一部を病院長へ移譲する。	[157] 病院人事委員会（仮称）を設置するとともに、院長の公選制導入と実質専任化を実施し、病院長の権限強化を図る。	・ 病院人事委員会を病院長を委員長として設置した。 ・ 院長の公選制については規程を作成し、導入した。 ・ 院長の実質専任化については、医学研究科の欠員活用により助教を配置した。これにより、准教授が教授の、講師が准教授の、助教が講師の役割をそれぞれ担うことで、病院長の実質専任化を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
137	17 病院機能評価を始めとする外部評価を受けるとともに、適切な経営評価システムを導入する。	[158] 部門別原価計算を活用したマネジメントサイクルを構築するとともに、病院機能評価を受審し取得する。	・ 部門別原価計算を含めた診療科の年間の評価指標を作成し、それを一年間実行した後、結果を評価して、次の指標作成につなげるPDCAのマネジメントサイクルを構築した。また、中央部門の原価計算を含めた年間の評価指標も追加して作成した。 ・ 病院機能評価は12月12日～14日で受審し、20年2月18日に認定された。	Ⅲ	Ⅲ	
138	18 診療材料の標準化や各種料金の適正化等により収入の確保を図り、経営改善を進める。 また、診療収入に占める医薬材料費の比率については、中期目標期間	[159] クレジットカード対応自動精算機を導入する。また、診療材料の標準化、後発医薬品の導入、中央手術部の在庫の適正化などにより経費節減を推進	・ クレジットカード対応自動精算機を導入した。 ・ 診療材料の標準化により、512千円の経費節減を行った。後発医薬品の導入によっては20年3月までで年間約21,000千円の経費節減を推進した。中央手術部の在庫の適正化によって、3月末の棚卸しでは、18年度末に比べ、17,632千円、22.3%の在庫が削減された。	Ⅲ	Ⅲ	

	中に 33 %以下をめざす。	し、医薬材料比率を 33.0%以下にする。	・ 医薬材料比率は3月末現在で 32.9%であった。 ・ 在庫の適正化を図るため、11月から、病棟の定数配置薬の廃止に向け運用を開始した。			
139	19 客観的データに基づく年度ごとの数値目標を設定し、診療収入の増加を図る。	[160] 検査実施時間の延長等を実施するための具体的な体制整備について検討する。	・ 中央放射線部において、昼休み時間のMR検査の実施及び常態化している勤務時間外への対応について、従来の 8 時 30 分から 17 時までの勤務体制に加え、新たに 10 時 30 分から 19 時までの勤務体制を制度化することとし、19 年 4 月よりMR検査の時間延長を実施した。また、21 時までの検査の実施にむけて準備をすすめている。 ・ 中央臨床検査部において、8 時からの早朝採血を実施した。これにより診察前検査結果報告が 9 時の予約患者にも対応可能になった。今後は、患者数の増大に伴う対策（採血待ち時間の短縮）を検討していく予定。	Ⅲ	Ⅲ	
140	20 病床稼働率 95 %以上、平均在院日数 20 日以下、患者紹介率 50 %以上をめざす。	[161] 平均在院日数を 19 日まで短縮する。	・ 平成 19 年度の平均在院日数は、18.5 日である。	Ⅳ	Ⅳ	

第5 附属病院に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 安全で安心な医療の提供 先端医療を推進し、かつ、市民に安全な医療を提供するため、新外来診療棟を平成 19 年 5 月 7 日に開院した。 患者本位の機能的診療体制を充実させるため、周産期及び新生児医療について、胎児期から新生児期にいたる新たな診断治療技術の開発・導入を、産科及び小児科が機能的に一体となって行う「分娩成育先端医療センター」を平成 19 年 4 月 1 日に設置した。 救命救急医療体制の充実を図るため、救命救急医療体制についてはコア診療体制として専任レジデント 5 名を配置し、Walk in 救急患者の診療を担当させることとするとともに、20 年度は助教を 1 名増員することとした。 また、現在の「リスクマネジメントマニュアル」の携帯版である「安全管理マニュアル ポケット版」の作成・配布や電子カルテシステムの抗がん剤レジメンのチェック機能を強化するなど、より安全な医療を提供するとともに、地下売店や喫茶コーナーの整備、一般駐車場や地上通路等整備の実施計画の策定など、患者サービスの向上に努めた。 (2) 先端医療技術の提供 診療科の枠を超えたチーム医療として、NST（栄養サポートチーム）の活動を積極的に行った。また、緩和ケアチームについて、緩和ケア委員会（19 年 6 月までは緩和ケア検討委員会）を設置し、対応症例の報告等を行うなど、毎月 1 回定例で検討するとともに、9 月に院内緩和ケアマニュアルを策定した。 また、専門性の高い化学療法の安全かつ有効な実施と管理に当たるため、専任の部長、認定看護師および薬剤師を配置した化学療法部を新外来棟開院と同時（5 月 7 日）に設置するとともに、PET-CT の導入について役員会・病院部長会において検討し、機器の導入及び東棟の建設費については、名古屋市と協議することとした。 (3) 健全な経営基盤の確立 診療材料の標準化や後発医薬品の導入、中央手術部の在庫の適正化による経費節減を推進するとともに、収入の増加策として、平均在院日数の短縮を図った。 適切な経営評価を行うため、部門別原価計算を含めた診療科の年間の評価指標を作成し、結果を評価して、次の指標作成につなげるPDCAのマネジメントサイクルを構築するとともに、18 年度の診療科評価をもとに、インセンティブとして 19 年度の備品費の一部を診療科へ配分した。また、中央部門の原価計算を含めた年間の評価指標も追加して作成した。 検査実施時間の延長等を実施するための具体的な体制整備について検討し、中央放射線部における 10 時 30 分から 19 時までの勤務体制の制度化や、中央臨床検査部における 8 時からの早朝採血のための体制等の整備を行った。	また、看護師の採用を行い、一般病棟において 19 年 6 月 1 日から 7：1 看護を実施した。 病院機能評価の認定の取得について、19 年 12 月 12 日～14 日で受審し、平成 20 年 2 月 18 日に認定された。 (4) 地域の医療機関との連携 19 年 10 月に近隣 5 区医師会との病診連携システム運営協議会を設立し、連携病院の開拓を図っている。 また、千種区医師会との間では、在宅医紹介システムの利用により、在宅医との連携を図っている。病診連携システム運営協議会において、登録医制度の導入を検討中であり、退院支援に関して、9 月に策定した退院計画マニュアルに基づき実施している。 また、電子カルテ連携システムについては、紹介患者等の診察券の共有化及び診察や検査などの診療情報を病院間で相互に利用できるシステムを構築すべく、市立大学病院と健康福祉局（病院管理課及び東市民病院）との間で、医療情報連携システム（市立大学病院と市立病院との連携システム）検討会を 3 回開催し、連携システムの仕様を決定、その後 11 月に連携システムの開発に着手し、平成 20 年 3 月に開発が終了した。 さらに、平成 20 年 2 月に「地域がん診療連携拠点病院」に指定されるとともに、3 月には「肝疾患診療連携拠点病院」の指定通知を受け、4 月よりその役割を担うこととなった。 評価委員会から指摘された事項 (1) 市立病院との連携及び医師教育充実のための体系的プログラムの構築について 【評価委員会からの意見】 市立病院等名古屋市の保健、医療機関との連携を進め、医師を始めとする必要な人材の確保に向け、一層の努力を期待したい。 市立病院との連携については、医療連携推進会議において検討している。また、コア診療研修を実施して医師教育を充実させるとともに、市立病院との医師の相互連携を推進するため、非常勤医師手当などの制度を充実させた。 (2) 市立大学病院の役割の明確化や、市立病院との機能分担及び協力関係についての検討について 【評価委員会からの意見】 医師を始めとする必要な人材の確保に向けて今後とも健康福祉局と協議を進め、即効的な対策とともに、臨床研修制度なども含めた長期の対策を講じられることを期待したい。 医療連携推進会議を開催し、医師の確保及び人事交流を円滑に行うことができるよう、その方策について検討している。また、臨床研修制度については、市民病院を協力型病院としたプログラムを作成した。
---	--

(3) 病院長の権限と責任の強化について 【評価委員会からの意見】 病院の自主的、自律的運営体制の構築と健全な経営基盤の確立に向けてさらなる取り組みを期待したい。 病院准教授を創設し、病院講師の名称付与とともに病院長が理事長に進達することとした。また、健全な経営基盤を確立するため、新たな原価計算システムの構築をすすめることとした。	(4) 医療事故公表基準の市民の視点に立った検討及び内容のさらなる充実について 【評価委員会からの意見】 公立大学としては、さらに市民の視点に立つ努力を進め、「患者から見て分かりやすい」というコンセプトを基本に見直しを推進することを望みたい。 医療事故等防止検討委員会にて、外部委員の意見を取り入れ、市民の視点に立った検討を行う予定である。
---	---

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第6 情報システムの改善に関する目標

中期目標	情報システムの改善及び管理体制の一元化を進め、教育・研究支援体制の強化、学生サービスの向上、広報の充実、大学運営の効率化を図る。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
141	1 総合情報センターの組織の充実を図り、情報ネットワークの管理の一元化をめざすとともに、情報セキュリティの強化を図る。	[162] 情報ネットワークの全学統一的管理運用体制の整備を検討する。	・ 仕様書検討委員会では、情報ネットワークの全学的統一管理体制の検討のために各学部の状況調査の実施とその結果の検討を行った。これを基に各学部で独自に行っているネットワークの管理運用について、統一化のための課題（各研究科における運用方針・人員・予算の体制が違うこと、各研究科が独自に定めて運用してきたセキュリティーポリシーの統一等）の分析・協議を進めていくことになった。	Ⅲ	Ⅲ	
		[163] 総合情報センターシステムの更新及び充実とともに各種セキュリティシステムの強化を検討する。	・ 平成 21 年 3 月予定のシステムの更新時に行うセキュリティシステムの強化のため、業者からのヒアリングを 10 数回行い、仕様書検討委員会では、この結果を受けて導入する強化策の検討を行った。その結果、システム更新時には、ネットワークの高速化、スパム対策機器の導入、ファイアウォールの強化、メールの暗号化などのセキュリティ強化措置を講じるため、現在のソフトウェアによるセキュリティ対策のみでなく専用機器を導入することを決定した。	Ⅲ	Ⅲ	

142	2 学生用ポータルサイトを充実させ、就職情報システム等の導入を図るなど、学生への情報提供を積極的に行うとともに、学生・教職員間のコミュニケーション機能を強化する。 (関連：中期計画 60)	[164] 就職情報システム等の導入の一環として健康診断書等のデータベース化を検討する。	・ 総合情報センターと学生課との間で協議を行い、現在は保健室に申込書を提出して翌日受取ることとなっている健康診断書の発行を、健康診断書をデータベース化して証明書自動発行機で即時発行を可能とすることを検討した。	Ⅲ	Ⅲ	
143	3 利用者の利便性向上のため、総合情報センターにおいて、全学で利用可能なデータベースや電子ジャーナルの充実を図る。 (関連：中期計画 91)	[165] 総合情報センターにおいて、全学で利用可能なデータベース及び電子ジャーナルの充実を図る。	・ 電子ジャーナルの管理ツールの導入により、利用者の利便性の向上を図るとともに、無料公開されている学会等の電子ジャーナルも効率的に提供できるようになった。冊子体から電子ジャーナルへの転換も進め利用可能な電子ジャーナルは 18 年度の 4,222 種類から 7,886 種類に増加した。 ・ 各種の文献データベースのトライアルを行い、周知を図るとともに、学生用として百科事典データベースを導入した。	Ⅲ	Ⅲ	
144	4 市民への広報を充実するため、ホームページの充実などインターネット上での大学情報の提供を強化する。 (関連：中期計画 181)	[166] 大学ホームページのトップページをリニューアルし、各学部の内容を充実するとともに統一性を図り、わかりやすく情報提供できるようにする。	・ 7月のオープンキャンパス開催前に大学ホームページのトップページをリニューアルした。受験生への情報提供の充実を念頭に置き、動きのあるページを作成し、また、概要のページにも画像を効果的に配置し、デザイン性の向上を図った。さらに、イベント情報、プレスリリース、刊行物等対外的な情報発信を充実させるとともに、下位の情報への接続を容易にするため、トップページから学部への直接リンクボタンや、NCU N a v i 検索システムを設けた。このNCU N a v i 検索システムにより各学部の情報が横断的に検索できるようになり、内容の統一性が図られた。 ・ 各学部においては、以下のように充実を図った。 ・ 医学部→各分野の紹介ページ作成にむけてサンプルを作成した。 ・ 薬学部→公開イベントへのアプローチを容易にするべく「シンポジウム等」「公開講座等」のページの内容を更新した。 ・ 経済学部→高校生向けのページを作成し、オープンキャンパスの内容、過去の試験問題等の情報を掲載した。ホームページのデザインを学生から募集した。学部携帯サイトを開設した。 ・ 人文社会学部→人間文化研究科のシラバスの掲載を始めコンテンツの充実を図った。 ・ 芸術工学部→デザイン性を向上させたリニューアルを行った。 ・ 看護学部→対象者別メニューの追加等の改善を行った。 ・ システム自然科学研究科→所属する全教員の研究室紹介ページを掲載・更新した。また、受験生、市民への学生募集やイベント情報など、コンテンツの頻繁な更新と充実を行った。	Ⅲ	Ⅲ	

145	5 情報システム等の利用者に対するヘルプデスク（システムの利用方法、トラブル対処法等に対応する部門）の開設を図るなど利用者支援体制を強化する。	[167] ヘルプデスク（システムの利用方法、トラブル対処法等に対応する部門）開設に当たっての実務レベルの事項について検討するとともに、各部局における初期段階での問題処理担当者を養成する。	- 仕様書検討委員会において、各部局での対応状況および要望などを取りまとめ、ヘルプデスクのあり方を検討した。 - 各課室に初期段階の問題処理を行うためLAN担当者を設置し、ネットワークへの接続手順やデータの管理方法等に関する研修会を平成20年3月に開催した。	Ⅲ	Ⅲ	
146	6 セキュリティ管理を含むインターネット利用に関する講習会・研修会を実施する。	[168] インターネット利用に関する定期講習会・研修会を実施する。	- 医学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部の授業の一部でインターネットを利用する情報検索実習を行った。また課外講座としてデータベースの利用講座を5月に田辺通分館、6・7月に北千種分館、10月に山の畑分館でそれぞれ実施した。（参加者合計74名）。また18年度よりインターネット利用に関する講習会を実施している川澄分館においても昨年度に引続き11月に計11回実施し85名の参加者があった。 - 学生向けのネットワーク利用のためのガイドブックを刷新し、学生全員に配布した。入学時のオリエンテーションで、このガイドブックを用いてセキュリティのためのルール等を説明した。	Ⅲ	Ⅲ	

第6 情報システムの改善に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 学生証カードの多機能化 平成 15 年度から導入した I C 機能付学生証は、施設の入退出や図書館の図書貸出、コンピュータ利用時の本人認証など大学施設の利用時に活用されており、学内で一元化されたカードシステムを構築することを目的としている。この I C カードの多機能化による学生生活の利便性が向上した例の一つとして、食堂や購買など日常的に学生が利用する厚生施設でのキャッシュレス決済の導入のため、総合情報センター、学生課、生協で平成 19 年 5 月 9 日、同年 7 月 30 日の 2 回、総合情報センター、学生課、カード業者で同年 7 月から 12 月までに計 14 回検討を行い、平成 20 年度新入生からキャンバスペイ機能に対応可能な学生証を配布し、平成 21 年 3 月に予定している生協の次期機器更新に合わせて、キャンバスペイ機能を導入することについて決定した。 (2) 講習会及び研修会の詳細 ① 授業連携 4 月から 5 月にかけて医学部、芸術工学部、看護学部で、10 月から 11 月にかけては医学部、人文社会学部、看護学部の授業の一部で、インターネットを利用する情報検索の実習を行った。（授業回数延べ 10 回、受講学生延べ 310 名）	② 課外講座 年間を通じて総合情報センターの課外講座としてデータベース利用講座、情報検索講座を田辺通分館（5 月 9 日実施、参加者 70 名）、北千種分館（6 月 25 日実施、参加者 3 名。7 月 2 日実施、参加者 1 名。）、山の畑分館（10 月 11 日実施、参加者 5 名）で行った。川澄分館においては 11 月に情報リテラシー教育（「情報リテラシー」とは「情報を使いこなす能力」をいい、学生がレポートや論文を作成する時に必要な、文献や情報を調べるための基礎的な知識や技能を習得させる目的で行うもの。）活動を集中的に行い、計 11 回（延べ 85 名）にわたり講座を開催した。 ③ データベーストライアル 2 種類の引用文献データベースのトライアルを行い、それぞれに利用講習会をおこなった。（11 月 15 日、2 月 7 日の各日 2 回実施、計 4 回、参加者延べ 46 名） 評価委員会から指摘された事項 (1) 大学ホームページへ記載する情報量の増加及び質の向上について 【評価委員会からの意見】 トップページのリニューアルや、トピックス等、情報量の増加が図られたが、他大学と比べて突出するものでなく、取り組みが遅いように思われる。今や「インターネット上での大学情報の提供の強化」（中期計画）は必要不可欠であり、他大学に互して、更なる内容の充実を期待する。 本書 19 年度年度計画[166][210]の業務実績参照
--	---

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

法人化に当たり、必要なことは、大学運営に係るマネジメントシステムの抜本的改革である。教職員の意識改革を進めるとともに、運営体制について着実な改革を推進する。

第1 運営体制の改善に関する目標

中期目標	理事長のリーダーシップが発揮できるよう、企画立案機能、補佐体制等を強化した運営体制を確立する。
------	---

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
147	1 経営審議会、教育研究審議会、教授会の機能分担を明確にし、全学的な合意形成・意思決定を機動的に行うことができる体制を確立する。	[169] 経営審議会、教育研究審議会及び部局長会議を随時開催する。	- 経営審議会は4回開催した。 - 教育研究審議会は5回開催した。 - 部局長会議は臨時開催のものも含め計13回開催した。	Ⅲ	Ⅲ	
148	2 役員、経営審議会及び教育研究審議会に学外者の参加を求めるなど、積極的に学外意見を取り入れる体制を構築する。	[170] 役員、経営審議会及び教育研究審議会に参画した学外者の意見を積極的に取り入れ、大学運営の改善を図る。	- 役員会で出された、語学教育、特に英語の授業の少人数化を図るべきとの意見により、外国人教師2名を増員することとした。 - 学内保育所についても、保育料については、受益者負担の考え方を徹底すべきであるとの意見により、保育料を定額制とした。 - 法人の運営管理における学内者の告発、指摘による是正改善の仕組みの重要性について指摘があり、内部通報・相談窓口制度を創設した。 - 経営審議会において、図書館の活性化が必要との意見があり、20年度より時間外開館時にも、文献複写やデータベース利用のリファレンス（司書への相談受付）が実施できるようにすることとした。	Ⅲ	Ⅲ	

149	3 学内の委員会組織の役割を再検討し統廃合等を行うとともに、関係職員を構成員とするなど教職員が一体となって運営にあたる体制を確立する。	[171] 18年度に確立した役員の分担制や教職員が一体となって大学運営にあたる体制を活用し、大学運営の改善に努める。	・ 理事長補佐(教養教育改革担当)を創設し、教員から当該理事長補佐を任命し、理事(教育担当)及び当該理事長補佐のもと、教養教育の責任体制を整理し、教務課長も参画した名古屋市立大学教養教育推進機構を設置することとした。 ・ 理事長補佐(評価担当)を創設し、教員から当該理事長補佐を任命し、監査評価室長以下の職員と一体となって、年度計画等の業績評価や自己点検評価などの業務にあたる体制を整備し、実施に移した。 ・ 国際交流推進センターの開設にあたり、センター長である理事(研究担当)の他に、教員から副センター長を任命し、学術推進室等の職員と一体となって、業務にあたる体制を整備した。	IV	IV	
150	4 学長及び役員を支援する事務組織に経営の分析・企画・評価や学術交流を推進する担当を設けるなど再編・強化を行い、課題への確に対応できる体制を整備する。 (関連：中期計画 162)	[172] 経営分析、事業評価を担う組織の一層の充実を図るため、監査、事業評価を行う組織として監査評価室を設置し、経営企画課の経営分析、企画機能を強化する。(関連：年度計画 [208])	・ 監査評価室を設置し、年度計画等の策定及び事業評価を一貫して専任で行うこととした。これにより、経営企画課が経理・経営分析に係る事務に専念でき、法人初年度(18年度)の決算事務に集中できるとともに、経営企画課の企画による健康教育研究推進センターの事業が厚生労働省の補助事業に採択され、「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」として実施することができた。	III	III	
151	5 監事を中心に大学運営全般にわたる監査機能の強化を図るとともに、理事長直轄の内部監査担当組織を設けることにより、法令遵守(コンプライアンス)に努め、公正・公平で信頼性の高い大学運営を行う。 (関連：中期計画 92)	[173] 倫理規程施行細則を整備する。	・ 倫理規程施行細則の整備に代えて、教員倫理綱領及び行動指針を策定した。 ・ 違法又は著しく不当な教職員等の行為又は事実について、通報、相談を受ける窓口を設置して、法人の業務の是正改善につなげる内部通報・相談窓口制度を創設した。 ・ 大学ホームページに、上記を紹介するサイト「教員倫理綱領」を設け、周知を図るとともに、「職業倫理とコンプライアンス」研修会を実施し、約 150 名の教職員が参加した。	IV	III	

--	--	--	--	--	--	--

II
業務運営の改善及び効率化に関する目標

第2
教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標 教育・研究の進展や医療の進歩等による、社会的要請に対応した教育・研究体制や診療体制の見直し、改善を行う。
--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
152	1 学外者も参加する教育研究審議会を始め評価委員会・経営審議会の積極的活用を図ることにより、時代や社会の要請に応えた学部・学科等の再編・見直しを進める。 （関連：中期計画 29、186、年度計画[36][37][43][82][90]）	[174] 山の畑キャンパス将来計画検討委員会を立ち上げ、施設整備、自然科学教育の充実を含め、研究等のあり方、学部、学科の創設・再編等について調査検討する。	- 山の畑キャンパス将来計画検討委員会において、学部・学科の再編を考慮した校舎の建替計画を踏まえ、山の畑3部局の研究等のあり方、山の畑3部局の学部・学科のあり方について調査検討した。 - システム自然科学研究科は、自然科学研究教育センターのあり方について検討し、山の畑キャンパス将来計画検討委員会において、社会の要請にこたえ、環境生命コース及び自然情報コースから成る理学系学部の創設を提案した。また、自然科学研究教育センター等の将来像にかかる検討調査として、新学部設置の可能性について、(財)日本開発構想研究所へ調査委託することとした。	III	III	

		[175] 自己点検・評価、認証評価などの制度を利用して、各学科・研究科等の今後のあり方を検討する。	・平成18年度業務実績評価における評価委員会からの指摘を受け、各学科・研究科等のあり方を示すアドミッションポリシーの再検討を行うこととしたほか、医学、薬学、看護学の連携などを実施した。	Ⅲ	Ⅱ	
153	2 国における教員組織の見直し等を踏まえ、講座制の解消、教員の定員のあり方などについて検討し、教育研究組織の見直しを図る。 (関連：中期計画 50)	[176] 教員組織の見直しに応じた給与制度の見直しを検討する。	・教員組織の見直し(助教授から准教授への変更、助手から助教、助手への分化)に対応させた現行の給与制度を前提に、平成20年度に、給料表の号給4分割（昇給にあたって、能力等による実績をよりきめ細やかに、弾力的に反映させるために行った給料表の昇給幅の分割）を実施することとした。	Ⅲ	Ⅲ	

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

第3 人事の適正化に関する目標

中期目標	1 中長期的な人事計画を策定し、法人業務を効率的に遂行するために必要な職員体制、人員（人件費）管理を確立する。 2 公正で弾力的な採用方法により、大学にとって有用な人材を確保するとともに、高度な専門性を有する職員の育成を図る。 3 教職員が多様な活動により大学や社会に貢献し、その貢献が公正に評価される人事評価システム、服務制度を確立し、教職員のモラルアップや地域社会等への貢献をめざす。 4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、女性教員の増加を図る。
-----------------	---

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
154	1 教職員の多様な採用方法、雇用形態により、早期に専門性、効率性を満たす体制が確立できる人事計画を策定する。 (関連：中期計画 89、157)	[177] 教授職への任期制の導入について医学部、薬学部以外の学部にも拡大する。（関連：年度計画 [84] ）	・経済学部において、環境マネジメント教育研究プロジェクトに従事する准教授に任期制を導入した。また、芸術工学部の助教への任期制の適用について労働組合との協議に入った。	Ⅲ	Ⅲ	
		[178] 大学法人の固有職員の幹部職員への登用及び採用に関する人事計画を策定する。	・大学法人の固有職員の課長、係長への昇任制度を構築し、法人職員の採用計画を含めた人事計画に基づき、理学療法士・作業療法士の職において係長昇任選考を実施し、合格者を係長へ昇任させることとした。	Ⅲ	Ⅲ	

		[179] 障害者の雇用計画の達成に向け、雇用を促進する。	・ 障害者雇入れ計画書(平成 19 年 1 月公共職業安定所提出)では、平成 19 年度は 2 名を雇用する計画となっていたが、当該計画を上回る 4 名の障害者を雇用した。 (本学では、平成 21 年 6 月 1 日までに、法定雇用率を達成することを目的として計画を策定している。)	IV	III	
155	2 新たな分野や重要課題への対応のための人員を確保するとともに、教育研究や社会状況の進展・変化に合わせて絶えず見直しを行うなど、弾力的かつ適正な人員配置に努め、全体として人件費の抑制をめざす。	[180] 効率的な定員の配置や多様な雇用形態の採用などにより、運営費交付金対象職員定員を前年度より 5 名削減するとともに、事業収益見込みを基に、事業収益対象職員の定員管理を行う。	・ 平成 20 年度の運営費交付金の積算対象となる職員定員（運営費交付金対象職員定員）については、平成 19 年度に比べ 5 名削減することとした。 ・ 毎月の定員実員表の作成において、配置換や退職、採用をチェックし、運営費交付金対象職員とは別に、事業収益の増収分を原資とする職員（事業収益対象職員）の定員管理を行った。	III	III	
156	3 名古屋市からの派遣職員については、平成 23 年度までに 250 名を固有職員に切替えを図ることにより、早期に固有職員を中心とした職員体制の確立をめざす。	[181] 大学法人の固有職員の新規採用選考を実施する。	・ 平成 20 年度採用の固有職員の新規採用選考については、事務職員その他、コメディカル(看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、臨床心理士、栄養士、臨床工学技士)についても実施した。その結果、事務職員 13 名、看護師 113 名、助産師 5 名、薬剤師 3 名、診療放射線技師 4 名、臨床検査技師 3 名、作業療法士 2 名、理学療法士 1 名、臨床心理士 1 名、栄養士 1 名、臨床工学技士 1	III	III	

			名の計 147 名を採用した。 なお、平成 20 年度採用の事務職員採用試験では、受験者が 829 名も集まり、合格倍率は 63 倍(合格数 13 名)を超えるものとなった。			
		[182] 名古屋市からの派遣職員の派遣解除後の大学法人の固有職員への切替えについては、人事計画と合わせて実施する。	・ 平成 20 年度においては、名古屋市からの派遣職員は、平成 19 年度当初との現在員比較で 102 名が減少することとなり、大学法人の固有職員は、19 年度当初との現在員比較で 140 名増加することとなった。コメディカル部門の職員は、原則、法人職員で退職補充を行うこととした。また、事務職員については人事計画に基づき、毎年計画的に法人職員として採用することとした。	Ⅲ	Ⅲ	
157	4 教員の採用については、大学としての長期的な方針を確立するとともに、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。また、外部資金を活用した雇用制度を整備する。 (関連：中期計画 89、154)	[183] 外部資金を活用した雇用制度を整備する。	・ 受託研究費、共同研究費、科学研究費補助金などの外部資金を活用した教員雇用制度（契約は 1 年単位とし、給与は寄附講座教員に準ずる。）を創設し、平成 19 年度には、「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」に対する厚生労働省からの補助金を活用し、同事業を推進するため、システム自然科学研究科の特任助教 1 名を採用した。	Ⅳ	Ⅳ	
158	5 研究業績のほか、競争的研究資金獲得のための応募実績、教育業績、社会貢献、大学運営への貢献度等、多様な実績が公正に評価される教員の業績評価システムを構築し、処遇等に適切に反映させる。	[184] 教員業績評価制度の構築について引き続き検討する。	・ 教員業績評価制度のうち、研究成果の評価については、全学的に取り組むこととして、平成 20 年度からの実施に向けて、各研究科・学部固有の具体的かつ詳細な評価基準を策定することとした。なお、経済学研究科及び薬学研究科では、研究成果の指標だけでなく、教員の活動全般にわたっての業績評価制度についての検討に入っている。	Ⅲ	Ⅲ	
159	6 事務職員等が専門職能集団として大学運営に参画・貢献していくために、研修制度の充実を図る。 また、適切な評価の実施により、モラルアップを図る。	[185] 人材育成の方針に基づき、研修計画を策定し実施するとともに、大学法人の固有職員等の新規採用職員の研修を引き続き実施する。	・ 研修計画を含む人材育成方針を、20 年度実施に向け策定した。 ・ 新規採用職員(看護職員を除く。)を対象に、中期目標・中期計画等、人権、接遇などの研修を実施した。看護職員の新規採用職員については、看護技術演習など、別途 10 日間にわたって集合研修(宿泊研修を含む。)を実施した。 ・ 資格取得への経費補助による専門研修案を平成 20 年度実施に向け作成した。	Ⅲ	Ⅲ	
160	7 教職員が持てる力を十分に発揮し、大学や社会に貢献できるよ	年度計画なし				

	う、兼業・兼職制度を確立するとともに、その適切な運用に努める。					
161	8 女性教員の採用拡大のため勤務環境等の改善を図り、女性教員比率20%をめざす。 (関連：中期計画 199)	[186] 女性教員の登用方針を策定し、勤務環境等の改善を引き続き検討する。	- 女性教員の登用方針は、全体の人事計画と整合性を取りながら、男女共同参画推進行動計画において位置づけ、20年度に向け策定する。(年度計画[231]の業務実績参照) - 女性教員の勤務環境等の改善を図るための措置として、育児休業を取得しやすくするため、新たに育児休業代替教員制度を設け、平成20年4月1日に育児休業代替教員として1名雇用することとした。また、子育てと仕事の両立を支援するため、夜間保育、病児病後児保育なども行う学内保育所を平成20年4月に開設することとして、園児募集を行った。	Ⅲ	Ⅲ	

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	事務組織・職員配置の再編、見直し、外部委託の活用等により、事務処理の効率化・合理化を推進する。
------	---

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
162	1 各種事務の標準化、集中化等により事務組織の抜本的見直しを行い、効率的な事務体制を確立する。 (関連：中期計画 150)	[187] 山の畑キャンパスの学部事務等の一元化及び教務企画事務の充実のため、山の畑事務室及び教務課を設置する。(関連：年度計画[53])	山の畑事務室（山の畑キャンパスにある学部研究科の庶務担当組織）及び教務課（教務企画の事務局組織であるとともに、教養教育及び山の畑キャンパスの学部研究科の学務の担当組織）を設置した。	Ⅲ	Ⅲ	

163	2 職員の適正配置を行うとともに、多様な雇用形態による専門職員・補助的職員の採用、外部委託等を積極的に活用し、事務機能の強化を図る。	[188] 契約職員の活用とともに、専門的な知識、技能が必要な部署における大学法人の固有職員への切替えを計画的に実施する。	・ 新たに、図書館や医療社会事業担当部署などに司書や社会福祉士の資格などをもった経験者を契約職員として配置し、即戦力として活用した。これにより、平成 19 年 4 月 1 日現在の契約職員 56 名のうち、有資格の契約職員は、臨床検査技師、看護師、管理栄養士、作業療法士、薬剤師の技術系 20 名の他に、司書、社会福祉士の事務系 5 名の配置となった。 ・ 専門的な知識、技能が必要とされる医療事務担当課に設置した保険担当の主査に、診療情報管理士の資格を有する固有職員を配置するとともに、同課に固有職員の主事を配置した。 ・ 大学法人の固有職員の係長への昇任制度を構築し、理学療法係長職に固有職員の係長昇任選考に合格した者をあてることとした。	IV	IV	
-----	--	---	---	----	----	--

II 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 名古屋市立大学学位審査等に係る特別調査検討委員会の設置及び同委員会による実態調査等について ① 平成19年12月 5 日に本学医学研究科前教授が、博士の学位審査に関して金銭の供与を受けたとして収賄容疑で愛知県警察本部に逮捕された事件を受け、本学では弁護士などの外部委員を含めた名古屋市立大学学位審査等に係る特別調査検討委員会を設置した。同委員会の設置目的は、平成16年度から平成19年度までの全研究科における博士の学位審査に係る金銭授受の有無等の実態調査及び教員倫理綱領策定への助言である。 ② 同委員会は、平成 20 年 1 月 29 日に学位審査に係る調査結果の中間報告書を作成し、本学理事長へ実態調査の状況を報告するとともに、倫理綱領への助言を行った。報告書の内容は、 ・ 平成16年度医学研究科の博士学位審査に係る申請者及び審査に関わった教員（いずれも前教授の行った審査に関与した者を除く。）を対象として調査したこと ・ 調査結果では教員、申請者共に調査対象のうち約 3 割で金銭の授受があり、一部で学位審査の際の金銭の授受が習慣化していたこと ・ 金品の授受は、いずれも教授会による審査合格後に行われたもので、便宜の供与の事実もなく、学位審査は公正であったと考えられることとしている。 また、同委員会の倫理綱領案への助言では、職務に関して教員と学生・研究者の間での金銭の授受が一切行われないことを担保する内容とすべきであり、具体的で明確な行動指針を策定し、綱領は公表するとともに、教員に周知し、遵守を確保するための的確な措置をとることとしている。	③ 同委員会は、上記②の中間報告書の報告後、本学の全研究科に係る平成16年度から平成19年度までの博士の学位審査に係る金銭授受の有無等の実態調査へ移っており、平成20年 4 月24日に最終報告をした。 (2) 名古屋市立大学教員倫理綱領及び教員の倫理に係わる行動指針の策定について ① 上記(1)の「名古屋市立大学学位審査等に係る特別調査検討委員会」の中間報告において、教員の倫理綱領の策定にあたっては、「職務に関して教員と学生・研究者の間での金銭の授受が一切行われないことを担保すること」、「職務に関して教員と学生・研究者との間で物品の授受がされるべきではないし、職務に関しない物品の授受についても、具体的で明確な行動指針を策定し、判断に裁量の余地を残さないようにすること」、そして、「綱領は端的かつ簡明な宣言として誰でもが理解できる内容とし、このような綱領を実現するために、綱領とは別に、詳細に記述された行動指針を策定すること」との指摘がなされた。 この指摘を受けて、10項目からなる「教員倫理綱領」を策定するとともに、教員の個々具体的な日常活動を掲げ、それに対する行動規範を示すための「教員の倫理に係わる行動指針について」を策定した。 ② また、上記①の「教員の倫理に係わる行動指針について」の策定に伴い、教員と利害関係者に該当しない学生との間にあっても、通常一般の社交の程度（1 件につき5,000円）を超える物品は受け取ってはならないこととされたので、公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程を改正して、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」「贈与等の報告」に関する規定を追加するとともに、贈与等報告書が提出された場合の具体的な処理方法や教職員の倫理観のかん養及び保持のための研修その他の施策に関する
---	---

ことを検討するための倫理委員会を設置する要綱(名古屋市立大学倫理委員会設置要綱)を制定した。 (3) 内部通報・相談窓口の設置について 不正の根絶を図るための措置として、本学の自浄作用を高め、大学運営でのコンプライアンスへの取り組みを強化するため、役員及び教職員の法令、規程違背又は不正な事柄に関する教職員からの通報、相談を受け付け、本学の業務の是正、改善につなげるための制度としての内部通報・相談窓口を設置した。 また、コンプライアンスへの取り組みの強化のため、学内の理事長直轄の内部監査組織である監査評価室とは別に、外部の有識者(弁護士)からコンプライアンスアドバイザーを選任し、通報又は相談にかかる業務に関与させることとした。 (4) 「職業倫理とコンプライアンス」研修会の開催等について ① 平成20年3月14日、教職員及び大学院生等を対象に、コンプライアンスアドバイザーを講師として、「職業倫理とコンプライアンス」研修会を実施した。 ② また、教職員一人ひとりの倫理観念の高揚を図るための措置として、上記①の研修会を開催する他に、大学ホームページに倫理関係の専用サイトを設け、内外に公表した。 さらに、教員倫理綱領と内部通報・相談窓口などを記載した携帯用ポケット版を作成して、教職員、大学院生、学部学生などを対象に配布し、その周知の徹底を図ることとした。 (5) 業務運営体制の見直しについて 平成19年度は、以下の3つの事務組織を新設し、事務体制の強化を図った。 ・山の畑事務室→山の畑キャンパスにある学部・研究科の庶務担当組織 ・教務課→教務企画の事務並びに教養教育及び山の畑キャンパスの学部・研究科の学務の担当組織 ・監査評価室→監査及び事業評価を行う組織 また、教養教育改革及び評価をそれぞれ担当する教員を理事長補佐として任命し、業務をより一層推進する体制を構築した。 評価委員会から指摘された事項 (1) 教員業績評価制度の構築の検討について 【評価委員会からの意見】 難易度の高いテーマであるだけに、慎重に検討し、教員のコンセンサスを取りつつ、地道に進めていくことを求めたい。 既に実施したところの職員の人事評価や教員の任期制の再任審査、研究成果の評価などとの整合性を図るとともに、各研究科での検討状況を踏まえて、教員の業績評価制度の制度構築を進めていきたい。(本書19年度年度計画[184]の業務実績参照)	(2) 理事長直轄の内部監査担当組織の設置に向けた組織体制の検討と倫理規程の制定などの周辺整備の推進について 【評価委員会からの意見】 監査評価室長は事務局職員との兼務ではなく理事長直轄組織として専任であるべきであり、今後、その機能の一層の充実を期待したい。 法人における事務局次長は、法人の事務職員のトップであることから、広範な法人の業務情報を把握できる立場にあり、法人の設立初期においては、実効的な業務監査を行えるポストであると考え兼務とした。しかし本来は、内部監査組織は法人の理事長に直属し、その独立性を確保すべきものと考えており、21年度以降の組織課題として対応していきたい。 (3) 学生及び社会のニーズに即した学科の新設及び再編の検討について 【評価委員会からの意見】 中期計画が意図するのは「時代や社会の要請に応えた学部・学科等の再編・見直しを進める」ことである。したがって、この意図に照らし、今後大学全体としての課題等をよく把握しつつ、展望を持って全学的な再編・見直しにつなげていくよう期待したい。 山の畑キャンパス将来検討委員会を設置し、山の畑キャンパス内の学部・研究科の望ましいあり方について、大学全入時代の到来や少子高齢化、環境問題の解決への対応等を勘案しながら、その検討に着手したところである。 (4) 平成19年度からの寄附講座開設に向けた関係規程の整備及び寄附募集の推進について 【評価委員会からの意見】 特定の学部だけではなく、今後の全学的な広がりが期待される。 寄附講座関係、外部資金関係の規程は整備したので、資金提供者の要望に迅速に対応できるように、周知に努めていきたい。 (5) 大学運営を担う人材育成の推進について 【評価委員会からの意見】 知的財産管理や教務、医療事務など、今後ますます必要とされる「専門職能集団として大学運営に参画・貢献していく」(中期計画)事務職員等を育成するためには、「名古屋市からの派遣職員の研修計画を参照する」という発想を転換し、固有職員としての独自の人材育成方針を早期に策定するとともに、固有職員の人材育成やモラルアップの観点から研修制度の充実を図っていくことが必要となるものである。今後の継続的な努力を期待したい。 人材育成方針策定案を策定し、20年度中に実施予定である。また、各所属での業務効率、執務能力の向上に資する資格取得を、経費補助を行い、専門研修として実施することとした。 20年度においては、法人職員として採用された看護師等が採用3年目を迎えるため、法人職員3年目研
---	---

修の実施を検討する。また、20 年度の新規採用職員研修のさらなる充実を図るため、研修内容の見直しを行う。 (6) 学内の委員会の運営について役員の分担制を敷くことによる責任体制の明確化について 【評価委員会からの意見】 統廃合を含めた組織改正（中期計画）を思い切って進めることを求めたい。 法人化を契機に学内委員会のあり方を整理したところであるが、毎年度の自己点検・評価を行っていく中で、機能性、効率性の観点から、学内委員会の組織改正についても検討していきたい。	(7) 障害者の雇用計画の策定及び雇用の促進について 【評価委員会からの意見】 今後、法定雇用率を早期に充足するよう一層の努力を求めたい。 本書 19 年度年度計画[179]の業務実績参照
--	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標

中期目標	1 企業会計原則に基づき財務内容に透明性を持たせ、効率的な経営を行うことにより、法人の経営基盤の強化を図る。 2 法人の財務管理について、大学と附属病院の経営改善の成果が明確になり、それぞれの経営改善に反映できる仕組みを構築する。
------	---

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
164	1 公立大学法人に係る財務制度に基づき、財務分析、経営改善を行うため、外部意見も採り入れて財務等に関する指標を設定するとともに、適切な分析を行い、必要な経営改善策を講じる。	[189] 財務等に関する指標を活用し、他の国公立大学の経営状況と比較分析した結果を経営審議会に示し、その意見を踏まえ経営改善策を講じる。	・ 他の国公立大学の経営状況と比較分析した結果、本学は他大学に比べ教育経費の割合や受託研究収益の割合が低いこと、附属病院収益対診療経費の比率が小さいこと等が明らかになった。これに対し経営審議会において、自己収入の増のために特色のある大学・病院づくりを行うことが重要と指摘を受けた。この指摘を踏まえ、20 年度予算においては教育経費への配分に配慮するとともに、外部資金の獲得増や診療収入の増収策を行うこととした。	Ⅲ	Ⅲ	
165	2 経営改善の成果が分かりやすく提示できるよう大学と附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果が還元できる仕組みを構築する。	[190] 大学と附属病院それぞれ適切なインセンティブを与える仕組みを導入するため、経営努力の成果により生じた目的積立金の配分方法を定める。	・ 目的積立金については、収入増につながる使途を検討すべきという経営審議会での意見を踏まえ、大学と附属病院それぞれの経営状況を考慮しつつ、中期目標期間中の教育研究診療活動の基盤整備へ投資していくこととした。	Ⅲ	Ⅲ	

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標

中期目標	1 科学研究費補助金、競争的研究資金、企業からの研究資金等の外部研究資金の獲得を支援する体制を整備し、管理の集中化を図り、資金の流れの透明性を高めるとともに、受け入れた経費の有効な活用を図る。 2 自主的・自律的な大学運営を行うため、自主財源の安定的な確保に努める。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
166	1 学術推進室を設置し、外部研究資金獲得に向けた支援を行うとともに、一元的な管理を行うことにより資金の流れの透明性を高める。また、競争的研究資金の獲得増をめざし、申請数の拡大を図る。 (関連：中期計画 86、87)	年度計画なし				
167	2 共同研究費等の外部研究資金の一元的な管理に基づく間接経費（研究の遂行上直接必要となる経費以外の管理部門等に係る経費）に関する規程を整備し、有効な活用を図る。	[191] 共同研究費等の外部研究資金の間接経費（研究の遂行上直接必要となる経費以外の管理部門等に係る経費）に関する規程を整備する。	・ 間接経費の額、配分方法、使途等を定める「公立大学法人名古屋市立大学外部研究資金の間接経費に関する規程」を公布した。	Ⅲ	Ⅲ	
168	3 外部資金について、中期目標期間中に20%の増加をめざし、平成23年度に年間9億円以上とする。	[192] 外部資金獲得額を年間7億4千万円にする。	・ 外部資金獲得額 1,035,913 千円 (内訳) 受託研究 330,634 千円 (内治験分 100,026 千円) 共同研究 62,100 千円 学術奨励寄附金 430,703 千円 寄附講座寄附金 20,880 千円 大学基金 191,596 千円	Ⅳ	Ⅳ	

169	4 授業料等学生納付金について、教育の機会均等と学生に係る経費の負担の適性化等の観点から妥当な額を検討する。また、病院収入等自主財源の増加に努める。 (関連：中期計画 175)	[193] 他大学の授業料等の動向や本学の運営費の状況などを総合的に勘案し、実習費等の経費を学生に自己負担させることや各種料金のあり方について引き続き検討する。	- 他大学の授業料等、学費の動向を調査するとともに、授業料の改定を実施した場合の増収見込み額を算定し、改定の時期や改定額を検討を今後進めることとした。 - 実習費等の経費の学生自己負担について、学内試験における再試験料の徴収について検討し、教養教育科目については、実費相当額を徴収することとした。今後も受益者負担のあり方や経費負担の公平性に留意し、引き続き検討していくこととした。	Ⅲ	Ⅲ	
		[194] 病院収入等の自主財源の増加に向け、看護職員の充実、手術料や検査料の増収、大学施設貸付料の増収など実現可能な方策から順次実施するとともに、新たに広告料収入の確保について検討する。	7：1看護や、分娩成育先端医療センターの充実に係る施設基準（新生児特定集中治療室管理料、新生児入院医療管理加算）の届出及び手術料の増加等により、診療収入の増収に努めた。 - 大学施設貸付料収入においては、平成 18 年度の 2,241 千円（10 件）に対し、平成 19 年度は 5,403 千円（29 件）となり、3,162 千円（19 件）の増収となった。 - 広告料収入の確保について、本学のホームページに企業広告を掲載することについて検討したが、本来の目的である情報発信のためのスペースへの影響、期待される広告料収入金額等に鑑み、当面、導入を見合わせることにした。	Ⅲ	Ⅳ	
170	5 同窓会や企業など社会との連携を密にして、教育研究の現状など大学への理解を深めてもらうことにより、多様な寄附金を募り、教育・研究推進のための基盤の整備等を図る。 (関連：中期計画 114、183)	[195] 各学部同窓会及び大学院同窓会との共同事業や基金募集等による連携について検討し、順次実施する。	平成 22 年度に向け、開学 60 周年記念事業を実施するための検討委員会を立ち上げ、この検討委員会の中で、同窓会との共同事業や基金募集等による連携について検討した。	Ⅲ	Ⅲ	

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

第3 経費の抑制に関する目標

中期目標	大学の業務全般について、業務の見直しを推進し、効率的・合理的な運営に努め、経費の抑制を図る。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
171	1 限られた財源を効果的に活用するため、大学経営において選択と集中を行うことにより重点的かつ戦略的な資金の配分を行う。	[196] 学長の裁量により重点的かつ戦略的な予算執行ができるよう、予算を拡大する。	・ 理事長主導による重点的かつ戦略的な資金配分を引き続き推し進めるため、理事長裁量経費を18年度に比べ2千万円増額し、国際交流事業等に重点配分した他、学内保育所の整備に用いた。	Ⅲ	Ⅲ	
172	2 業務のIT化の推進等により、事務の効率化・合理化を進めるとともに、定型的な業務については、費用対効果を検証のうえ、外部委託を推進し、管理経費の削減を図る。	[197] 各種業務の内容、性格等を分析し費用対効果を検証のうえ、順次IT化や外部委託化を引き続き進める。	・ 入学検定料収納事務について、関係部局でそれぞれ管理している学生情報の一元化を行うことで効率化を図ることとし、20年度以降、学生情報の統一管理システムの導入を進めていくこととした。 ・ 窓口業務の効率化と患者サービス向上のため、クレジットカード対応自動精算機を平成20年3月に導入した。	Ⅲ	Ⅲ	
		[198] 管理経費を対前年比で5%削減する。	・ 管理経費全体では、委託契約の内容見直しなど経費節減に努めたことから対前年比3%の削減となった。ただし19年度の臨時的経費である附属病院フルオープン記念事業や学内保育所の開設に伴う経費を除くと6%の削減となっている。	Ⅲ	Ⅲ	
173	3 キャンパスごとに環境に配慮しつつ、省エネルギー対策を講じ、光熱水費の削減を図る。 (関連：中期計画194)	[199] 省エネルギー対策を講じるため、引き続きキャンパスごとの使用エネルギーの実態調査を実施し分析を行うとともに、省エネルギータイプの設備及び機器の導入等により省エネルギー対策を順次実施し、光熱	・ 川澄・田辺通・山の畑・北千種各キャンパスにおけるエネルギー使用量の実態調査を行い、CO2換算で川澄キャンパスは対18年度比約±0%、田辺通キャンパスは約1%減、山の畑キャンパスは約2%増、北千種キャンパスは約12%減であった。 電気使用量は全体で約2%減、水道使用量は約3%減となったが、ガス使用量が約2%増となった。19年度の気候状況は前年度に比べて夏期高温・冬期低温傾向であったため、冷暖房のエネルギー使用量が多	Ⅲ	Ⅲ	

		水費を対前年比で5 %削減する。	く なったと想定される。使用料金（光熱水費）は、原油高騰による電気・ガス料金の上昇により、全体で約0.4%増(約400万円増)となった。しかし川澄キャンパスのクーリングタワーにメーターを設置し、蒸発水量を下水料金から控除する手続きをしたことにより、今後年間1,000万円程度の経費が削減できると想定される。 ・ 省エネ工事として、川澄キャンパス医学部研究棟地下のエネルギーセンターの温水ポンプのインバータ化工事を実施した。			
--	--	------------------	---	--	--	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 第4 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	全学的な視点に立った適正な運用管理システムを構築し、大学の保有する土地、施設、設備、知的財産等の資産の効率的・効果的な運用を図る。
--	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
174	1 大学内の施設、設備等のより効率的な利用を図るため、学部・研究科及びキャンパスを越えた共同利用や民間資金の活用を図る。 （関連：中期計画 91）	[200] 学部・研究科及びキャンパス間で相互に利用可能な施設や設備の一覧をデータで作成するとともに共同利用の手続きを定める。	・ 相互利用可能な施設設備一覧を作成するとともに手続きを定め、医学部講堂、情報処理実習室、病院ホール等を共同利用できるようにした。	Ⅲ	Ⅲ	
175	2 講義室、体育館等の大学施設を広く一般市民、企業等の利用に供し、資産の効率的な運用を図る。 （関連：中期計画 169）	[201] 「不動産貸付細則規程」に基づき、大学施設の貸付を推進し、資産の効率的な運用を図る。	・ 貸付を推進するためホームページでの案内掲載に加え、大学広報誌での広報を行った。各種試験会場・セミナー等に貸付を行い、19年度は29件を貸し付け、5,403千円の収入があった。（18年度貸付は10件 収入額 2,241千円）	Ⅳ	Ⅳ	
176	3 施設設備の運用状況を定期的 に点検・評価し、計画的な運用と適切な維持管理を行う。	[202] 設備を適切に維持管理するための修繕又は更新計画を作成する。	・ 18年度に作成したフォーマットに基づき、各キャンパスの主要設備について機種・性能・台数等の調査を実施し、利用状況による重要度ランクを設定・分類し、税法上の耐用年数を用いて長期の更新計画を作成した。	Ⅲ	Ⅳ	

177	4 大学に帰属した特許等の知的財産について、技術移転機関等を活用し、本学の知的財産の積極的な移転を図り、特許料収入等の増加を図る。 (関連：中期計画 93、115)	[203] 教員に対する特許相談や技術シーズの移転について、科学技術振興機構（J S T）及び名古屋産業科学研究所（中部T L O）の協力のもと実施する。	- 科学技術振興機構の東海地域の活動拠点である「J S Tイノベーションプラザ東海」に在籍する特許主任調査員に、発明相談や発明委員会への陪席を依頼し、発明相談には 22 回、発明委員会には 4 回出席いただいた。（特許主任調査員は発明についての新規性・進歩性・有用性に関する調査を行っている。） - 名古屋産業科学研究所に研究室訪問やマーケティング活動を委託し、専門性の高い技術移転部の職員に本学の知的財産に関しての事業評価などを依頼した（5 件）。	Ⅲ	Ⅲ	
-----	---	---	--	---	---	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 収入の増加 ① 診療収入の増加 7 対 1 看護の実施や分娩成育先端医療センターの設置、手術件数の増加等により、診療収入が当初予算額を上回った。 ② 外部資金の増加 健康教育研究推進センターにおける「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」が厚生労働省老健局平成 19 年度老人保健健康増進等事業として採択されたことに伴い、新たに国庫補助金の交付を受けた。また、学術奨励寄附金や大学振興基金、科学研究費補助金間接経費等、外部資金の獲得増に努めた結果、当初予算額を上回る収入を得ることができた。 (2) 重点的かつ戦略的な資金配分 理事長主導による重点的かつ戦略的な資金配分を引き続き推進するため、理事長裁量経費の予算額を平成 18 年度に比べ 2 千万円増額し、以下の事業を実施した。 ① 特別研究奨励費 重点課題である「環境問題の解決と挑戦」又は「地域貢献研究」に関する研究や、名古屋市との連携・協力のもと市民の健康増進に向けた研究活動等を推進する「健康教育研究推進センター」事業に位置づけられる研究に対して優先的に配分を行った。		② 理事長裁量経費 大学間交流協定事業などの国際交流事業やバナナ・ペーパーを利用した環境教育事業、学内保育所設置事業などへ配分を行った。 ③ 理事長裁量整備費 主に教育用設備の整備に対して優先的に配分を行った。 - 医学部基礎教育棟における教育用備品・設備の更新 - 薬学部高分子質量精密解析研究教育用機器更新 など また、平成 20 年度予算編成においては、平成 18 年度の経営状況の分析結果を踏まえ、教育経費への配分に配慮することとした。なお、収入については、科学研究費補助金の申請状況の分析・改善等の実施を踏まえた間接経費などの外部資金の増収や、7 対 1 看護体制の継続などによる診療収入の確保など自主財源の増加を図ることとした。
		評価委員会から指摘された事項 (1) 同窓会との共同事業、基金募集等の検討について 【評価委員会からの意見】 今後は医学部以外の同窓会についても活動の活性化を期待する。 本書 19 年度年度計画[195]の業務実績参照

Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標

第1 評価の充実に関する目標

中期目標	自己点検・評価の結果等を公表し、大学運営の改善に結びつけるシステム及び体制の確立を図る。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
178	1 中期計画・年度計画に係る目標項目を点検・評価項目として位置づけるとともに、アンケートの実施等により、学生、患者等のニーズを的確に把握することにより、自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。 (関連：中期計画 56、57、年度計画[77])	[204] 業務実績報告書の作成を基礎にして、認証評価機関による評価を想定した作業を行うと同時に、中期計画及び年度計画の進行管理を行う。	・ 認証評価を勘案した教育に関する自己点検・評価を 20 年度に実施するため、大学評価・学位授与機構（本学が認証評価を受けることを予定している認証評価機関）で認証評価を受けた他大学の自己評価書等を分析し、認証評価を受ける際に必要となる資料や担当する部局の検討等を行った。認証評価基準及び観点（評価項目）と中期計画及び年度計画とを照らし合わせ、その共通点と相違点とを分析し、認証評価への準備と中期計画及び年度計画の進行管理を同時に行えるようにした。	Ⅲ	Ⅲ	
		[205] 学生、患者等のニーズを把握するため引き続きアンケート調査を実施する。	・ 学生に対しては、授業評価に関するアンケート、入学生アンケート等を実施した。また、大学満足度調査を試行的に実施した。 ・ 病院において、患者に対するアンケートを実施した。 ・ 市民に対しては市立大学認知度調査、地域貢献度調査を実施し、オープンキャンパスや大学院説明会、市民公開講座（年度計画[109]の業務実績参照）、企業セミナー等でもアンケート調査を実施した。	Ⅳ	Ⅲ	
		[206] 大学における諸活動の評価・改善に資するため、中期計画の進行を体系的に整備・管理する。	・ 中期計画の項目ごとに進行管理シートを作成した。これにはその中期計画に係る年度計画、業務実績報告、評価委員からの質問及び指摘、資料の提出等を整理して記載しており、中期計画の体系的な進行管理ができるようになっている。また、進行管理シートをホームページ上で公開（学内限定）することにより、教職員がいつでも見ることができるようにした。	Ⅳ	Ⅲ	
		[207] 大学における諸活動に関するデータベースの整備について、引き続き項目、範囲、方法等を検討する。	・ 20 年度に認証評価を勘案した自己点検・評価を行い、その際収集するデータをデータベースとして整備することを、理事長補佐を中心に検討した。 ・ 平成 18 年度業務実績報告書作成の際に収集したデータを参考資料集として取りまとめ、学内限定のホームページで公開した。	Ⅲ	Ⅲ	

179	2 計画、実施、点検・評価、改善に至る一連のマネジメントサイクルを総括的に担当する部門を設置するとともに、評価結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討する。 (関連：中期計画 56)	[208] 計画、実施、点検、評価及び改善のマネジメントサイクルを総括的に担当する理事長補佐及び監査評価室を設置するとともに、評価結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討する。(関連：年度計画[172])	4月に監査評価室を設置し、11月に理事長補佐（評価担当）に人間文化研究科の福吉教授を任命した。これにより、理事長補佐を中心としたPDCAサイクルを推進する自己点検・評価の体制が確立された。 - 平成18年度業務実績報告書に対する評価委員会からの指摘に対する改善や対応を「平成18年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書」としてまとめ、役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討した。	Ⅲ	Ⅲ	
180	3 評価の結果及び改善策・改善結果等をホームページ等で学内外に積極的に公表する。 (関連：中期計画 56、58、182)	[209] 評価の結果、改善策及び改善結果をホームページで公表する。	「平成18年度業務実績に関する評価結果」は本学ホームページや大学評価・学位授与機構が運営する大学評価情報ポータルで公表し、「平成18年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書」は本学ホームページで公表した。 - 病院における患者アンケートは病院ホームページで公開している。教養教育授業評価アンケートや大学満足度調査等は学内限定で公開している。	Ⅲ	Ⅲ	

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標

中期目標	市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、研究成果や知的財産等、大学の持つ資源を広く情報提供するため、広報体制を強化する。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
181	1 広報体制を強化し、報道機関等 マスメディアの積極的な活用、ホーム ページの充実、魅力ある広報誌の 作成等により、市民への情報提供を 積極的に行う。 (関連：中期計画 3、83、144、183)	[210] 各学部及び学科のパン フレット、ホームページ等を更 新するとともに内容をより一層 充実する。	・各学部において以下のようにパンフレット、ホームページ等を充実 させた。 ・医学部→各分野の紹介冊子及びホームページにおける紹介ページ 作成に向けてサンプルを作成した。また、広く卒業生と大学を結 ぶ広報誌「瑞医」（年3回発行）を創刊し、医学研究科・医学部 と附属病院の研究成果・医療技術、学部教育等の最新の話題を発 言した。今後は、市民にも手に取っていただけるよう、附属病院 等にも配布場所を設ける予定。 ・薬学部→研究科紹介パンフレットについて連携大学院や新分野の 紹介を加え改訂を行った。ホームページについては公開イベント へのアプローチを容易にするべく「シンポジウム等」「公開講座	Ⅲ	Ⅲ	

			等」のページの内容を更新した。また英文ホームページの作成を行った。 ・経済学部→3学科設置に合わせ、学部パンフレットを作成するとともに、大学院パンフレットを刷新し、社会人や他学部出身者にもわかりやすくした。また高校生向けのホームページを作成し、オープンキャンパスの内容、過去の試験問題等の情報を掲載した。ホームページのデザインを学生から募集した。学部携帯サイトを開設した。 ・人文社会学部→学科別のパンフレットについて内容を更新の上、1冊にまとめた。ホームページについては人間文化研究科のシラバスの掲載を始めコンテンツの充実を図った。 ・芸術工学部→履修内容や学生の主体性を強調したパンフレットを発行した。あわせてデザイン性の向上を図った。ホームページについてはデザイン性を向上させたリニューアルを行った。 ・看護学部→昨年度に引き続き、研究科のパンフレットを発行した。 ・システム自然科学研究科→ホームページのトップページ左側メニューをわかりやすくしたほか、研究科の概要や所在地マップのページのデザインを変更し、見やすく・使いやすくした。			
		[211] 報道機関への情報提供を積極的に進めるため学術推進室の機能を強化する。	・ 広報担当主査を配置するとともに、大学概要及び大学主催行事など広報の内容に関すること、広報誌・インターネット・記者発表など広報の方法に関すること、その他大学の広報に関することを審議する広報連絡調整会議を設置し、平成20年2月の会議では、「平成20年度広報計画」を策定した。	Ⅲ	Ⅲ	
182	2 大学における適正な個人情報保護に努めるとともに、財務状況や事業内容を分かりやすく開示するなど情報公開体制の確立を図る。 (関連：中期計画180)	[212] 名古屋市あんしん条例に基づき、適正な個人情報保護に努める。	・ 所属ごとに情報に関する自己点検を毎月行った。さらに、本学の情報保護委員会による情報保護対策実地調査を実施した。これらの点検、調査結果については、名古屋市情報保護委員会へ報告した。	Ⅳ	Ⅲ	
183	3 同窓会の全学的組織化を進めるとともに、卒業生・保護者への情報提供を強化する。 (関連：中期計画170、181)	[213] 同窓会の全学的組織化について引き続き検討する。	・ 同窓会の全学的組織化については、開学60周年記念事業の中での共同事業を契機とすることとした。	Ⅲ	Ⅲ	

Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する特記事項	
法人として特色ある取り組み (1) 自己点検・評価について 平成 19 年 4 月に事業評価を所管する監査評価室を設置し、11 月に理事長補佐（評価担当）に人間文化研究科の福吉理事長補佐を任命した。これにより、理事長補佐を中心とした P D C A サイクルを推進する自己点検・評価の体制が確立された。 中期計画及び年度計画の進行管理については、学内の資料として「進行管理シート」を作成し、中期計画及び年度計画の進捗状況を体系的に管理できるようにした。また評価を受けた後には、指摘された事項に対する改善を報告書としてまとめ、「改善報告書」として公表することとした。 さらに、評価に関する情報を学内で共有し、学外にも発信するため、本学のホームページに「名古屋市立大学 大学評価」のページを作成し、学外も含め公開した。 http://www.nagoya-cu.ac.jp/kansa/framepage.html	【評価委員会からの意見】 今後は大学法人としての「進行管理及び点検・改善の手法」を早期に確立し、学生や患者等に対するアンケートなど様々な市民意見や学生による授業評価等の結果も含めて、評価等の結果が適切に改善策に反映されていくことを望みたい。 本書 19 年度年度計画[62][206][208][209]の業務実績参照
評価委員会から指摘された事項 (1) 教育に関する自己点検・評価のシステム化と外部評価制度の確立および、教育に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を公表する制度及び教育内容の改善に活用する仕組みの構築について 【評価委員会からの意見】 自己点検・評価とは、地方独立行政法人制度及び認証評価制度の基本である P D C A サイクル（一目標・点検・評価・実践のシステム）を市立大学に確立することである。すなわち、絶えず自己点検を行い、問題点を洗い出し、改善策を実行していくシステムの確立自体が求められているのである。 中期計画、年度計画の進行管理及び評価手法の確立並びに評価結果、改善策及び改善結果のホームページでの公表について	【評価委員会からの意見】 今後、早期に全学的組織化についての具体的な検討案の作成や方針の策定が望まれる。 19 年度において看護学部同窓会と看護短期大学部同窓会の統合及び医学部における同窓会と同門会の統合が行われ、少しずつ整理がされつつあり、こうした動きの中で、各同窓会と議論を積み重ねながら、検討していきたい。また、20 年度以降に開学 60 周年記念事業の具体的な検討がなされることとなるので、同窓会共同事業を実施する中で組織化を検討することとした。
	(2) 同窓会の全学的組織化の検討について 【評価委員会からの意見】 大学全体として「積極的に展開」する方策を再検討し、実施していくべきである。 オープンキャンパス、市民公開講座等に加え「まるはちの日」、「環境デーなごや」、「わくわくみずほまつり」にブース出展を行い、市立大学広報、大学案内、地域貢献パンフレット、技術シーズ集等の広報資料を配布するとともに、バナナ・ペーパーの実演、大学祭の周知等、学生による情報発信も行った。 また、19 年 4 月、学内に広報連絡調整会議を設置し、大学全体として様々な機会・媒体を利用した積極的な情報提供活動を展開する旨、周知・要請している。
	(3) 市民、受験生等への情報提供活動の積極的な展開について

V その他の業務運営に関する重要目標

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	中長期的な視点に立って、計画的な施設の整備・改修を進め、附属病院を含め良好なキャンパス環境を形成する。
------	---

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己 評価	委員会 評価	
184	1 附属病院外来診療棟の建設と駐車場や地下鉄からの地上通路等の周辺整備を進める。 (関連：中期計画 126)	年度計画なし				
185	2 薬学部校舎等について改築を進める。	[214] 薬学部校舎等の改築（第1期工事）について、既存建物の取壊し及び土壌改良工事を実施するとともに、実施設計を10月末までに完了し、研究棟及び実習棟の建設工事に着手する。 (関連：年度計画[224])	・ 既存建物の取壊し工事を実施し、汚染土壌は適切に最終処分場へ搬出处分した。また、ほぼスケジュールに沿って、実施設計を完了させ、電気・機械・建築各工事の発注を行い、建設工事に着手した。 (参考：スケジュール概要) ＜第1期建設工事＞ 実習棟 / 平成20年11月末完成 研究棟 / 平成21年7月末完成 ＜第2期建設工事＞ 講義棟、管理・図書・厚生棟及び外構 / 平成25年度完成	Ⅲ	Ⅲ	
186	3 山の畑地区の経済学部校舎等の改築について検討を進める。 (関連：中期計画 152)	[215] 施設整備調査に基づき経済学部校舎等の改築に向けた基本構想を策定する。	・ 山の畑キャンパスの改築については、「山の畑キャンパス将来計画検討委員会」を設置し、①学部・学科のあり方等について検討を進めること、②本敷地に高度地区の制限が新たに課されることの2点から、平成6年に策定した整備計画案の見直しが必要となったため、校舎等の再配置のための構想の策定に向けて旧整備計画案の見直し作業を進めた。	Ⅲ	Ⅲ	
187	4 耐震診断に基づく耐震補強工事及びアスベスト対策工事を実施する。	[216] 北千種キャンパス体育館の耐震工事計画を策定する。	・ 全キャンパスの建物について、利用状況や耐震評価の内容・補強工事の状況などを検討し、耐震改修優先順位を見直し、具体的な耐震改修計画を策定し、必要な財源について名古屋市と協議を行った。その中で、北千種キャンパス体育館は老朽化が著しいこと、利用者が少ないことから利用中止とすることとし、川澄図書館及び山の畑・北千種の校舎を3か年で耐震改修することとした。	Ⅲ	Ⅲ	

		[217] アスベスト対策工事を順次実施する。	・ 川澄キャンパス厚生会館階段室のアスベスト除去工事を実施し、留学生宿舎の一部居室の天井アスベスト除去工事を実施した。	Ⅲ	Ⅲ	
188	5 バリアフリーの視点から、誰もが使いやすい施設をめざして、計画的に改修を行う。 (関連：中期計画 73)	年度計画なし				
189	6 グラウンド等運動施設の整備の検討を行う。 (関連：中期計画 55)	[218] 田辺通キャンパスのグラウンド等の整備計画を策定する。	・ 薬学部校舎の改築については、高度地区の制限が新たに課されることとなったため、研究棟及び実習棟を各々 2 棟にすることとなり、それに伴い野球場の移設が必要となったことから、馬場・厩舎を含めたグラウンド全体の整備計画を作成した。	Ⅲ	Ⅲ	
		[219] 山の畑キャンパスのグラウンド、運動施設等の改修及び整備方法について検討する。	・ 山の畑キャンパス将来計画検討委員会において、学部・学科の再編を考慮した校舎の建替計画の検討の進行に合わせて、グラウンド、運動施設等の改修及び整備方法について検討した。	Ⅲ	Ⅲ	

V その他の業務運営に関する重要目標

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標

中期目標	1 教職員・学生に対し、地球環境問題に関する意識の啓発を図るとともに、環境に配慮した大学運営を行い、その取組みや成果を公表する。 2 施設管理、学生の安全確保など全学的な安全管理体制を整備するとともに、防災対策などの危機管理体制を強化・確立する。 3 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、労働・研究環境等の整備を行う。
------	--

No	中期計画	年度計画	計画の実施状況等	達成状況		評価委員会の判断理由、コメントなど
				自己評価	委員会評価	
	1 教育・研究、社会貢献及び大学運営の全般にわたり、持続可能な社会の実現に向け環境問題の解決に積極的に取り組む。					
190	(1) 教養教育及び専門教育に、環境に関する科目を設置する。 (関連：中期計画 11、27)	[220] 経済学部専門教育科目として「環境経済学」の開設をするとともに、人文社会学部専門教育科目として「環境社会学」の開設を準備する。	「環境経済学」を開設した。これは様々な類型の環境問題の発生原因とメカニズム、環境の価値に関する経済的評価手法、そして環境問題の改善に資する主な環境政策手段について考察し、また、中央政府、自治体、企業、NGOなど各政策主体が、環境問題に取り組むための政策活動と利害関係の調整過程について検討し、これらを踏まえて21世紀地球社会を持続可能な発展へと導いていくための条件と課題を明らかにすることを目的とした講義である。 「環境社会学」は平成21年度の開設を予定しており、それに向けカリキュラムの編成を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
191	(2) 教職員・学生に対し、eラーニングを活用するなど、環境問題に関する研修を実施するとともに、ボランティア活動への参加を促進する。 (関連：中期計画 28、102、194)	[221] 教職員・学生に対し、eラーニングを活用する等、環境問題に関する研修を引き続き実施する。(関連：年度計画[226])	- 新入生オリエンテーションにおいて、学生に対する環境問題に関する研修として「エコガイドンス」を実施した。 「国際生物多様性の日（5月22日）」特別講演会を生物多様性条約事務局職員を招き、本学において開催し、教職員が参加することにより、意識啓発に努めた。さらに、COP10開催誘致に向けた公開講演会及び名古屋市民フォーラムを開催し、教職員にも参加を呼びかけた。	Ⅲ	Ⅲ	
192	(3) 地球環境の保全に資する研究分野における先端的な研究に対して、支援を行う。 (関連：中期計画 82)	年度計画なし				

193	(4) 行政に対して、環境問題に関する積極的な協力、提言を行うなど、環境分野での産学官連携を推進するとともに、廃棄物の再利用など地域や行政と連携した実践的な学習活動に対して、支援を行う。 （関連：中期計画 104、106、108、年度計画[95]）	[222] 名古屋市が誘致をめざす生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）の開催に向け、引き続き積極的に協力する。	・ 「国際生物多様性の日（5 月 22 日）」記念行事として特別講演会を開催した。講師には生物多様性条約事務局（モントリオール）職員の香坂玲氏を迎え、「生物多様性：その国際交渉の歴史と 2010 年までの展望」と題し講演を行った。また、香坂氏の事務局任期終了に伴い、環境省及び名古屋市とも連携し、本学の准教授として受け入れ、C O P 10 誘致に国・市とともに取り組むこととした。 ・ 「公開講演会 生物多様性を考える集い」を開催し、杉浦昌弘本学名誉教授による講演「ゲノム解析と生物多様性—みどりの植物は何処から来たか—」を行った。 ・ 「C O P 10 誘致協賛名古屋市民フォーラム：鎮守の森から生物多様性を考える」を開催し、横浜国立大学教授 藤原一繪氏による基調講演を行った。 ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致委員会が設置した、「生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致構想策定委員会」に今川理事（研究担当）が委員として参画した。当策定委員会は、平成 20 年 3 月 10 日に生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致構想策定に向けた提言書をまとめた。 ・ 愛知学長懇話会が提供する平成 20 年度「コーディネート科目」において、「生物多様性」をキーワードに生態系の保全についての講義を実施することとした。	IV	IV	
		[223] 「バナナプロジェクト」（農産廃棄物であるバナナの茎から繊維を抽出し、無薬品でパルプ化して紙を製造する技術）などの環境に関する研究成果を各種イベント、講演会、実演などを通じて地域や国際社会に還元する。	・ 以下のイベント等に参加し、「バナナプロジェクト」を地域に還元した。 ・ 小中学生を対象としたイベント「バナナから紙をつくろう」（5 月 6 日東谷山フルーツパーク） ・ 出前授業（5 月 29 日桜小学校（南区）） ・ 現代G P 国際環境セミナー「バナナから考える地球環境とわたしたちの暮らし」（7 月 28 日市大病院大ホール） ・ 「まるはちの日」に出展、パネル展示（8 月 8 日久屋大通公園） ・ 「環境デーなごや」に出展「バナナペーパーづくり」（9 月 23 日久屋大通公園） ・ 「ワールド・コラボ・フェスタ」に出展「バナナペーパーづくり」（10 月 28 日久屋大通公園） ・ 「わくわくみずほまつり」に出展、パネル展示およびビデオ上映（11 月 3 日瑞穂区役所）	III	III	
194	(5) キャンパスごとに環境に配慮して緑化を推進するとともに、地球	[224] 薬学部校舎等の改築に係る実施設計において、引き続	・ 実施設計において、屋上緑化・壁面緑化を採用するとともに、自然換気システムとクールチューブによる地熱利用など環境対策の導入を	III	III	

	温暖化対策やごみ減量対策を講じるなど、環境に優しい運営に努める。また、校舎等の建物の改築、改修を行う場合には、先進的環境対策の導入を積極的に進める。 （関連：中期計画 173、191）	き環境対策の積極的な導入を検討する。（関連：年度計画[214]）	図った。さらに、タイルルーバー、ペアガラス等を設置して省エネを図り、省エネ高効率機器を採用した。			
		[225] 川澄キャンパスにおいて、駐車場及び駐輪場整備計画の策定に合わせて、植樹等によるキャンパス緑化計画を策定する。	・ 駐車場及び駐輪場整備計画に合せて川澄キャンパスの緑地計画を策定した。病院駐車場を敷地北側及び東側に配置するとともに敷地北東部にまとまった緑地を設けて患者等の憩いの場として整備することとした。また、病院外来棟屋上の緑化と学生及び学内保育所の憩いの場として医学部研究棟南側に緑地を整備するため、病院外来棟屋上緑化工事と研究棟南側緑地整備工事を 20 年 2～3 月に実施した。	Ⅳ	Ⅳ	
		[226] 学生に対し、ゴミの分別方法を始めとするエコガイダンスを実施する。	・ 新入生オリエンテーションにおいてエコガイダンスを実施し、名古屋市環境局より「資源とごみの分け方・出し方」を始め、「みんなでへらそうCO2」「路上禁煙地区」について、講演を行った。	Ⅲ	Ⅲ	
195	(6) 環境問題への取り組みの成果をとりまとめて報告書を策定し、公表する。	[227] 環境問題への取り組みの成果について、報告書を作成し、公表する。	・ 大学運営等に係る環境保全活動の結果をまとめた環境保全実践計画報告書を 18 年度分について 12 月に作成し、ホームページで公表した。	Ⅲ	Ⅲ	
196	2 施設・設備等の安全点検・整備、大規模災害に備えた危機管理等の各種マニュアルを再点検・整備するとともに、教育、訓練等を実施する。	[228] 18 年度策定した危機管理マニュアルや防災計画に基づき防災訓練等を実施する。	・ 非常時における全学の緊急連絡網を年度当初に作成・確認し、意識啓発を図った。 ・ 病院において、避難訓練、消火訓練とあわせ消防訓練を実施し、防火意識の向上等をはかった。なお、訓練には 86 名が参加した。また、名古屋市防災管理公社職員を招き、防火機器講習を実施した。	Ⅲ	Ⅲ	
197	3 産業医と臨床心理士を配置し、大学職員の心身の健康管理と増進を図るなど、職場の労働環境の改善に努める。	[229] 大学職員の心身の健康管理と増進を図るため、臨床心理士を配置する。	・ 学生カウンセラーも兼務する臨床心理士を配置し、毎週火曜日と金曜日に 2 時間カウンセリングを実施することとした。7 月～3 月の間の相談件数は 18 件であった。	Ⅲ	Ⅲ	
198	4 セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント等の人権侵害の防止に関し、研修等により教職員の理解を深めるとともに、相談窓口等の制度を充実する。 （関連：中期計画 70）	[230] セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント防止対策ガイドラインに基づき、関係規程を整備する。	・ 公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程」を整備し、相談窓口体制、防止対策体制の組織とそれぞれの役割を定めた。 ・ ハラスメント防止対策体制の組織については、ハラスメント対策委員、相談員、学外カウンセラーをそれぞれ任命するとともに、ポスターの掲示や大学HPに独自のサイトを設け、学内の周知を図った。	Ⅳ	Ⅲ	
199	5 男女共同参画行動指針を策定するとともに、教職員・大学院生等	[231] 男女共同参画行動計画を策定する。	・ 20 年度実施に向け、女性教員比率向上のためのポジティブアクションを男女共同参画行動計画として策定した。	Ⅲ	Ⅲ	

	を対象とした保育所を設置する。 (関連：中期計画 161)	[232] 院内保育所のあり方について引き続き検討するとともに、学内保育所の設置に向けた準備を進める。	- 院内保育所（病院勤務の教員、医師、医療技術職員及び看護保健職員の乳幼児を対象に運営）について、8月28日、11月14日、3月27日の3回、病院内において院内保育所運営委員会を開催し、学内保育所との統合及び西棟への仮移転について検討したが、結論には至らず、今後も引き続き検討していくこととした。 - 学内保育所については、川澄キャンパス西棟1階スペースの施設改修を行い、延床面積約320㎡の保育施設を整備するとともに、学内の有識者で構成する学内保育所検討委員会での検討(計10回開催)を経ながら、コンサルティング業者及び運営事業者により開園の準備を進め、平成20年4月の開園に向けての園児を募集した。保育所名も学内で募集し、学内保育所は「さくら保育所」と命名した。	Ⅳ	Ⅳ	
200	6 次世代育成支援対策推進法に基く行動計画の策定とその推進を図る。	[233] 次世代育成支援行動計画を策定し、学内の周知を図る。	子育て、家庭生活と仕事の両立を可能にする労働環境の整備に対する基本方針と具体的な行動計画を定めた、次世代育成支援行動計画案を平成20年度実施に向け、策定し、各種会議において周知を図った。	Ⅲ	Ⅲ	

V その他の業務運営に関する特記事項

法人として特色ある取り組み (1) 学内保育所の設置について 国の「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)において、大学への協力要請として、国公私立を問わず各大学において、女性が活躍できる環境づくりへの取り組みが掲げられた。これを受け、本学でも、「男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、女性教員の増加を図る」、「男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、労働・研究環境等の整備を行う」とする中期目標に対して、これを達成するための措置として、中期計画において、「女性教員の採用拡大のため勤務環境等の改善を図り、女性教員比率20%をめざす」(目標年次・平成23年度)、「教職員・大学院生等を対象とした保育所を設置する」(目標年次・平成20年度)こととしている。 学内保育所の開設にあたっては、まず、保育所を整備するにあたっての策定資料とするため、その利用需要実態調査を実施した(5月実施)。この調査結果を基に、専門のコンサルティング業者の指導を受けて、保育所の制度設計を進めるとともに、学内の保育・次世代育成等に識見を有する教職員で構成する学内保育所検討委員会を立ち上げ、保育所の施設整備、運営内容の全般にわたって、検討を積み重ねた(計10回開催)。	こうした検討の結果、①保育所の利用対象者については、教職員(非常勤職員を含む。)だけでなく、学生(大学院生を含む。)を含むことに、②通常保育や延長保育の他に、夜間保育や病児・病後児保育、一時保育も実施することに、③園庭に代わる緑地帯を別に整備することとなった。 また、学内保育所の説明会を実施し、園児を募集するだけでなく、学内の利用対象者に対し、施設の内覧会を実施した。そして、学内の多くの方たちに親しまれるよう名前を学内公募し、「さくら保育所」と命名するとともに、保育所内を彩る壁画については、芸術工学部の学生によって創作された。 このように学内全体の協力により平成20年4月に「さくら保育所」は開園を迎えることとなった。 評価委員会から指摘された事項 (1) 男女共同参画の視点からの女性教員の登用について 教職員の男女共同参画推進の条件整備に関するアンケート結果を基に現状把握を行ったことは有意義であり、これを基にした改革の進展を期待したい。 本書19年度年度計画[231]の業務実績参照
---	--

Ⅵ 予算、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 限度額 25 億円 2 想定される理由 運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。	1 限度額 25 億円 2 想定される理由 運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。	該当なし

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

Ⅸ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。	該当なし

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	決算額 (百万円)	財 源
・ 薬学部校舎の整備 ・ 山の畑キャンパスの整備検討調査 ・ 校舎の耐震改修等 ・ 外来診療棟の整備 ・ 大型医療機器備品の整備 ・ 救命救急センター開設のための施設整備 ・ 市立病院医療情報共有化システムの整備	総額 18,995	施設整備費補助金	・ 薬学部校舎の整備 ・ 附属病院の整備	総額 800	施設整備費補助金	・ 薬学部校舎の整備 ・ 附属病院の整備	総額 585	施設整備費補助金
*この計画は見込みであり、具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。								

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

2 積立金の使途

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

別表(学部、研究科の状況)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 ① 人	収容数 ② 人	定員充足率 (②／①) %
医学部	480	480	100
薬学部	400	429	107
薬学科	220	236	107
生命薬科学科	180	193	107
経済学部	830	868	105
1 年次	230	235	102
経済学科	420	448	107
経営学科	180	185	103
人文社会学部	660	706	107
人間科学科	220	227	103
現代社会学科	220	233	106
国際文化学科	220	246	112
芸術工学部	300	316	105
デザイン情報学科	150	162	108
都市環境デザイン学科	150	154	103
看護学部	320	327	102
学部計	2,990	3,126	105

平成 19 年 5 月 1 日現在

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 ① 人	収容数 ② 人	定員充足率 (②／①) %
医学研究科	208	205	99
薬学研究科	198	188	95
前期課程	144	149	103
後期課程	54	39	72
経済学研究科	110	112	102
前期課程	80	81	101
後期課程	30	31	103
人間文化研究科	65	81	125
前期課程	50	57	114
後期課程	15	24	160
芸術工学研究科	65	51	78
前期課程	50	43	86
後期課程	15	8	53
看護学研究科	39	38	97
前期課程	24	27	113
後期課程	15	11	73
システム自然科学研究科	45	45	100
前期課程	30	38	127
後期課程	15	7	47
大学院計	730	720	99